

# JIS H 3300(2018) 「銅及び銅合金の継目無管」の定期確認に関する技術評価書

令和 7 年 12 月 9 日  
日本電気技術規格委員会

経済産業省の委託事業「令和 7 年度新エネルギー等の保安規制高度化事業（電気設備技術基準関連規格等調査）」において設置された「電気設備技術基準関連規格等調査委員会」からの要請に基づき、JIS H 3300(2018)（以下「JIS」という。）の民間規格等のリスト化に当たり、令和 2 年 7 月 17 日に公示された国の内規（民間規格評価機関の評価・承認による民間規格等の電気事業法に基づく技術基準（電気設備に関するもの）への適合性確認のプロセスについて）に基づき技術評価を実施した。

## I. JIS H 3300(2018)に関する技術評価書

技術評価の要件 (民間規格評価機関の要件 2. (3)⑥より)	評価	確認内容
1. 関係する省令基準及び基準解釈の条文は何か。	—	<p>①関係する省令基準</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・第 6 条（電線等の断線の防止）</li><li>・第 21 条（架空電線及び地中電線の感電の防止）</li><li>・第 57 条（配線の使用電線）第 1 項</li></ul> <p>②関係する基準解釈</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・第 9 条（低圧ケーブル）第 4 項第四号</li></ul>
2. 規定内容が明確かつ実現可能で、規格体系として成立するものであるか。	○	<p>JIS は、銅管に必要な機械的性質（引張強さ、伸び及び硬さ）、化学成分について明確に規定し、原案は、一般社団法人日本伸銅協会（JCBA）及び一般財団法人日本規格協会（JSA）において作成され、実現可能な内容となっている。</p> <p>また、JIS は、産業標準化法に基づく国家規格であり、JIS Z 8301「規格票の様式及び作成方法」に基づき作成されており、規格体系としても成立している。</p> <p><u>以上を踏まえ、JIS の内容は、明確かつ実現可能な内容となっており規格体系として成立している。</u></p>

技術評価の要件 (民間規格評価機関の要件 2. (3)⑥より)	評価	確認内容
3. 関連する技術の動向及び最新知見を参考・考慮しているか。	○	JIS は、令和 7 年度に実施した委託事業の「電気設備技術基準関連規格等調査委員会」の調査において <u>最新の内容</u> であることが確認されている。
4. 関係法令に基づく技術基準に抵触しないものであるか。	○	<u>表 1 の「適合性確認」に示すとおり</u> 、関連する電技省令第 6 条、第 21 条、第 57 条に適合し、 <u>関連する技術基準に抵触していない</u> 。
5. その他民間規格等の内容に応じ、保安に係る必要な確認項目を満たしているか。	○	JIS では、銅管に必要な機械的性質を規定している他、製品に対する検査項目、表示についても明確に規定している。

表1 JIS H 3300(2018)に関する省令基準等との適合性確認

関連する省令基準	評価項目	適合性の確認
第6条 <u>電線、支線、架空地線、弱電流電線等(弱電流電線及び光ファイバケーブルをいう。以下同じ。)その他の電気設備の保安のために施設する線は、通常の使用状態において断線のおそれがないように施設しなければならない。</u>	・JIS の継続により電技解釈で規定する MI ケーブルの銅管性能に影響はないか。	<p><u>関連する省令基準に適合。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・左欄の関連する省令基準を踏まえ、電技解釈第 9 条(低圧ケーブル) 第 4 項では、MI ケーブルの外装に使用できる銅管の種類として JIS を引用している。</li> <li>・令和 7 年度に実施した委託事業の「電技関連規格等調査委員会」の調査では、当該 JIS の変更がないことを確認している。</li> <li>・この結果より、引き続き電技解釈に JIS を引用できると判断した。</li> <li>・以上を踏まえ、関連する省令基準に適合すると評価した。</li> </ul>
第21条 <u>低圧又は高圧の架空電線には、感電のおそれがないよう、使用電圧に応じた絶縁性能を有する絶縁電線又はケーブルを使用しなければならない。</u> ただし、通常予見される使用形態を考慮し、感電のおそれがない場合は、この限りでない。  2 <u>地中電線</u> (地中電線路の電線をいう。以下同じ。)には、感電のおそれがないよう、 <u>使用電圧に応じた絶縁性能を有するケーブルを使用しなければならない。</u>		
第57条 第1項 <u>配線の使用電線</u> (裸電線及び特別高圧で使用する接触電線を除く。)には、感電又は火災のおそれがないよう、 <u>施設場所の状況及び電圧に応じ、使用上十分な強度及び絶縁性能を有するものでなければならない。</u>		

## JIS T 1022(2023) 「病院電気設備の安全基準」に関する技術評価書

令和 7 年 12 月 9 日  
日本電気技術規格委員会

経済産業省の委託事業「令和 7 年度新エネルギー等の保安規制高度化事業（電気設備技術基準関連規格等調査）」において設置された「電気設備技術基準関連規格等調査委員会」からの要請に基づき、JIS T 1022(2023)（以下「JIS」という。）の民間規格等のリスト化に当たり、令和 2 年 7 月 17 日に公示された国の内規（民間規格評価機関の評価・承認による民間規格等の電気事業法に基づく技術基準（電気設備に関するもの）への適合性確認のプロセスについて）に基づき技術評価を実施した。

### I. JIS T 1022(2023)に関する技術評価書

技術評価の要件 (民間規格評価機関の要件 2. (3)⑥より)	評価	確認内容
1. 関係する省令基準及び基準解釈の条文は何か。	—	<p>①関係する省令基準 ・第 11 条（電気設備の接地の方法）</p> <p>②関係する基準解釈 ・第 18 条（工作物の金属体を利用した接地工事）第 1 項第四号</p>
2. 規定内容が明確かつ実現可能で、規格体系として成立するものであるか。	○	<p>JIS は、医用電気機器などの使用上の安全確保のため、病院、診療所などに設ける電気設備のうち、医用接地方式、非接地配線方式及び非常電源に対する、安全基準及び施設方法について明確に規定し、原案は、一般社団法人電気設備学会 (IEIEJ) 及び一般財団法人日本規格協会 (JSA) において作成され、実現可能な内容となっている。</p> <p>また、JIS は、産業標準化法に基づく国家規格であり、JIS Z 8301「規格票の様式及び作成方法」に基づき作成されており、規格体系としても成立している。</p> <p>以上を踏まえ、<u>JIS の内容は、明確かつ実現可能な内容となっており規格体系として成立している。</u></p>

技術評価の要件 (民間規格評価機関の要件 2. (3)⑥より)	評価	確認内容
3. 関連する技術の動向及び最新知見を参考・考慮しているか。	○	JIS は、令和 7 年度に実施した委託事業の「電気設備技術基準関連規格等調査委員会」の調査において <u>最新の内容</u> であることが確認されている。
4. 関係法令に基づく技術基準に抵触しないものであるか。	○	<u>表 1 の「適合性確認」に示すとおり、</u> 関連する電技省令第 11 条に適合し、 <u>関連する技術基準に抵触していない。</u>
5. その他民間規格等の内容に応じ、保安に係る必要な確認項目を満たしているか。	○	JIS では、医用電気機器などの使用上の安全確保のため、病院、診療所などに設ける電気設備のうち、医用接地方式、非接地配線方式及び非常電源に対する、安全基準及び施設方法について規定している。

表1 JIS T 1022(2023)に関する省令基準等との適合性確認

関連する省令基準	評価項目	適合性の確認
第11条 電気設備に <u>接地</u> を施す場合は、 <u>電流が安全かつ確実に大地に通ずることができるよう</u> にしなければならない。	・最新JISへの更新により電技解釈で規定する接地の取り扱いに影響はないか。	<p><u>関連する省令基準に適合。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・左欄の関連する省令基準を踏まえ、電技解釈第18条第1項第四号では、等電位ボンディングの施工において、1線地絡電流が流れた場合の接触電圧を推定するための接地抵抗値を計算するために附属書A(参考)「建築構造体の接地抵抗値の計算」を引用している。</li> <li>・令和7年度に実施した委託事業の「電技関連規格等調査委員会」の調査では、旧JISと新JISの改正点に関して比較検討を実施した。</li> <li>・検討の結果、今回の改正で引用箇所の規定内容に変更がないことを確認している。</li> <li>・この結果より、電技解釈への継続引用に技術的問題がないと判断した。</li> <li>・以上を踏まえ、関連する省令基準に適合すると評価した。</li> </ul>

JIS C 1910-1(2017)「人体ばく露を考慮した直流磁界並びに1Hz～100kHzの交流磁界及び交流電界の測定—第1部：測定器に関する要求事項」の定期確認に関する技術評価書

令和7年12月9日  
日本電気技術規格委員会

経済産業省の委託事業「令和7年度新エネルギー等の保安規制高度化事業（電気設備技術基準関連規格等調査）」において設置された「電気設備技術基準関連規格等調査委員会」からの要請に基づき、JIS C 1910-1(2017)（以下「JIS」という。）の民間規格等のリスト化に当たり、令和2年7月17日に公示された国の内規（民間規格評価機関の評価・承認による民間規格等の電気事業法に基づく技術基準（電気設備に関するもの）への適合性確認のプロセスについて）に基づき技術評価を実施した。

I. JIS C 1910-1(2017)に関する技術評価書

技術評価の要件 (民間規格評価機関の要件2.(3)⑥より)	評価	確認内容
1. 関係する省令基準及び基準解釈の条文は何か。	—	<p>①関係する省令基準</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・第27条の2（電気機械器具等からの電磁誘導作用による人の健康影響の防止）</li></ul> <p>②関係する基準解釈</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・第31条（変圧器等からの電磁誘導作用による人の健康影響の防止）第2項</li><li>・第39条（変電所等からの電磁誘導作用による人の健康影響の防止）第2項</li><li>・第50条（電線路からの電磁誘導作用による人の健康影響の防止）第2項</li></ul>
2. 規定内容が明確かつ実現可能で、規格体系として成立するものであるか。	○	<p>JISは、直流磁界並びに1Hz～100kHzの周波数帯域の準静的磁界、磁界及び電界の強度測定に用いる測定器について明確に規定し、原案は、一般社団法人電気学会（IEEJ）及び一般財団法人日本規格協会（JSA）において作成され、実現可能な内容となっている。</p> <p>また、JISは、産業標準化法に基づく国家規格であり、JIS Z 8301「規格票の様式及び作成方法」に基づき作成</p>

技術評価の要件 (民間規格評価機関の要件 2. (3)⑥より)	評価	確認内容
		されており、規格体系としても成立している。 以上を踏まえ、 <u>JIS の内容は、明確かつ実現可能な内容となっており規格体系として成立している。</u>
3. 関連する技術の動向及び最新知見を参考・考慮しているか。	○	JIS は、令和 7 年度に実施した委託事業の「電気設備技術基準関連規格等調査委員会」の調査において <u>最新の内容</u> であることが確認されている。
4. 関係法令に基づく技術基準に抵触しないものであるか。	○	<u>表 1 の「適合性確認」に示すとおり、</u> 関連する電技省令第 27 条の 2 に適合し、 <u>関連する技術基準に抵触していない。</u>
5. その他民間規格等の内容に応じ、保安に係る必要な確認項目を満たしているか。	○	JIS では、直流磁界並びに 1Hz～100kHz の周波数帯域の準静的磁界、磁界及び電界の強度測定に用いる測定器の性能仕様を規定している他、測定器の校正、検証についても明確に規定している。

表1 JIS C 1910-1(2017)に関する省令基準等との適合性確認

関連する省令基準	評価項目	適合性の確認
<p>第 27 条の 2 変圧器、開閉器その他これらに類するもの又は電線路を発電所、変電所、開閉所及び需要場所以外の場所に施設するに当たっては、通常の使用状態において、<u>当該電気機械器具等からの電磁誘導作用により人の健康に影響をおそれがないよう、当該電気機械器具等のそれぞれの付近において、人によって占められる空間に相当する空間の磁束密度の平均値が、商用周波数において二百マイクロテスラ以下</u>になるように施設しなければならない。ただし、田畠、山林その他の人の往来が少ない場所において、人体に危害を及ぼすおそれがないように施設する場合は、この限りでない。</p> <p>2 変電所又は開閉所は、通常の使用状態において、当該施設からの電磁誘導作用により人の健康に影響を及ぼすおそれがないよう、当該施設の付近において、人によって占められる空間に相当する<u>空間の磁束密度の平均値が、商用周波数において二百マイクロテスラ以下</u>になるように施設しなければならない。ただし、田畠、山林その他の人の往来が少ない場所において、人体に危害を及ぼすおそれがないように施設する場合は、この限りでない。</p>	<p>・JIS の継続により電技解釈で規定する測定装置の性能に影響はないか。</p>	<p><u>関連する省令基準に適合。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・左欄の関係する省令基準を踏まえ、電技解釈第 31 条（変圧器等からの電磁誘導作用による人の健康影響の防止）、第 39 条（変電所等からの電磁誘導作用による人の健康影響の防止）及び第 50 条（電線路からの電磁誘導作用による人の健康影響の防止）で規定する測定装置として JIS を引用している。</li> <li>・令和 7 年度に実施した委託事業の「電技関連規格等調査委員会」の調査では、当該 JIS の変更がないことを確認している。</li> <li>・この結果より、引き続き電技解釈に JIS を引用できると判断した。</li> <li>・以上を踏まえ、関連する省令基準に適合すると評価した。</li> </ul>

## JIS C 4604(2017)「高圧限流ヒューズ」の定期確認に関する技術評価書

令和7年12月9日  
日本電気技術規格委員会

経済産業省の委託事業「令和7年度新エネルギー等の保安規制高度化事業（電気設備技術基準関連規格等調査）」において設置された「電気設備技術基準関連規格等調査委員会」からの要請に基づき、JIS C 4604(2017)（以下「JIS」という。）の民間規格等のリスト化に当たり、令和2年7月17日に公示された国の内規（民間規格評価機関の評価・承認による民間規格等の電気事業法に基づく技術基準（電気設備に関するもの）への適合性確認のプロセスについて）に基づき技術評価を実施した。

### I. JIS C 4604(2017)に関する技術評価書

技術評価の要件 (民間規格評価機関の要件2.(3)⑥より)	評価	確認内容
1. 関係する省令基準及び基準解釈の条文は何か。	—	<p>①関係する省令基準 ・第14条（過電流からの電線及び電気機械器具の保護対策）</p> <p>②関係する基準解釈 ・第34条（高圧又は特別高圧の電路に施設する過電流遮断器の性能等） 第2項第二号</p>
2. 規定内容が明確かつ実現可能で、規格体系として成立するものであるか。	○	<p>JISは、交流回路で公称電圧3.3kV又は6.6kV、周波数50Hz又は60Hzの電路の各極に使用する、気中かつ屋外用又は屋内用の高圧限流ヒューズについて明確に規定し、原案は、一般社団法人日本電機工業会（JEMA）及び一般財団法人日本規格協会（JSA）において作成され、実現可能な内容となっている。</p> <p>また、JISは、産業標準化法に基づく国家規格であり、JIS Z 8301「規格票の様式及び作成方法」に基づき作成されており、規格体系としても成立している。</p> <p>以上を踏まえ、<u>JISの内容は、明確かつ実現可能な内容となっており規格体系として成立している。</u></p>

技術評価の要件 (民間規格評価機関の要件 2. (3)⑥より)	評価	確認内容
3. 関連する技術の動向及び最新知見を参考・考慮しているか。	○	JISは、令和7年度に実施した委託事業の「電気設備技術基準関連規格等調査委員会」の調査において <u>最新の内容</u> であることが確認されている。
4. 関係法令に基づく技術基準に抵触しないものであるか。	○	<u>表1の「適合性確認」に示すとおり、</u> 関連する電技省令第14条に適合し、 <u>関連する技術基準に抵触していない。</u>
5. その他民間規格等の内容に応じ、保安に係る必要な確認項目を満たしているか。	○	JISでは、交流回路で公称電圧3.3kV又は6.6kV、周波数50Hz又は60Hzの電路の各極に使用する、気中かつ屋外用又は屋内用の高圧限流ヒューズを規定している他、試験方法についても明確に規定している。

表1 JIS C 4604(2017)に関する省令基準等との適合性確認

関連する省令基準	評価項目	適合性の確認
<p><u>第14条 電路の必要な箇所には、過電流による過熱焼損から電線及び電気機械器具を保護し、かつ、火災の発生を防止できるよう、過電流遮断器を施設しなければならない。</u></p>	<p>・JIS の継続により電技解釈で規定する包装ヒューズの構造、試験方法及び性能に影響はないか。</p>	<p><u>関連する省令基準に適合。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・左欄の関連する省令基準を踏まえ、電技解釈第34条（高圧又は特別高圧の電路に施設する過電流遮断器の性能等）では、過電流遮断器として高圧電路に施設する包装ヒューズに要求する「構造」及び「完成品に対する試験方法と性能」への適合要件として JIS を引用している。</li> <li>・令和7年度に実施した委託事業の「電技関連規格等調査委員会」の調査では、当該 JIS の変更がないことを確認している。</li> <li>・この結果より、引き続き電技解釈に JIS を引用できると判断した。</li> <li>・以上を踏まえ、関連する省令基準に適合すると評価した。</li> </ul>

## JIS B 8210(2025) 「安全弁」に関する技術評価書

令和 7 年 12 月 9 日  
日本電気技術規格委員会

経済産業省の委託事業「令和 7 年度新エネルギー等の保安規制高度化事業（電気設備技術基準関連規格等調査）」において設置された「電気設備技術基準関連規格等調査委員会」からの要請に基づき、JIS B 8210(2025)（以下「JIS」という。）の民間規格等のリスト化に当たり、令和 2 年 7 月 17 日に公示された国の内規（民間規格評価機関の評価・承認による民間規格等の電気事業法に基づく技術基準（電気設備に関するもの）への適合性確認のプロセスについて）に基づき技術評価を実施した。

### I. JIS B 8210(2025)に関する技術評価書

技術評価の要件 (民間規格評価機関の要件 2. (3)⑥より)	評価	確認内容
1. 関係する省令基準及び基準解釈の条文は何か。	—	<p>①関係する省令基準</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・第 33 条（ガス絶縁機器等の危険の防止）</li><li>・第 34 条（加圧装置の施設）</li></ul> <p>②関係する基準解釈</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・第 40 条（ガス絶縁機器等の圧力容器の施設）第 1 項第二号及び第 2 項五号</li><li>・第 122 条（地中電線路の加圧装置の施設）第 1 項第五号口</li></ul>
2. 規定内容が明確かつ実現可能で、規格体系として成立するものであるか。	○	<p>JIS は、揚程式安全弁の種類及び構造について明確に規定し、原案は、一般社団法人日本ボイラ協会（JBA）及び一般財団法人日本規格協会（JSA）において作成され、実現可能な内容となっている。</p> <p>また、JIS は、産業標準化法に基づく国家規格であり、JIS Z 8301「規格票の様式及び作成方法」に基づき作成されており、規格体系としても成立している。</p> <p>以上を踏まえ、<u>JIS の内容は、明確かつ実現可能な内容となっており規格体系として成立している。</u></p>

技術評価の要件 (民間規格評価機関の要件 2. (3)⑥より)	評価	確認内容
3. 関連する技術の動向及び最新知見を参考・考慮しているか。	○	JIS は、令和 7 年度に実施した委託事業の「電気設備技術基準関連規格等調査委員会」の調査において <u>最新の内容</u> であることが確認されている。
4. 関係法令に基づく技術基準に抵触しないものであるか。	○	<u>表 1 の「適合性確認」に示すとおり、</u> 関連する電技省令第 33 条及び第 34 条に適合し、 <u>関連する技術基準に抵触していない。</u>
5. その他民間規格等の内容に応じ、保安に係る必要な確認項目を満たしているか。	○	JIS では、安全弁に必要な構造を規定している他、製品に対する検査項目、表示についても明確に規定している。

表1 JIS B 8210(2025)に関する省令基準等との適合性確認

関連する省令基準	評価項目	適合性の確認
<p>第33条 発電所又は変電所、開閉所若しくはこれらに準ずる場所に施設するガス絶縁機器(充電部分が圧縮絶縁ガスにより絶縁された電気機械器具をいう。以下同じ。)及び開閉器又は遮断器に使用する圧縮空気装置は、次の各号により施設しなければならない。</p> <p>一 圧力を受ける部分の材料及び構造は、最高使用圧力に対し十分に耐え、かつ、安全なものであること。</p> <p>二 圧縮空気装置の空気タンクは、耐食性を有すること。</p> <p><u>三 圧力が上昇する場合において、当該圧力が最高使用圧力に到達する以前に当該圧力を低下させる機能を有すること。</u></p> <p><u>四 圧縮空気装置は、主空気タンクの圧力が低下した場合に圧力を自動的に回復させる機能を有すること。</u></p> <p>五 異常な圧力を早期に検知できる機能を有すること。</p> <p>六 ガス絶縁機器に使用する絶縁ガスは、可燃性、腐食性及び有毒性のないものであること。</p>	<p>・最新JISへの更新により電技解釈で規定する安全弁の性能に影響はないか。</p>	<p><u>関連する省令基準に適合。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・左欄の関連する省令基準を踏まえ、電技解釈第40条(ガス絶縁機器等の圧力容器の施設)第1項第二号では「ガス絶縁機」、第1項第五号では「空気圧縮機」、第122条(地中電線路の加圧装置の施設)第1項第五号ロでは、「自動的に圧縮ガスを供給する加圧装置」に、使用する安全弁の種類および構造としてJISを引用している。</li> <li>・令和7年度に実施した委託事業の「電技関連規格等調査委員会」の調査では、JISの改正により規定項目の追加、試験・測定の緩和等が実施されたが、規定内容(品質・性能)は同等以上であるため、電技解釈に引用されているJISを最新のJISに更新できることを確認している。</li> <li>・この結果より、電技解釈に最新のJISを引用できると判断した。</li> <li>・以上を踏まえ、関連する省令基準に適合すると評価した。</li> </ul>

関連する省令基準	評価項目	適合性の確認
<p>第34条 圧縮ガスを使用してケーブルに圧力を加える装置は、次の各号により施設しなければならない。</p> <p>一 圧力を受ける部分は、最高使用圧力に対して十分に耐え、かつ、安全なものであること。</p> <p>二 自動的に圧縮ガスを供給する加圧装置であって、故障により圧力が著しく向上するおそれがあるものは、上昇した圧力に耐える材料及び構造であるとともに、<u>圧力が上昇する場合において、当該圧力が最高使用圧力に到達する以前に当該圧力を低下させる機能を有すること。</u></p> <p>三 圧縮ガスは、可燃性、腐食性及び有毒性のないものであること。</p>		

## JIS B 8265(2024)「圧力容器の構造－一般事項」に関する技術評価書

令和7年12月9日  
日本電気技術規格委員会

経済産業省の委託事業「令和7年度新エネルギー等の保安規制高度化事業（電気設備技術基準関連規格等調査）」において設置された「電気設備技術基準関連規格等調査委員会」からの要請に基づき、JIS B 8265(2024)（以下「JIS」という。）の民間規格等のリスト化に当たり、令和2年7月17日に公示された国の内規（民間規格評価機関の評価・承認による民間規格等の電気事業法に基づく技術基準（電気設備に関するもの）への適合性確認のプロセスについて）に基づき技術評価を実施した。

### I. JIS B 8265(2024)に関する技術評価書

技術評価の要件 (民間規格評価機関の要件2.(3)⑥より)	評価	確認内容
1. 関係する省令基準及び基準解釈の条文は何か。	—	<p>①関係する省令基準</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・第33条（ガス絶縁機器等の危険の防止）</li><li>・第34条（加圧装置の施設）</li></ul> <p>②関係する基準解釈</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・第40条（ガス絶縁機器等の圧力容器の施設）第2項第二号イ</li><li>・第122条（地中電線路の加圧装置の施設）第1項第五号イ</li></ul>
2. 規定内容が明確かつ実現可能で、規格体系として成立するものであるか。	○	<p>JISは、設計圧力30MPa未満の圧力容器の構造及び材料の特性について明確に規定し、原案は、一般財団法人日本規格協会（JSA）において作成され、実現可能な内容となっている。</p> <p>また、JISは、産業標準化法に基づく国家規格であり、JIS Z 8301「規格票の様式及び作成方法」に基づき作成されており、規格体系としても成立している。</p> <p>以上を踏まえ、<u>JISの内容は、明確かつ実現可能な内容となっており規格体系として成立している。</u></p>

技術評価の要件 (民間規格評価機関の要件 2. (3)⑥より)	評価	確認内容
3. 関連する技術の動向及び最新知見を参考・考慮しているか。	○	JIS は、令和 7 年度に実施した委託事業の「電気設備技術基準関連規格等調査委員会」の調査において <u>最新の内容</u> であることが確認されている。
4. 関係法令に基づく技術基準に抵触しないものであるか。	○	<u>表 1 の「適合性確認」に示すとおり、</u> 関連する電技省令第 33 条、第 34 条に適合し、 <u>関連する技術基準に抵触していない。</u>
5. その他民間規格等の内容に応じ、保安に係る必要な確認項目を満たしているか。	○	JIS では、設計圧力 30MPa 未満の圧力容器の構造及び材料の特性を規定している他、製品に対する検査項目、表示についても明確に規定している。

表1 JIS B 8265(2024)に関する省令基準等との適合性確認

関連する省令基準	評価項目	適合性の確認
<p>第33条 発電所又は変電所、開閉所若しくはこれらに準ずる場所に施設するガス絶縁機器(充電部分が圧縮絶縁ガスにより絶縁された電気機械器具をいう。以下同じ。)及び開閉器又は遮断器に使用する圧縮空気装置は、次の各号により施設しなければならない。</p> <p><u>一 圧力を受ける部分の材料及び構造は、最高使用圧力に対し十分に耐え、かつ、安全なものであること。</u></p> <p><u>二 圧縮空気装置の空気タンクは、耐食性を有すること。</u></p> <p>三 圧力が上昇する場合において、当該圧力が最高使用圧力に到達する以前に当該圧力を低下させる機能を有すること。</p> <p>四 圧縮空気装置は、主空気タンクの圧力が低下した場合に圧力を自動的に回復させる機能を有すること。</p> <p>五 異常な圧力を早期に検知できる機能を有すること。</p> <p>六 ガス絶縁機器に使用する絶縁ガスは、可燃性、腐食性及び有毒性のないものであること。</p>	<p>・最新JISへの更新により電技解釈で規定する空気タンクの性能に影響はないか。</p>	<p><u>関連する省令基準に適合。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・左欄の関連する省令基準を踏まえ、電技解釈第40条(ガス絶縁機器等の圧力容器の施設)第2項第二号イでは、開閉器および遮断器に使用する圧縮空気装置の圧力容器に使用できる空気タンクの構造及び種類としてJISを引用している。</li> <li>・左欄の関連する省令基準を踏まえ、電技解釈第122条(地中電線路の加圧装置の施設)第1項第五号イでは、自動的に圧縮ガスを供給する加圧装置に使用できる圧力タンクの構造としてJISを引用している。</li> <li>・令和7年度に実施した委託事業の「電技関連規格等調査委員会」の調査では、JISの改正点は代替規格であるJIS B 8267やASME Div.1との整合が図られており、規定内容(品質・性能)は旧規格と同等以上であるため、電技解釈に引用されているJISを最新のJISに更新できることを確認している。</li> <li>・この結果より、電技解釈に最新のJISを引用できると判断した。</li> <li>・以上を踏まえ、関連する省令基準に適合すると評価した。</li> </ul>

関連する省令基準	評価項目	適合性の確認
<p>第34条 圧縮ガスを使用してケーブルに圧力を加える装置は、次の各号により施設しなければならない。</p> <p>一 圧力を受ける部分は、最高使用圧力に対して十分に耐え、かつ、安全なものであること。</p> <p>二 <u>自動的に圧縮ガスを供給する加圧装置であつて、故障により圧力が著しく向上するおそれがあるものは、上昇した圧力に耐える材料及び構造であるとともに、圧力が上昇する場合において、当該圧力が最高使用圧力に到達する以前に当該圧力を低下させる機能を有すること。</u></p> <p>三 圧縮ガスは、可燃性、腐食性及び有毒性のないものであること。</p>		

JIS K 7350-1(2020)「プラスチック－実験室光源による暴露試験方法 第1部：通則」の定期確認に関する技術評価書

令和7年12月9日  
日本電気技術規格委員会

経済産業省の委託事業「令和7年度新エネルギー等の保安規制高度化事業（電気設備技術基準関連規格等調査）」において設置された「電気設備技術基準関連規格等調査委員会」からの要請に基づき、JIS K 7350-1(2020)（以下「JIS」という。）の民間規格等のリスト化に当たり、令和2年7月17日に公示された国の内規（民間規格評価機関の評価・承認による民間規格等の電気事業法に基づく技術基準（電気設備に関するもの）への適合性確認のプロセスについて）に基づき技術評価を実施した。

I. JIS K 7350-1(2020)に関する技術評価書

技術評価の要件 (民間規格評価機関の要件2.(3)⑥より)	評価	確認内容
1. 関係する省令基準及び基準解釈の条文は何か。	—	<p>①関係する省令基準 ・第4条（電気設備における感電、火災等の防止）</p> <p>②関係する基準解釈 ・第46条（太陽電池発電所等の電線等の施設）第1項第六号ホ</p>
2. 規定内容が明確かつ実現可能で、規格体系として成立するものであるか。	○	<p>JISは、暴露試験方法の選択、運用に関する情報及び一般指針、プラスチックを実験室光源で暴露するときに使用する装置に関する一般性能要件について明確に規定し、原案は、日本プラスチック工業連盟（JPIF）及び一般財団法人日本規格協会（JSA）において作成され、実現可能な内容となっている。</p> <p>また、JISは、産業標準化法に基づく国家規格であり、JIS Z 8301「規格票の様式及び作成方法」に基づき作成されており、規格体系としても成立している。</p> <p>以上を踏まえ、<u>JISの内容は、明確かつ実現可能な内容となっており規格体系として成立している。</u></p>

技術評価の要件 (民間規格評価機関の要件 2. (3)⑥より)	評価	確認内容
3. 関連する技術の動向及び最新知見を参考・考慮しているか。	○	JIS は、令和 7 年度に実施した委託事業の「電気設備技術基準関連規格等調査委員会」の調査において <u>最新の内容</u> であることが確認されている。
4. 関係法令に基づく技術基準に抵触しないものであるか。	○	<u>表 1 の「適合性確認」に示すとおり、</u> 関連する電技省令第 4 条に適合し、 <u>関連する技術基準に抵触していない。</u>
5. その他民間規格等の内容に応じ、保安に係る必要な確認項目を満たしているか。	○	JIS では、暴露試験方法の選択、運用に関連する情報及び一般指針、プラスチックを実験室光源で暴露するときに使用する装置に関する一般性能要件を規定している他、暴露期間及び試験結果の評価についても明確に規定している。

表1 JIS K 7350-1(2020)に関する省令基準等との適合性確認

関連する省令基準	評価項目	適合性の確認
<u>第4条 電気設備は、感電、火災その他人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように施設しなければならない。</u>	・JIS の継続により電技解釈で規定する完成品に対する試験方法の適合要件に影響はないか。	<p><u>関連する省令基準に適合。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・左欄の関連する省令基準を踏まえ、電技解釈第46条（太陽電池発電所等の電線等の施設）第1項第六号ホでは、太陽電池発電所に施設する高圧の直流電路の電線（電気機械器具内の電線を除く。）の完成品の適合要件としてJISを引用している。</li> <li>・令和7年度に実施した委託事業の「電技関連規格等調査委員会」の調査では、当該JISの変更がないことを確認している。</li> <li>・この結果より、引き続き電技解釈にJISを引用できると判断した。</li> <li>・以上を踏まえ、関連する省令基準に適合すると評価した。</li> </ul>

## JIS G 3101(2024) 「一般構造用圧延鋼材」に関する技術評価書

令和 7 年 12 月 9 日  
日本電気技術規格委員会

経済産業省の委託事業「令和 7 年度新エネルギー等の保安規制高度化事業（電気設備技術基準関連規格等調査）」において設置された「電気設備技術基準関連規格等調査委員会」からの要請に基づき、JIS G 3101(2024)（以下「JIS」という。）の民間規格等のリスト化に当たり、令和 2 年 7 月 17 日に公示された国の内規（民間規格評価機関の評価・承認による民間規格等の電気事業法に基づく技術基準（電気設備に関するもの）への適合性確認のプロセスについて）に基づき技術評価を実施した。

### I. JIS G 3101(2024)に関する技術評価書

技術評価の要件 (民間規格評価機関の要件 2. (3)⑥より)	評価	確認内容
1. 関係する省令基準及び基準解釈の条文は何か。	—	<p>①関係する省令基準</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・第 32 条（支持物の倒壊の防止）第 1 項</li></ul> <p>②関係する基準解釈</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・第 56 条（鉄筋コンクリート柱の構成等）第 1 項第一号ロ及び同条第 1 項第四号イ</li><li>・第 57 条（鉄柱及び鉄塔の構成等）第 1 項第二号イ及び同条第 2 項第一号イ</li></ul>
2. 規定内容が明確かつ実現可能で、規格体系として成立するものであるか。	○	<p>JIS は、橋梁、船舶、車両その他の構造物に用いる一般構造用の熱間圧延鋼材及び熱間押出形鋼について明確に規定し、原案は、一般社団法人日本鉄鋼連盟（JISF）及び一般財団法人日本規格協会（JSA）において作成され、実現可能な内容となっている。</p> <p>また、JIS は、産業標準化法に基づく国家規格であり、JIS Z 8301「規格票の様式及び作成方法」に基づき作成されており、規格体系としても成立している。</p> <p>以上を踏まえ、<u>JIS の内容は、明確かつ実現可能な内容となっており規格</u></p>

技術評価の要件 (民間規格評価機関の要件 2. (3)⑥より)	評価	確認内容
		<u>体系として成立している。</u>
3. 関連する技術の動向及び最新知見を参考・考慮しているか。	○	JIS は、令和 7 年度に実施した委託事業の「電気設備技術基準関連規格等調査委員会」の調査において <u>最新の内容であることが確認されている。</u>
4. 関係法令に基づく技術基準に抵触しないものであるか。	○	<u>表 1 の「適合性確認」に示すとおり、</u> 関連する電技省令第 32 条に適合し、 <u>関連する技術基準に抵触していない。</u>
5. その他民間規格等の内容に応じ、保安に係る必要な確認項目を満たしているか。	○	JIS では、橋梁、船舶、車両その他の構造物に用いる一般構造用の熱間圧延鋼材及び熱間押出形鋼を規定している他、化学成分、検査、表示についても明確に規定している。

表1 JIS G 3101(2024)に関する省令基準等との適合性確認

関連する省令基準	評価項目	適合性の確認
<p><u>第32条 架空電線路又は架空電車線路の支持物の材料及び構造（支線を施設する場合は、当該支線に係るものを含む。）は、その支持物が支持する電線等による引張荷重、十分間平均で風速四十メートル毎秒の風圧荷重及び当該設置場所において通常想定される地理的条件、気象の変化、振動、衝撃その他の外部環境の影響を考慮し、倒壊のおそれがないよう、安全なものでなければならない。</u>ただし、人家が多く連なっている場所に施設する架空電線路にあっては、その施設場所を考慮して施設する場合は、十分間平均で風速四十メートル毎秒の風圧荷重の二分の一の風圧荷重を考慮して施設することができる。</p>	<p>・最新 JIS への更新により電技解釈で規定する電線路の支持物の構成材料として性能に影響はないか。</p>	<p><u>関連する省令基準に適合。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・左欄の関連する省令基準を踏まえ、電技解釈第 56 条（鉄筋コンクリート柱の構成等）及び第 57 条（鉄柱及び鉄塔の構成等）では、電線路の支持物として使用する鉄筋コンクリート柱、複合鉄筋コンクリート柱、鉄柱又は鉄塔の構成材料として JIS を引用している。</li> <li>・令和 7 年度に実施した委託事業の「電技関連規格等調査委員会」の調査では、JIS の改正により異形平鋼に関する規定の追加や試験片の取り扱いの明確化が行われたが、規定内容（品質・性能）は同等以上であるため、電技解釈に引用されている JIS を最新の JIS に更新できることを確認している。</li> <li>・この結果より、電技解釈に最新の JIS を引用できると判断した。</li> <li>・以上を踏まえ、関連する省令基準に適合すると評価した。</li> </ul>

## JIS G 3106(2024) 「溶接構造用圧延鋼材」に関する技術評価書

令和 7 年 12 月 9 日  
日本電気技術規格委員会

経済産業省の委託事業「令和 7 年度新エネルギー等の保安規制高度化事業（電気設備技術基準関連規格等調査）」において設置された「電気設備技術基準関連規格等調査委員会」からの要請に基づき、JIS G 3106(2024)（以下「JIS」という。）の民間規格等のリスト化に当たり、令和 2 年 7 月 17 日に公示された国の内規（民間規格評価機関の評価・承認による民間規格等の電気事業法に基づく技術基準（電気設備に関するもの）への適合性確認のプロセスについて）に基づき技術評価を実施した。

### I. JIS G 3106(2024)に関する技術評価書

技術評価の要件 (民間規格評価機関の要件 2. (3)⑥より)	評価	確認内容
1. 関係する省令基準及び基準解釈の条文は何か。	—	<p>①関係する省令基準 ・第 32 条（支持物の倒壊の防止）第 1 項</p> <p>②関係する基準解釈 ・第 56 条（鉄筋コンクリート柱の構成等）第 1 項第四号イ ・第 57 条（鉄柱及び鉄塔の構成等）第 1 項第二号イ、同条第 1 項第四号イ及び同条第 2 項第一号ロ</p>
2. 規定内容が明確かつ実現可能で、規格体系として成立するものであるか。	○	<p>JIS は、橋梁、船舶、車両、石油貯槽、容器及びその他の溶接構造物に用いる熱間圧延鋼材及び熱間押出形鋼であって特に溶接性の優れたものについて明確に規定し、原案は、一般社団法人日本鉄鋼連盟（JISF）及び一般財団法人日本規格協会（JSA）において作成され、実現可能な内容となっている。</p> <p>また、JIS は、産業標準化法に基づく国家規格であり、JIS Z 8301「規格票の様式及び作成方法」に基づき作成されており、規格体系としても成立している。</p>

技術評価の要件 (民間規格評価機関の要件 2. (3)⑥より)	評価	確認内容
		以上を踏まえ、JIS の内容は、明確かつ実現可能な内容となっており規格体系として成立している。
3. 関連する技術の動向及び最新知見を参考・考慮しているか。	○	JIS は、令和 7 年度に実施した委託事業の「電気設備技術基準関連規格等調査委員会」の調査において最新の内容であることが確認されている。
4. 関係法令に基づく技術基準に抵触しないものであるか。	○	表 1 の「適合性確認」に示すとおり、関連する電技省令第 32 条に適合し、関連する技術基準に抵触していない。
5. その他民間規格等の内容に応じ、保安に係る必要な確認項目を満たしているか。	○	JIS では、橋梁、船舶、車両、石油貯槽、容器及びその他の溶接構造物に用いる熱間圧延鋼材及び熱間押出形鋼であって特に溶接性の優れたものを規定している他、試験、検査、表示についても明確に規定している。

表1 JIS G 3106(2024)に関する省令基準等との適合性確認

関連する省令基準	評価項目	適合性の確認
<p><u>第32条 架空電線路又は架空電車線路の支持物の材料及び構造（支線を施設する場合は、当該支線に係るものを含む。）は、その支持物が支持する電線等による引張荷重、十分間平均で風速四十メートル毎秒の風圧荷重及び当該設置場所において通常想定される地理的条件、気象の変化、振動、衝撃その他の外部環境の影響を考慮し、倒壊のおそれがないよう、安全なものでなければならない。</u>ただし、人家が多く連なっている場所に施設する架空電線路にあっては、その施設場所を考慮して施設する場合は、十分間平均で風速四十メートル毎秒の風圧荷重の二分の一の風圧荷重を考慮して施設することができる。</p>	<p>・最新 JIS への更新により電技解釈で規定する電線路の支持物の構成材料として性能に影響はないか。</p>	<p><u>関連する省令基準に適合。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・左欄の関連する省令基準を踏まえ、電技解釈第 56 条（鉄筋コンクリート柱の構成等）及び第 57 条（鉄柱及び鉄塔の構成等）では、電線路の支持物として使用する複合鉄筋コンクリート柱、鉄柱又は鉄塔の構成材料として JIS を引用している。</li> <li>・令和 7 年度に実施した委託事業の「電技関連規格等調査委員会」の調査では、JIS の改正により異形平鋼に関する規定の追加や試験片の取り扱いの明確化が行われたが、規定内容（品質・性能）は同等以上であるため、電技解釈に引用されている JIS を最新の JIS に更新できることを確認している。</li> <li>・この結果より、電技解釈に最新の JIS を引用できると判断した。</li> <li>・以上を踏まえ、関連する省令基準に適合すると評価した。</li> </ul>

## JIS G 3129(2024) 「鉄塔用高張力鋼鋼材」に関する技術評価書

令和 7 年 12 月 9 日  
日本電気技術規格委員会

経済産業省の委託事業「令和 7 年度新エネルギー等の保安規制高度化事業（電気設備技術基準関連規格等調査）」において設置された「電気設備技術基準関連規格等調査委員会」からの要請に基づき、JIS G 3129(2024)（以下「JIS」という。）の民間規格等のリスト化に当たり、令和 2 年 7 月 17 日に公示された国の内規（民間規格評価機関の評価・承認による民間規格等の電気事業法に基づく技術基準（電気設備に関するもの）への適合性確認のプロセスについて）に基づき技術評価を実施した。

### I. JIS G 3129(2024)に関する技術評価書

技術評価の要件 (民間規格評価機関の要件 2. (3)⑥より)	評価	確認内容
1. 関係する省令基準及び基準解釈の条文は何か。	—	<p>①関係する省令基準 ・第 32 条（支持物の倒壊の防止）第 1 項</p> <p>②関係する基準解釈 ・第 57 条（鉄柱及び鉄塔の構成等） 第 1 項第二号イ(ニ)</p>
2. 規定内容が明確かつ実現可能で、規格体系として成立するものであるか。	○	<p>JIS は、主として送電鉄塔用に用いる熱間圧延鋼材について明確に規定し、原案は、一般社団法人日本鉄鋼連盟（JISF）において作成され、実現可能な内容となっている。</p> <p>また、JIS は、産業標準化法に基づく国家規格であり、JIS Z 8301「規格票の様式及び作成方法」に基づき作成されており、規格体系としても成立している。</p> <p>以上を踏まえ、<u>JIS の内容は、明確かつ実現可能な内容となっており規格体系として成立している。</u></p>
3. 関連する技術の動向及び最新知見を参考・考慮しているか。	○	<p>JIS は、令和 7 年度に実施した委託事業の「電気設備技術基準関連規格等調査委員会」の調査において<u>最新の内容であることが確認されている</u>。</p>

技術評価の要件 (民間規格評価機関の要件 2. (3)⑥より)	評価	確認内容
4. 関係法令に基づく技術基準に抵触しないものであるか。	○	<u>表1の「適合性確認」に示すとおり、関連する電技省令第32条に適合し、関連する技術基準に抵触していない。</u>
5. その他民間規格等の内容に応じ、保安に係る必要な確認項目を満たしているか。	○	JISでは、主として送電鉄塔用に用いる熱間圧延鋼材について規定している他、試験、検査、再検査、表示及び報告等についても明確に規定している。

表1 JIS G 3129(2024)に関する省令基準等との適合性確認

関連する省令基準	評価項目	適合性の確認
<p>第32条 第1項</p> <p><u>架空電線路又は架空電車線路の支持物の材料及び構造(支線を施設する場合は、当該支線に係るものを含む。)は、その支持物が支持する電線等による引張荷重、十分間平均で風速四十メートル毎秒の風圧荷重及び当該設置場所において通常想定される地理的条件、気象の変化、振動、衝撃その他の外部環境の影響を考慮し、倒壊のおそれがないよう、安全なものでなければならぬ。</u></p> <p>ただし、人家が多く連なっている場所に施設する架空電線路にあっては、その施設場所を考慮して施設する場合は、十分間平均で風速四十メートル毎秒の風圧荷重の二分の一の風圧荷重を考慮して施設することができる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>最新JISへの更新により電技解釈で規定する架空電線路の支持物として使用する鉄柱又は鉄塔に影響はないか。</li> </ul>	<p><u>関連する省令基準に適合。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>左欄の関連する省令基準を踏まえ、電技解釈第57条(鉄柱及び鉄塔の構成等)第1項では、架空電線路の支持物として使用する鉄柱又は鉄塔の構成材料への適合要件としてJISを引用している。</li> <li>令和7年度に実施した委託事業の「電技関連規格等調査委員会」の調査では、JISの改正は用語及び定義の追加や要求事項の明確化であり、規定内容(品質・性能)は同等以上であるため、電技解釈に引用されているJISを最新のJISに更新できることを確認している。</li> <li>この結果より、電技解釈に最新のJISを引用できると判断した。</li> <li>以上を踏まえ、関連する省令基準に適合すると評価した。</li> </ul>

## JIS G 3474(2024) 「鉄塔用高張力鋼管」に関する技術評価書

令和 7 年 12 月 9 日  
日本電気技術規格委員会

経済産業省の委託事業「令和 7 年度新エネルギー等の保安規制高度化事業（電気設備技術基準関連規格等調査）」において設置された「電気設備技術基準関連規格等調査委員会」からの要請に基づき、JIS G 3474(2024)（以下「JIS」という。）の民間規格等のリスト化に当たり、令和 2 年 7 月 17 日に公示された国の内規（民間規格評価機関の評価・承認による民間規格等の電気事業法に基づく技術基準（電気設備に関するもの）への適合性確認のプロセスについて）に基づき技術評価を実施した。

### I. JIS G 3474(2024)に関する技術評価書

技術評価の要件 (民間規格評価機関の要件 2. (3)⑥より)	評価	確認内容
1. 関係する省令基準及び基準解釈の条文は何か。	—	<p>①関係する省令基準 ・第 32 条（支持物の倒壊の防止）第 1 項</p> <p>②関係する基準解釈 ・第 57 条（鉄柱及び鉄塔の構成等）第 1 項第四号イ(ハ)</p>
2. 規定内容が明確かつ実現可能で、規格体系として成立するものであるか。	○	<p>JIS は、主として送電鉄塔に用いる高張力鋼管の機械的性質について明確に規定し、原案は、一般社団法人日本鉄鋼連盟 (JISF) において作成され、実現可能な内容となっている。</p> <p>また、JIS は、産業標準化法に基づく国家規格であり、JIS Z 8301「規格票の様式及び作成方法」に基づき作成されており、規格体系としても成立している。</p> <p>以上を踏まえ、<u>JIS の内容は、明確かつ実現可能な内容となっており規格体系として成立している。</u></p>
3. 関連する技術の動向及び最新知見を参考・考慮しているか。	○	<p>JIS は、令和 7 年度に実施した委託事業の「電気設備技術基準関連規格等調査委員会」の調査において<u>最新の内容であることが確認されている</u>。</p>

技術評価の要件 (民間規格評価機関の要件 2. (3)⑥より)	評価	確認内容
4. 関係法令に基づく技術基準に抵触しないものであるか。	○	<u>表1の「適合性確認」に示すとおり、関連する電技省令第32条に適合し、関連する技術基準に抵触していない。</u>
5. その他民間規格等の内容に応じ、保安に係る必要な確認項目を満たしているか。	○	JISでは、主として送電鉄塔に用いる高張力鋼管の機械的性質について規定している他、試験、検査及び再検査についても明確に規定している。

表1 JIS G 3474(2024)に関する省令基準等との適合性確認

関連する省令基準	評価項目	適合性の確認
<p>第32条 第1項</p> <p><u>架空電線路又は架空電車線路の支持物の材料及び構造(支線を施設する場合は、当該支線に係るものを含む。)は、その支持物が支持する電線等による引張荷重、十分間平均で風速四十メートル毎秒の風圧荷重及び当該設置場所において通常想定される地理的条件、気象の変化、振動、衝撃その他の外部環境の影響を考慮し、倒壊のおそれがないよう、安全なものでなければならぬ。</u></p> <p>ただし、人家が多く連なっている場所に施設する架空電線路にあっては、その施設場所を考慮して施設する場合は、十分間平均で風速四十メートル毎秒の風圧荷重の二分の一の風圧荷重を考慮して施設することができる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>最新 JIS への更新により電技解釈で規定する架空電線路の支持物として使用する鉄柱又は鉄塔に影響はないか。</li> </ul>	<p><u>関連する省令基準に適合。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>左欄の関連する省令基準を踏まえ、電技解釈第57条(鉄柱及び鉄塔の構成等)第1項では、架空電線路の支持物として使用する鉄柱又は鉄塔の構成材料への適合要件として JIS を引用している。</li> <li>令和7年度に実施した委託事業の「電技関連規格等調査委員会」の調査では、JIS の改正は要求事項の明確化であり、規定内容(品質・性能)は同等以上であるため、電技解釈に引用されている JIS を最新の JIS に更新できることを確認している。</li> <li>この結果より、電技解釈に最新の JIS を引用できると判断した。</li> <li>以上を踏まえ、関連する省令基準に適合すると評価した。</li> </ul>

JIS C 8201-3(2025)「低圧開閉装置及び制御装置-第3部：開閉器、断路器、断路用開閉器及びヒューズ組みユニット」に関する技術評価書

令和7年12月9日  
日本電気技術規格委員会

経済産業省の委託事業「令和7年度新エネルギー等の保安規制高度化事業（電気設備技術基準関連規格等調査）」において設置された「電気設備技術基準関連規格等調査委員会」からの要請に基づき、JIS C 8201-3(2025)（以下「JIS」という。）の民間規格等のリスト化に当たり、令和2年7月17日に公示された国の内規（民間規格評価機関の評価・承認による民間規格等の電気事業法に基づく技術基準（電気設備に関するもの）への適合性確認のプロセスについて）に基づき技術評価を実施した。

I. JIS C 8201-3(2025)に関する技術評価書

技術評価の要件 (民間規格評価機関の要件2.(3)⑥より)	評価	確認内容
1. 関係する省令基準及び基準解釈の条文は何か。	—	<p>①関係する省令基準 ・第59条（電気使用場所に施設する電気機械器具の感電、火災等の防止）第1項</p> <p>②関係する基準解釈 ・第150条（配線器具の施設）第2項第三号</p>
2. 規定内容が明確かつ実現可能で、規格体系として成立するものであるか。	○	<p>JISは、定格電流が交流1000V以下又は直流1500V以下の分岐回路及びモータ回路で使用する開閉器、断路器、断路用開閉器及びヒューズ組みユニット並びにこれらの附属品について明確に規定し、原案は、一般社団法人日本配線システム工業会（JEWA）において作成され、実現可能な内容となっている。</p> <p>また、JISは、産業標準化法に基づく国家規格であり、JIS Z 8301「規格票の様式及び作成方法」に基づき作成されており、規格体系としても成立している。</p>

技術評価の要件 (民間規格評価機関の要件 2. (3)⑥より)	評価	確認内容
		以上を踏まえ、JIS の内容は、明確かつ実現可能な内容となっており規格体系として成立している。
3. 関連する技術の動向及び最新知見を参考・考慮しているか。	○	JIS は、令和 7 年度に実施した委託事業の「電気設備技術基準関連規格等調査委員会」の調査において最新の内容であることが確認されている。
4. 関係法令に基づく技術基準に抵触しないものであるか。	○	表 1 の「適合性確認」に示すとおり、関連する電技省令第 59 条に適合し、関連する技術基準に抵触していない。
5. その他民間規格等の内容に応じ、保安に係る必要な確認項目を満たしているか。	○	JIS では、定格電流が交流 1000V 以下又は直流 1500V 以下の分岐回路及びモータ回路で使用する開閉器等を規定している他、試験、表示及び性能等についても明確に規定している。

表1 JIS C 8201-3(2025)に関する省令基準等との適合性確認

関連する省令基準	評価項目	適合性の確認
<p>第59条 第1項</p> <p>電気使用場所に施設する<u>電気機械器具は、充電部の露出がなく、かつ、人体に危害を及ぼし、又は火災が発生するおそれがある発熱がないように施設しなければならない。</u>ただし、電気機械器具を使用するために充電部の露出又は発熱体の施設が必要不可欠である場合であって、感電その他人体に危害を及ぼし、又は火災が発生するおそれがないように施設する場合は、この限りでない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>最新JISへの更新により電技解釈で規定する低圧用配線器具の性能に影響はないか。</li> </ul>	<p><u>関連する省令基準に適合。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>左欄の関連する省令基準を踏まえ、電技解釈150条(配線器具の施設)では、低圧用の非包装ヒューズを使用した製品の完成品としてJISを引用している。</li> <li>令和7年度に実施した委託事業の「電技関連規格等調査委員会」の調査では、現在電技解釈に引用されているJIS C 8308は廃止され、JIS C 8201-3へ移行されたため、内容について確認を行った。           <ul style="list-style-type: none"> <li>JIS C 8201-3は、JIS C 8308とは規格体系が大幅に変更されているが、電技解釈に規定されているJIS C 8308の「3.1 温度上昇」、「3.6 短絡遮断」、「3.7 耐熱」及び「3.9 カバーの強度」の項目は、JIS C 8201-3へ移行されており、規定内容(品質・性能)は同等以上であるため、電技解釈に引用されているJISを最新のJISに更新できることを確認している。</li> <li>この結果より、電技解釈に最新のJISを引用できると判断した。</li> <li>以上を踏まえ、関連する省令基準に適合すると評価した。</li> </ul> </li> </ul>

## JIS G 3352(2014)「デッキプレート」の定期確認に関する技術評価書

令和7年12月9日  
日本電気技術規格委員会

経済産業省の委託事業「令和7年度新エネルギー等の保安規制高度化事業（電気設備技術基準関連規格等調査）」において設置された「電気設備技術基準関連規格等調査委員会」からの要請に基づき、JIS G 3352(2014)（以下「JIS」という。）の民間規格等のリスト化に当たり、令和2年7月17日に公示された国の内規（民間規格評価機関の評価・承認による民間規格等の電気事業法に基づく技術基準（電気設備に関するもの）への適合性確認のプロセスについて）に基づき技術評価を実施した。

### I. JIS G 3352(2014)に関する技術評価書

技術評価の要件 (民間規格評価機関の要件2.(3)⑥より)	評価	確認内容
1. 関係する省令基準及び基準解釈の条文は何か。	—	<p>①関係する省令基準</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・第56条（配線の感電又は火災の防止）第1項</li><li>・第57条（配線の使用電線）第1項</li><li>・第64条（地絡に対する保護措置）</li></ul> <p>②関係する基準解釈</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・第165条（特殊な低圧屋内配線工事）第2項第五号ハ</li></ul>
2. 規定内容が明確かつ実現可能で、規格体系として成立するものであるか。	○	<p>JISは、建築、土木、車両及びその他の構造物に用いる冷間形成されたデッキプレートについて明確に規定し、原案は、一般社団法人日本鋼構造協会（JSSC）及び一般財団法人日本規格協会（JSA）において作成され、実現可能な内容となっている。</p> <p>また、JISは、産業標準化法に基づく国家規格であり、JIS Z 8301「規格票の様式及び作成方法」に基づき作成されており、規格体系としても成立している。</p> <p><u>以上を踏まえ、JISの内容は、明確かつ実現可能な内容となっており規格体系として成立している。</u></p>

技術評価の要件 (民間規格評価機関の要件 2. (3)⑥より)	評価	確認内容
3. 関連する技術の動向及び最新知見を参考・考慮しているか。	○	JIS は、令和 7 年度に実施した委託事業の「電気設備技術基準関連規格等調査委員会」の調査において <u>最新の内容</u> であることが確認されている。
4. 関係法令に基づく技術基準に抵触しないものであるか。	○	<u>表 1 の「適合性確認」に示すとおり、</u> 関連する電技省令第 56 条、第 57 条、第 64 条に適合し、 <u>関連する技術基準に抵触していない。</u>
5. その他民間規格等の内容に応じ、保安に係る必要な確認項目を満たしているか。	○	JIS では、デッキプレートに必要な機械的性質を規定している他、製品に対する検査項目、表示についても明確に規定している。

表1 JIS G 3352(2014)に関する省令基準等との適合性確認

関連する省令基準	評価項目	適合性の確認
第 56 条 第 1 項 <u>配線は、施設場所の状況及び電圧に応じ、感電又は火災のおそれがないように施設しなければならない。</u>	・JIS の継続により電技解釈で規定するセルラダクトの性能に影響はないか。	<u>関連する省令基準に適合。</u> ・左欄の関連する省令基準を踏まえ、電技解釈第 165 条（特殊な低圧屋内配線工事）第 2 項第五号ハでは、セルラダクト工事に使用するセルラダクトのめっきが施されたものとして認められたものとして、また、機械的性質等が認められたものとして JIS を引用している。 ・令和 7 年度に実施した委託事業の「電技関連規格等調査委員会」の調査では、当該 JIS の変更がないことを確認している。 ・この結果より、引き続き電技解釈に JIS を引用できると判断した。 ・以上を踏まえ、関連する省令基準に適合すると評価した。
第 57 条 第 1 項 <u>配線の使用電線</u> （裸電線及び特別高圧で使用する接触電線を除く。）には、感電又は火災のおそれがないよう、 <u>施設場所の状況及び電圧に応じ、使用上十分な強度及び絶縁性能を有するものでなければならぬ。</u>		
第 64 条 ロードヒーティング等の電熱装置、プール用水中照明灯その他の <u>一般公衆の立ち入るおそれがある場所又は絶縁体に損傷を与えるおそれがある場所に施設するものに電気を供給する電路には、地絡が生じた場合に、感電又は火災のおそれがないよう、地絡遮断器の施設その他の適切な措置を講じなければならない。</u>		

# JIS C 3408(2014) 「エレベータ用ケーブル」の定期確認に関する技術評価書

令和 7 年 12 月 9 日  
日本電気技術規格委員会

経済産業省の委託事業「令和 7 年度新エネルギー等の保安規制高度化事業（電気設備技術基準関連規格等調査）」において設置された「電気設備技術基準関連規格等調査委員会」からの要請に基づき、JIS C 3408(2014)（以下「JIS」という。）の民間規格等のリスト化に当たり、令和 2 年 7 月 17 日に公示された国の内規（民間規格評価機関の評価・承認による民間規格等の電気事業法に基づく技術基準（電気設備に関するもの）への適合性確認のプロセスについて）に基づき技術評価を実施した。

## I. JIS C 3408(2014)に関する技術評価書

技術評価の要件 (民間規格評価機関の要件 2. (3)⑥より)	評価	確認内容
1. 関係する省令基準及び基準解釈の条文は何か。	—	<p>①関係する省令基準</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・第 56 条（配線の感電又は火災の防止）第 1 項、第 2 項</li><li>・第 57 条（配線の使用電線）第 1 項</li><li>・第 63 条（過電流からの低圧幹線等の保護措置）第 1 項</li></ul> <p>②関係する基準解釈</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・第 172 条（特殊な配線等の施設）第 3 項第一号、第二号</li></ul>
2. 規定内容が明確かつ実現可能で、規格体系として成立するものであるか。	○	<p>JIS は、昇降機用の配線及び移動電線に用いるエレベータ用ケーブルについて明確に規定し、原案は、一般社団法人日本電線工業会（JCMA）及び一般財団法人日本規格協会（JSA）において作成され、実現可能な内容となっている。</p> <p>また、JIS は、産業標準化法に基づく国家規格であり、JIS Z 8301「規格票の様式及び作成方法」に基づき作成されており、規格体系としても成立している。</p> <p>以上を踏まえ、<u>JIS の内容は、明確かつ実現可能な内容となっており規格体系として成立している。</u></p>

技術評価の要件 (民間規格評価機関の要件 2. (3)⑥より)	評価	確認内容
3. 関連する技術の動向及び最新知見を参考・考慮しているか。	○	JIS は、令和 7 年度に実施した委託事業の「電気設備技術基準関連規格等調査委員会」の調査において <u>最新の内容</u> であることが確認されている。
4. 関係法令に基づく技術基準に抵触しないものであるか。	○	<u>表 1 の「適合性確認」に示すとおり、</u> 関連する電技省令第 56 条、第 57 条、第 63 条に適合し、 <u>関連する技術基準に抵触していない。</u>
5. その他民間規格等の内容に応じ、保安に係る必要な確認項目を満たしているか。	○	JIS では、エレベータ用ケーブルに必要な特性を規定している他、製品に対する検査項目、表示についても明確に規定している。

表1 JIS C 3408(2014)に関する省令基準等との適合性確認

関連する省令基準	評価項目	適合性の確認
<p><u>第 56 条 配線は、施設場所の状況及び電圧に応じ、感電又は火災のおそれがないように施設しなければならない。</u></p> <p><u>2 移動電線を電気機械器具と接続する場合は、接続不良による感電又は火災のおそれがないように施設しなければならない。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>JIS の継続により電技解釈で規定するエレベータ用ケーブルの性能に影響はないか。</li> </ul>	<p><u>関連する省令基準に適合。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>左欄の関連する省令基準を踏まえ、電技解釈第 172 条（特殊な配線等の施設）第 3 項第一号、第二号では、昇降路内で使用できる配線の種類として JIS を引用している。</li> <li>令和 7 年度に実施した委託事業の「電技関連規格等調査委員会」の調査では、当該 JIS の変更がないことを確認している。</li> <li>この結果より、引き続き電技解釈に JIS を引用できると判断した。</li> <li>以上を踏まえ、関連する省令基準に適合すると評価した。</li> </ul>
<p><u>第 57 条 第 1 項</u></p> <p><u>配線の使用電線</u>（裸電線及び特別高圧で使用する接触電線を除く。）には、感電又は火災のおそれがないよう、<u>施設場所の状況及び電圧に応じ、使用上十分な強度及び絶縁性能を有するものでなければならない。</u></p>		
<p><u>第 63 条 第 1 項</u></p> <p><u>低圧の幹線、低圧の幹線から分岐して電気機械器具に至る低圧の電路及び引入口から低圧の幹線を経ないで電気機械器具に至る低圧の電路</u>          （以下この条において「幹線等」という。）には、<u>適切な箇所に開閉器を施設するとともに、過電流が生じた場合に当該幹線等を保護できるよう、過電流遮断器を施設しなければならない。</u>ただし、当該幹線等における短絡事故により過電流が生じるおそれがない場合は、この限りではない。</p>		

## JIS C 3410(2018) 「船用電線」の定期確認に関する技術評価書

令和 7 年 12 月 9 日  
日本電気技術規格委員会

経済産業省の委託事業「令和 7 年度新エネルギー等の保安規制高度化事業（電気設備技術基準関連規格等調査）」において設置された「電気設備技術基準関連規格等調査委員会」からの要請に基づき、JIS C 3410(2018)（以下「JIS」という。）の民間規格等のリスト化に当たり、令和 2 年 7 月 17 日に公示された国の内規（民間規格評価機関の評価・承認による民間規格等の電気事業法に基づく技術基準（電気設備に関するもの）への適合性確認のプロセスについて）に基づき技術評価を実施した。

### I. JIS C 3410(2018)に関する技術評価書

技術評価の要件 (民間規格評価機関の要件 2. (3)⑥より)	評価	確認内容
1. 関係する省令基準及び基準解釈の条文は何か。	—	<p>①関係する省令基準</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・第 56 条（配線の感電又は火災の防止）第 1 項、第 2 項</li><li>・第 57 条（配線の使用電線）第 1 項</li><li>・第 63 条（過電流からの低圧幹線等の保護措置）第 1 項</li></ul> <p>②関係する基準解釈</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・第 172 条（特殊な配線等の施設）第 4 項第二号</li></ul>
2. 規定内容が明確かつ実現可能で、規格体系として成立するものであるか。	○	<p>JIS は、船内の電気設備に用いるケーブル、コード及び絶縁電線について明確に規定し、原案は、一般社団法人日本電線工業会（JCMA）及び一般財団法人日本規格協会（JSA）において作成され、実現可能な内容となっている。</p> <p>また、JIS は、産業標準化法に基づく国家規格であり、JIS Z 8301「規格票の様式及び作成方法」に基づき作成されており、規格体系としても成立している。</p> <p>以上を踏まえ、<u>JIS の内容は、明確かつ実現可能な内容となっており規格体系として成立している。</u></p>

技術評価の要件 (民間規格評価機関の要件 2. (3)⑥より)	評価	確認内容
3. 関連する技術の動向及び最新知見を参考・考慮しているか。	○	JIS は、令和 7 年度に実施した委託事業の「電気設備技術基準関連規格等調査委員会」の調査において <u>最新の内容</u> であることが確認されている。
4. 関係法令に基づく技術基準に抵触しないものであるか。	○	<u>表 1 の「適合性確認」に示すとおり、</u> 関連する電技省令第 56 条、第 57 条、第 63 条に適合し、 <u>関連する技術基準に抵触していない。</u>
5. その他民間規格等の内容に応じ、保安に係る必要な確認項目を満たしているか。	○	JIS では、船用電線に必要な特性を規定している他、製品に対する検査項目、表示についても明確に規定している。

表1 JIS C 3410(2018)に関する省令基準等との適合性確認

関連する省令基準	評価項目	適合性の確認
<p>第 56 条 配線は、施設場所の状況及び電圧に応じ、感電又は火災のおそれがないように<u>施設しなければならない。</u></p> <p>2 移動電線を電気機械器具と接続する場合は、接続不良による感電又は火災のおそれがないように施設しなければならない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>JIS の継続により電技解釈で規定する船用ケーブルの性能に影響はないか。</li> </ul>	<p><u>関連する省令基準に適合。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>左欄の関連する省令基準を踏まえ、電技解釈第 172 条（特殊な配線等の施設）第 4 項第二号では、船用ケーブルとして使用できる電線の種類として JIS を引用している。</li> <li>令和 7 年度に実施した委託事業の「電技関連規格等調査委員会」の調査では、当該 JIS の変更がないことを確認している。</li> <li>この結果より、引き続き電技解釈に JIS を引用できると判断した。</li> <li>以上を踏まえ、関連する省令基準に適合すると評価した。</li> </ul>
<p>第 57 条 第 1 項</p> <p><u>配線の使用電線</u>（裸電線及び特別高圧で使用する接触電線を除く。）には、感電又は火災のおそれがないよう、<u>施設場所の状況及び電圧に応じ、使用上十分な強度及び絶縁性能を有するものでなければならない。</u></p>		
<p>第 63 条 第 1 項</p> <p><u>低圧の幹線、低圧の幹線から分岐して電気機械器具に至る低圧の電路及び引込口から低圧の幹線を経ないで電気機械器具に至る低圧の電路</u>          （以下この条において「幹線等」という。）には、適切な箇所に開閉器を施設するとともに、<u>過電流が生じた場合に当該幹線等を保護できるよう、過電流遮断器を施設しなければならない。</u>ただし、当該幹線等における短絡事故により過電流が生じるおそれがない場合は、この限りではない。</p>		

## JIS G 3456(2024) 「高温配管用炭素鋼钢管」に関する技術評価書

令和7年12月9日  
日本電気技術規格委員会

経済産業省の委託事業「令和7年度新エネルギー等の保安規制高度化事業（電気設備技術基準関連規格等調査）」において設置された「電気設備技術基準関連規格等調査委員会」からの要請に基づき、JIS G 3456(2024)（以下「JIS」という。）の民間規格等のリスト化に当たり、令和2年7月17日に公示された国の内規（民間規格評価機関の評価・承認による民間規格等の電気事業法に基づく技術基準（電気設備に関するもの）への適合性確認のプロセスについて）に基づき技術評価を実施した。

### I. JIS G 3456(2024)に関する技術評価書

技術評価の要件 (民間規格評価機関の要件2.(3)⑥より)	評価	確認内容
1. 関係する省令基準及び基準解釈の条文は何か。	—	<p>①関係する省令基準</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・第56条（配線の感電又は火災の防止）第1項</li><li>・第57条（配線の使用電線）第1項</li><li>・第59条（電気使用場所に施設する電気機械器具の感電、火災等の防止）第1項</li><li>・第63条（過電流からの低圧幹線等の保護措置）第1項</li><li>・第64条（地絡に対する保護措置）</li><li>・第76条（パイプライン等の電熱装置の施設の禁止）</li></ul> <p>②関係する基準解釈</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・第197条（パイプライン等の電熱装置の施設）第2項第三号イ(ハ)</li></ul>
2. 規定内容が明確かつ実現可能で、規格体系として成立するものであるか。	○	<p>JISは、主に350°Cを超える温度で使用する配管に用いる炭素鋼钢管について明確に規定し、原案は、一般社団法人日本鉄鋼連盟（JISF）において作成され、実現可能な内容となっている。</p> <p>また、JISは、産業標準化法に基づく国家規格であり、JIS Z 8301「規格票の様式及び作成方法」に基づき作成されており、規格体系としても成立し</p>

技術評価の要件 (民間規格評価機関の要件 2. (3)⑥より)	評価	確認内容
		ている。  以上を踏まえ、 <u>JIS の内容は、明確かつ実現可能な内容となっており規格体系として成立している。</u>
3. 関連する技術の動向及び最新知見を参考・考慮しているか。	○	JIS は、令和 7 年度に実施した委託事業の「電気設備技術基準関連規格等調査委員会」の調査において <u>最新の内容であることが確認されている。</u>
4. 関係法令に基づく技術基準に抵触しないものであるか。	○	<u>表 1 の「適合性確認」に示すとおり、</u> 関連する電技省令第 56 条、第 57 条、第 59 条、第 63 条、第 64 条、第 76 条に適合し、 <u>関連する技術基準に抵触していない。</u>
5. その他民間規格等の内容に応じ、保安に係る必要な確認項目を満たしているか。	○	JIS では、主に 350°C を超える温度で使用する配管に用いる炭素鋼鋼管について規定している他、試験、検査、再検査、表示及び報告等についても明確に規定している。

表1 JIS G 3456(2024)に関する省令基準等との適合性確認

関連する省令基準	評価項目	適合性の確認
第 56 条 第 1 項 <u>配線は、施設場所の状況及び電圧に応じ、感電又は火災のおそれがないように施設しなければならない。</u>	・最新 JIS への更新により電技解釈で規定する配線に使用する配管として、感電又は火災のおそれがないよう施設することに影響はないか。	<u>関連する省令基準に適合。</u> ・左欄の関連する省令基準を踏まえ、電技解釈第 197 条（パイプライン等の電熱装置の施設）では、パイプライン等の導体部分の材料として JIS を引用している。 ・令和 7 年度に実施した委託事業の「電技関連規格等調査委員会」の調査では、JIS の改正は要求事項の明確化及び分かりやすい表現への見直しであり、規定内容（品質・性能）は同等以上であるため、電技解釈に引用されている JIS を最新の JIS に更新できることを確認している。 ・この結果より、電技解釈に最新の JIS を引用できると判断した。 ・以上を踏まえ、関連する省令基準に適合すると評価した。
第 57 条 第 1 項 <u>配線の使用電線</u> (裸電線及び特別高圧で使用する接触電線を除く。) <u>には、感電又は火災のおそれがないよう、施設場所の状況及び電圧に応じ、使用上十分な強度及び絶縁性能を有するものでなければならない。</u>		
第 59 条 第 1 項 <u>電気使用場所に施設する電気機械器具は、充電部の露出がなく、かつ、人体に危害を及ぼし、又は火災が発生するおそれがある発熱がないように施設しなければならない。</u> ただし、電気機械器具を使用するために充電部の露出又は発熱体の施設が必要不可欠である場合であって、感電その他人体に危害を及ぼし、又は火災が発生するおそれがないように施設する場合は、この限りでない。		

関連する省令基準	評価項目	適合性の確認
<p>第63条 第1項</p> <p><u>低圧の幹線、低圧の幹線から分岐して電気機械器具に至る低圧の電路及び引込口から低圧の幹線を経ないで電気機械器具に至る低圧の電路</u>            (以下この条において「幹線等」という。) <u>には、適切な箇所に開閉器を施設するとともに、過電流が生じた場合に当該幹線等を保護できるよう、過電流遮断器を施設しなければならない。</u>ただし、当該幹線等における短絡事故により過電流が生じるおそれがない場合は、この限りでない。</p>		
<p>第64条 ロードヒーティング等の電熱装置、プール用水中照明灯その他の一般公衆の立ち入るおそれがある場所又は絶縁体に損傷を与えるおそれがある場所に施設するものに電気を供給する電路には、地絡が生じた場合に、感電又は火災のおそれがないよう、地絡遮断器の施設その他の適切な措置を講じなければならない。</p>		
<p>第76条 パイプライン等（導管等により液体の輸送を行う施設の総体をいう。）に施設する電熱装置は、第68条から第70条までに規定する場所には、施設してはならない。ただし、感電、爆発又は火災のおそれがないよう、適切な措置を講じた場合は、この限りでない。</p>		

## 技術評価書 添付資料

添付資料 I 日本電気技術規格委員会 委員名簿（第 130 回 JESC 資料No.1-1 より）

添付資料 II 民間規格等作成機関資料（第 130 回 JESC 資料No.2-1、2-2 より）

# 添付資料 I

日本電気技術規格委員会 委員名簿（令和7年12月9日現在）

区分	委員名	勤務先	所属
委員長	大崎 博之	東京大学	大学院新領域創成科学研究科 先端エネルギー工学専攻 教授
委員	金子 祥三	東京大学	生産技術研究所 研究顧問
委員	井上 俊雄	一般財団法人電力中央研究所	研究アドバイザー
委員	國生 剛治	中央大学	名誉教授
委員	望月 正人	大阪大学	総長補佐・大学院工学研究科 マテリアル生産科学専攻 教授
委員	横倉 尚	武藏大学	名誉教授
委員	吉川 榮和	京都大学	名誉教授
委員	小溝 裕一	大阪大学	名誉教授
委員	今井 澄江	特定非営利活動法人神奈川県消費者の 会連絡会	代表理事
委員	大河内 美保	主婦連合会	参与
委員	香月 嘉史	一般社団法人送配電網協議会	工務部長
委員	伏見 保則	東京電力ホールディングス株式会社	常務執行役
委員	川北 浩司	中部電力パワーグリッド株式会社	フェロー（電力技術）
委員	松浦 康雄	関西電力送配電株式会社	常務執行役員
委員	中澤 孝彦	電源開発株式会社	水力発電部 部長
委員	栗田 智久	一般社団法人日本電機工業会	技術戦略推進部長
委員	郡司 勉	一般社団法人日本電線工業会	技術部長
委員	阿部 達也	一般社団法人日本配線システム工業会	専務理事
委員	白井 基晴	電気保安協会全国連絡会	事務局長
委員	芳賀 潤一	全国電気管理技術者協会連合会	専務理事
委員	太田 良治	一般社団法人日本電設工業協会	副会長
委員	松橋 幸雄	全日本電気工事業工業組合連合会	常任理事
委員	清水 誠	一般社団法人日本電力ケーブル接続技 術協会	専務理事
委員	本吉 高行	一般社団法人電気学会	専務理事
委員	中村 泰造	一般社団法人日本機械学会	発電用設備規格担当
委員	橘 幹広	一般社団法人日本電気協会	技術部長
委員	小暮 英二	一般社団法人電気設備学会	専務理事
委員	友澤 靖嗣	一般社団法人日本ガス協会	エネルギー・システム企画グループ 副部長
委員	増川 浩章	一般社団法人火力原子力発電技術協会	専務理事

区分	委員名	勤務先	所属
委員	爾見 豊	一般財団法人発電設備技術検査協会	常務理事
委員	大岡 紀一	一般社団法人日本非破壊検査協会	顧問
委員	稻本 拓弥	一般社団法人日本溶接協会	事業部
委員	小井澤 和明	一般社団法人電力土木技術協会	副会長 兼 専務理事
委員	木田 洋祐	一般社団法人日本風力発電協会	技術第二部長
委員	亀田 正明	一般社団法人太陽光発電協会	技術部長
委員	大谷 将司	大口自家発電施設者懇話会	常務理事
委員	北林 雅之	一般社団法人日本内燃力発電設備協会	技術部 担当部長
委員	手塚 政俊	日本電気計器検定所	検定管理部 部長
委員	安部 美千夫	一般財団法人電気工事技術講習センター	業務部長
顧問	日高 邦彦	東京電機大学	工学部 電気電子工学科 特任教授
顧問	横山 明彦	東京大学	名誉教授

# 添付資料

日電協 2025 技調第 88 号  
令和 7 年 11 月 20 日

日本電気技術規格委員会  
委員長 大崎 博之 殿

電気設備技術基準関連規格等調査委員会  
委員長 若尾 真治

電気設備の技術基準の解釈に関する規格の評価のお願いについて

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、日本電気協会では経済産業省の委託事業「令和 7 年度新エネルギー等の保安規制高度化事業（電気設備技術基準関連規格等調査）」（以下、「委託事業」という。）において、「電気設備技術基準関連規格等調査委員会」を設置し、電気設備の技術基準の解釈（以下、「電技解釈」という。）が引用している規格を調査し、最新規格への更新等について妥当性の確認を行いました。

また、委託仕様書において、解釈への引用の妥当性が確認できた規格については、日本電気技術規格委員会（以下、「JESC」という。）へ、電気設備の技術基準の省令（以下、「電技省令」という。）との適合性確認について評価を要請することとされています。

つきましては、日本電気技術規格委員会規約 第 2 条の規定に基づき、電技省令との適合性の評価を実施いただきますようお願いいたします。

敬 具

## 添付資料

1. 電気設備技術基準関連規格等調査委員会の審議に係わる説明
2. 令和 7 年度 新エネルギー等の保安規制高度化事業（電気設備技術基準関連規格等調査）委託仕様書
3. 令和 7 年度 電気設備技術基準関連規格等調査の事業計画について
4. 電気設備技術基準関連規格等調査委員会名簿
5. 電気設備技術基準関連規格等調査委員会による要請内容及び確認結果について

## 電気設備技術基準関連規格調査委員会の審議に係わる説明

### 電気設備技術基準関連規格等調査委員会

件　名	<ul style="list-style-type: none"> <li>・電気設備の技術基準の解釈に関する規格の評価のお願いについて</li> </ul>
①案件の要望者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・電気設備技術基準関連規格等調査委員会</li> </ul>
②委員会の承認日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第2回 電気設備技術基準関連規格等調査委員会 (令和7年11月11日承認)</li> </ul>
③委員会における議決の状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全員賛成（委員総数14名、1名欠席）</li> </ul>
④委員会で提出された主な意見及びその意見への対応概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・なし</li> </ul>
⑤関係技術基準等への適合性に関する説明	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日本電気協会は、令和7年度新エネルギー等の保安規制高度化事業（電気設備技術基準関連規格等調査）を受託。それに伴い、電気設備技術基準関連規格等調査委員会を設置し、電技解釈が引用している規格を調査し、最新規格への更新について妥当性確認を行った。</li> </ul>
⑥制定・改定等に係る意見公募の結果及びその意見への対応概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・電気設備技術基準関連規格等調査委員会においては、意見公募をしていない</li> </ul>
⑦定期的改定に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・5年周期で改定状況を確認（国の規格等調査事業による）</li> </ul>
⑧審議記録の保存に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・5年間以上保管</li> </ul>
⑨技術的な事項の問合せへの対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該規格の内容に関する問合せについては、日本規格協会または、原案作成団体</li> <li>・電技への適合性に関する問合せについては、以下の通り <ul style="list-style-type: none"> <li>a. 令和7年度委託事業期間中は、電気設備技術基準関連規格等調査委員会</li> <li>b. 令和7年度委託事業終了後は、経済産業省電力安全課</li> </ul> </li> </ul>
⑩その他、特記事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特になし。</li> </ul>

(資料番号 2)

## 仕様書

### 1. 件名

令和 7 年度新エネルギー等の保安規制高度化事業（電気設備技術基準関連規格等調査）

### 2. 事業の背景・目的

「電気設備に関する技術基準を定める省令」（以下「省令」という。）に規定する技術的要件について、その内容を具体的に示した「電気設備の技術基準の解釈」（以下「電技解釈」という。）を定めているが、省令に定める要件を満たすべき技術的内容はこの解釈の規定に限定されるものではない。省令に照らして十分な保安水準の確保が達成できる技術的根拠があれば、解釈に記載のないものであっても省令に適合するものと判断されるものであるが、解釈は事業者に頻繁に参照されるものである。

一方、WTO/TBT 協定により、規格による不必要的貿易障害が起こらないよう、各国の規制等で用いられている規格を国際規格に整合化していくことが求められている。国は、公共の安全確保の観点から、省令と、電技解釈について、電気分野における国際規格である「IEC (International Electrotechnical Commission : 国際電気標準会議) 規格」との整合化を図る必要がある。

本事業は、電技解釈で引用している規格のうち改正が行われたものについて、当該規格を引き続き引用することの妥当性についての調査を行うほか、今後更なる普及が想定される高電圧・高出力のEV 用急速充電器について、一般消費者が取り扱うことを前提とした保安要件に係る提案を行う。更に、省令で定める保安水準を確保しうる範囲内で電気設備に関する審査基準として、IEC 規格を電技解釈に取り入れ、運用するための課題を検討することを目的とする。

### 3. 事業内容及び事業実施方法

#### （1）規格等の調査

##### a. 規格の妥当性調査

規格を引用している電技解釈について、改正後の規格の技術的内容を確認し、引き続き電技解釈に引用することの妥当性について調査する。

調査結果を踏まえて引用することが妥当であると判断される場合、必要に応じて電技解釈条文の見直し案を検討する。具体的には、規格名と規格番号を直接記載していた従来の形態の条文に加え、第 16 回電力安全小委員会（平成 30 年 3 月 12 日）で示された技術基準の更なる性能規定化の仕組みの活用が想定される場合は、民間規格評価機関（「民間規格評価機関の評価・承認による民間規格等の電気事業法に基づく技術基準（電気設備に関するもの）への適合性確認のプロセスについて（内規）」（20200702 保局第 2 号 令和 2 年 7 月 17 日）に定める要件への適合性が国により確認され、公表された機関をいう。）が承認した規格名のみを記載する場合の条文案も作成し、提案を行う。

また、民間規格評価機関が承認した規格名のみを記載する提案を行う規格については、民間規格評価機関に対し、当該規格の省令への適合性確認要請を行い、評価を受けるものとする。

規格番号・規格名	電技解釈 条文	引用 妥当性	引用が妥当である場 合の見直し条文	民間規格評価機 関への確認要請
JIS H 3300(2018) 銅及び銅合金の継目無管	第9条			
JIS T 1022(2018) 病院電気設備の安全基準	第18条			
JIS C 1910-1(2017) 人体ばく露を考慮した直流磁界並びに 1Hz～100kHz の交流磁界及び交流電界の 測定—第1部：測定器に対する要求事項	第31条 第39条 第50条			
JIS C 4604(2017) 高圧限流ヒューズ	第39条		— (リスト化済み のため)	
JIS B 8210(2017) 安全弁	第40条 第122条			
JIS B 8265(2017) 圧力容器の構造—一般事項	第40条 第122条			
JIS K 7350-1(2020) プラスチック—実験室光源による暴露試 験方法 第1部：通則	第46条			
JIS G 3101(2020) 一般構造用圧延鋼材	第56条	○		○
JIS G 3106(2020) 溶接構造用圧延鋼材	第57条			
JIS G 3129(2018) 鉄塔用高張力鋼鋼材	第57条		○	
JIS G 3474(2021) 鉄塔用高張力鋼管				
JIS G 3352(2014) デッキプレート	第165条		— (リスト化済み のため)	
JIS C 3408(2014) エレベータ用ケーブル	第172条			
JIS C 3410(2018) 船用電線				
JIS C 8308 (1988) カバー付きナイフスイッチ	第183条			
JIS G 3456 (2019) 高温配管用炭素鋼鋼管	第197条		○	

○：検討対象 －：検討対象外

b. 整流器に接続する高圧又は特別高圧の電路の絶縁性能に関する保安要件の調査

整流方式が自励式の周波数変換装置等は、他励式と比べて交流側の系統電圧を必要とせずブランクスタートが可能という特徴があり、昨今導入が進んでいる。これを踏まえ、保安要件の実態を調査し、電技解釈への取込みについて検討を行う。

c. EV 用交流供給設備に関する保安要件の調査

国内外において大手自動車メーカーによるEVシフトが進展しており、今後更なる高出力のEV用充電器が普及していくことが想定される。現在、電技解釈第199条の2第1項第五号では、電気自動車等と供給設備を接続する電路の対地電圧は原則150V以下と規定され、交流のEV用供給設備については、現行100Vが主流である。今後の高出力化にむけて交流による供給電圧を200Vとすることに関し、必要な保安要件を整理し、電技解釈への記載内容について提案を行う。

(2) IEC規格の制改定への対応

電気使用場所の建築電気設備の施設について規定したIEC 60364規格群については、既に電技解釈第218条に取り入れられているが、以降、IEC 60364規格の改定及び新たな規格の制定が逐次行われている。

これらの改定又は制定されたIEC規格について、電技解釈への取入れの可否を検討する。また、取入れ可となったIEC規格については、適用にあたっての課題や制限事項、留意事項等の検討を行った上で、電技解釈への取入れ案の策定と共に、取入れ案に対する逐条解説を作成する。具体的には、以下に示す規格を検討対象とする。

- ・ IEC60364-4-42 Ed. 4.0 (2024)
- ・ IEC60364-4-44 Ed. 3.0 (2024)
- ・ IEC60364-7-706 Ed. 3.0 (2024)

また、設置者の理解を容易ならしめるため、既に電技解釈第218条に取り込まれているIEC規格の対応JIS化が2025年度に行われる予定であるものについて、IEC(英語で規定)からJIS(日本語で規定)への置き換えの可否の検討を実施する。

- ・ IEC 60364-7-702 → JIS C 0364-7-702
- ・ IEC 60364-7-708 → JIS C 0364-7-708
- ・ IEC 60364-7-710 → JIS C 0364-7-710

加えて、現在、直流1,500Vを超過して使用する電気設備を対象とした国際規格IEC 61936-2 Ed. 1.0(2023)が発刊されているが、将来的に、電技解釈第219条に取入れることを想定し、取入れに向けた課題等を整理する。

(3) 検討方法

事業内容ごとに、学識経験者(電気工学、機械工学等を専攻とする大学教授等)及び産業界等(電気事業者、メーカー等)から選定した委員により構成される委員会を設置して検討を行う。なお、委員の選定に当たっては、電力安全課と事前に協議すること。

(事業内容ごとの委員会の構成)

- ・委員会（3回程度開催）

委員：学識経験者 10～15名程度、産業界等から選定した委員 5名程度

委員会の下に必要な作業会を設ける。

- ・作業会（WG）（各3～5回程度開催）

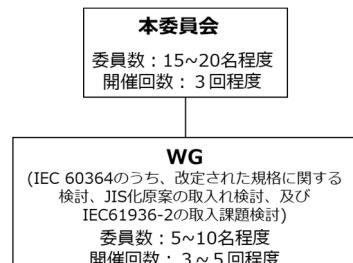
委員：学識経験者、産業界等から選定した委員 5～10名程度

### 実施体制図例

#### (1) 規格等の調査



#### (2) IEC規格の制改定への対応



### (4) 調査報告書の作成

上記（1）～（3）の調査結果を踏まえ、調査報告書を作成すること。

## 4. 実施期間

委託契約締結日から令和8年3月6日まで

## 5. 納入物

### (1) 調査報告書等一式

- ・ 調査報告書、報告書骨子（様式1）、調査で得られた元データ、委託調査報告書公表用書誌情報（様式2）、二次利用未承諾リスト（様式3）を納入すること。
- ・ 調査報告書については、PDF形式に加え、機械判読可能<sup>1</sup>な形式のファイルも納入すること。なお、報告書のデータ量が128MB、ページ数が1,000ページ又は文字数が400万文字を超過する場合には、いずれの制限も超えないようファイルを分割して提出すること。
- ・ 調査で得られた元データについては、機械判読可能な形式のファイルで納入することとし、特に図表・グラフに係るデータ（以下「図表等データ」という。）については、構造化されたExcelやCSV形式等により納入すること。

### (2) 調査報告書等一式（公表用）

- ・ 調査報告書及び様式3（該当がある場合のみ）を一つのPDFファイル（透明テキスト付）に統合したもの、並びに公開可能かつ二次利用可能<sup>2</sup>な図表等データを、プロパティを含む状態で納入すること。

<sup>1</sup> コンピュータプログラムがデータ構造を識別し、データを処理（加工、編集等）できること。例えばHTML, txt, csv, xhtml, epub, gml, kml等のほか、Word, Excel, PowerPoint等のデータが該当する（スキャンデータのようなものは該当しない）。

<sup>2</sup> 営利目的を含む、自由な利用（転載・コピー共有等）を行うこと。

- セキュリティ等の観点から、経済産業省と協議の上、非公開とするべき部分については、特に以下の点に注意し、削除するなどの適切な処置を講ずること。
  - 報告書・Excel データ等に個人情報や不適切な企業情報が存在しないか。
  - 報告書（PDF）に目視では確認できない埋め込みデータ等が存在しないか。
  - Excel データ等に目視では確認できない非表示情報が存在しないか。
  - Excel データ等に非表示の行・列が存在しないか。
- 公開可能かつ二次利用可能な図表等データが複数ファイルにわたる場合、1つのフォルダに格納した上で納入すること。
  - 各データのファイル名については、調査報告書の図表名と整合をとること。
  - 図表等データは、オープンデータとして公開されることを前提とし、経済産業省以外の第三者の知的財産権が関与する内容を含まないものとすること。

(3) 様式 1～様式 3について

- (様式 1) 委託調査報告書骨子<sup>3</sup>
  - レイアウト（余白、フォント等）に従い、3枚以内にまとめた上で Word 形式にて納入すること。
  - 図表は挿入せずテキスト形式で作成すること。
  - 見出しについては記載された項目のとおりとすること。
- (様式 2) 委託調査報告書公表用書誌情報<sup>4</sup>
  - ファイル形式は Excel 形式で納入すること。
  - 報告書の英語版や概要版等、公表用の報告書と同一の PDF ファイルとすることが適当でない公表用の納入物がある場合には1つの PDF ファイルごとに作成すること。
- (様式 3) 二次利用未承諾リスト
  - 調査報告書は、オープンデータ（二次利用可能な状態）として公開されることが前提だが、二次利用の了承を得ることが困難な場合又は了承を得ることが報告書の内容に大きな悪影響を与える場合は、報告書の当該箇所に出典等を明示し、知的財産権の所在を明らかにした上で、当該データを様式 3 に記載すること（知的財産権の所在が不明なものも含む）。
  - ファイル形式は Excel 形式で納入すること。
- 様式 1～3 ダウンロード先
  - [委託調査報告書（METI/経済産業省）](#)

## 6. 納入方法

- メール提出やファイル交換サイト等の手段を用いること。なお、具体的な納入方法は担当課室と協議の上、決定すること。
- 公表用資料一式と非公表資料一式が紛れないように整理して納入すること。

<sup>3</sup>委託調査報告書のデータ利活用を促進するため、報告書の概要を骨子としてまとめるもの。

<sup>4</sup>本事業の報告書のオープンデータとしての公表に際し、データとしての検索性を高めるため、当該データの属性情報に関するデータを作成するもの。

## 7. 納入場所

経済産業省 大臣官房 産業保安・安全グループ 電力安全課

## 8. 情報管理体制

①受注者は本事業で知り得た情報を適切に管理するため、次の履行体制を確保し、発注者に対し「情報セキュリティを確保するための体制を定めた書面（情報管理体制図）」及び「情報取扱者名簿」（氏名、個人住所、生年月日、所属部署、役職等が記載されたもの）様式4を契約前に提出し、担当課室の同意を得ること（住所、生年月日については、必ずしも契約前に提出することを要しないが、その場合であっても担当課室から求められた場合は速やかに提出すること。）。なお、情報取扱者名簿は、委託業務の遂行のため最低限必要な範囲で情報取扱者を掲載すること。

（確保すべき履行体制）

契約を履行する一環として契約相手方が収集、整理、作成等した一切の情報が、経済産業省が保護を要さないと確認するまでは、情報取扱者名簿に記載のある者以外に伝達又は漏えいされないことを保証する履行体制を有していること。

②本事業で知り得た一切の情報について、情報取扱者以外の者に開示又は漏えいしてはならないものとする。ただし、担当課室の承認を得た場合は、この限りではない。

③①の情報セキュリティを確保するための体制を定めた書面又は情報取扱者名簿に変更がある場合は、予め担当課室へ届出を行い、同意を得なければならない。

## 9. 履行完了後の情報の取扱い

国から提供した資料又は国が指定した資料の取扱い（返却・削除等）については、担当職員の指示に従うこと。業務日誌を始めとする経理処理に関する資料については適切に保管すること。

## 10. 情報セキュリティに関する事項

業務情報を取り扱う場合又は業務情報を取り扱う情報システムやウェブサイトの構築・運用等を行う場合、別記「情報セキュリティに関する事項」を遵守し、情報セキュリティ対策を実施すること。

## 11. その他

本事業の実施に当たり仕様書に定める以外の事項などについては電力安全課の指示に従うこと。

## 情報取扱者名簿及び情報管理体制図

## ①情報取扱者名簿

		氏名	個人住所	生年月日	所属部署	役職	パスポート番号及び国籍(※4)
情報管理責任者(※1)	A						
情報取扱管理者(※2)	B						
	C						
業務従事者(※3)	D						
	E						
再委託先	F						

(※1) 受託事業者としての情報取扱の全ての責任を有する者。必ず明記すること。

(※2) 本事業の遂行にあたって主に保護すべき情報を取り扱う者ではないが、本事業の進捗状況などの管理を行うもので、保護すべき情報を取り扱う可能性のある者。

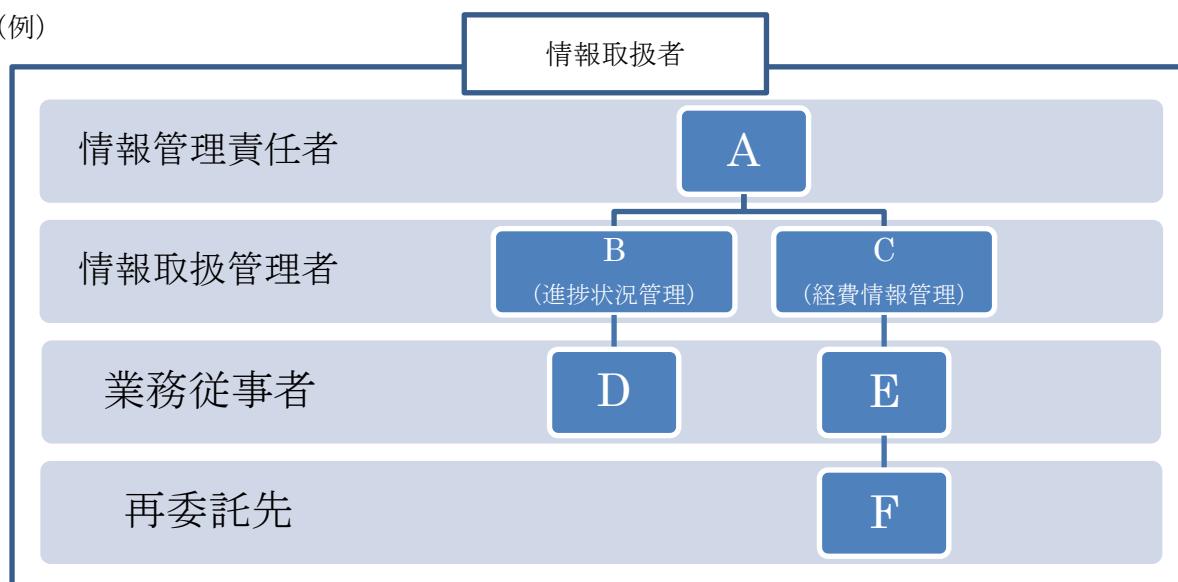
(※3) 本事業の遂行にあたって保護すべき情報を取り扱う可能性のある者。

(※4) 日本国籍を有する者及び法務大臣から永住の許可を受けた者(入管特例法の「特別永住者」を除く。)以外の者は、パスポート番号等及び国籍を記載。

(※5) 住所、生年月日については、必ずしも契約前に提出することを要しないが、その場合であっても担当課室から求められた場合は速やかに提出すること。

## ②情報管理体制図

(例)



**【情報管理体制図に記載すべき事項】**

- ・本事業の遂行にあたって保護すべき情報を取り扱う全ての者。(再委託先も含む。)
- ・本事業の遂行のため最低限必要な範囲で情報取扱者を設定し記載すること。

## 情報セキュリティに関する事項

以下の事項について遵守すること。

### 【情報セキュリティ関連事項の確保体制および遵守状況の報告】

- 1) 受注者（委託契約の場合には、受託者。以下同じ。）は、契約締結後速やかに、情報セキュリティを確保するための体制並びに以下2)～17)に記載する事項の遵守の方法及び提出を求める情報、書類等（以下「情報セキュリティを確保するための体制等」という。）について、経済産業省（以下「当省」という。）の担当職員（以下「担当職員」という。）に提示し了承を得た上で確認書類として提出すること。ただし、別途契約締結前に、情報セキュリティを確保するための体制等について担当職員に提示し了承を得た上で提出したときは、この限りでない。また、定期的に、情報セキュリティを確保するための体制等及び対策に係る実施状況（「情報セキュリティに関する事項の遵守の方法の実施状況報告書」（別紙））を紙媒体又は電子媒体により報告すること。加えて、これらに変更が生じる場合は、事前に担当職員へ案を提出し、同意を得ること。

なお、報告の内容について、担当職員と受注者が協議し不十分であると認めた場合、受注者は、速やかに担当職員と協議し対策を講ずること。

### 【情報セキュリティ関連規程等の遵守】

- 2) 受注者は、「経済産業省情報セキュリティ管理規程（平成18・03・22シ第1号）」、「経済産業省情報セキュリティ対策基準（平成18・03・24シ第1号）」及び「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群（令和5年度版）」（以下「規程等」と総称する。）を遵守すること。また、契約締結時に規程等が改正されている場合は、改正後の規程等を遵守すること。
- 3) 受注者は、当省又は内閣官房内閣サイバーセキュリティセンターが必要に応じて実施する情報セキュリティ監査、マネジメント監査又はペネットレーションテストを受け入れるとともに、指摘事項への対応を行うこと。

### 【情報セキュリティを確保するための体制】

- 4) 受注者は、本業務に従事する者を限定すること。また、受注者の資本関係・役員の情報、本業務の実施場所、本業務の全ての従事者の所属、専門性（情報セキュリティに係る資格・研修実績等）、実績及び国籍に関する情報を担当職員に提示すること。なお、本業務の実施期間中に従事者を変更等する場合には、事前にこれらの情報を担当職員に再提示すること。
- 5) 受注者は、本業務を再委託（業務の一部を第三者に委託することをいい、外注及び請負を含む。以下同じ。）する場合は、再委託されることにより生ずる脅威に対して情報セキュリティが十分に確保されるよう、1)から17)までの措置の実施を契約等により再委託先に担保させること。また、1)の確認書類には再委託先に係るものも含むこと。

### 【情報の取扱い】

- 6) 受注者は、本業務遂行中に得た本業務に関する情報（紙媒体及び電子媒体であってこれらの複製を含む。）の取扱いには十分注意を払い、当省内に複製が可能な電子計算機等の機器を持ち込んで作業を行う必要がある場合には、事前に担当職員の許可を得ること。なお、この場合であっても、担当職員の許可なく複製してはならない。また、作業終了後には、持ち込んだ機器から情報が消去されていることを担当職員が確認できる方法で証明すること。
- 7) 受注者は、本業務遂行中に得た本業務に関する情報（紙媒体及び電子媒体）について、担当職員の許可なく当省外で複製してはならない。また、作業終了後には、複製した情報が電子計算機等から消去されていることを担当職員が確認できる方法で証明すること。
- 8) 受注者は、本業務を終了又は契約解除する場合には、受注者において本業務遂行中に得た本業務に関する情報（紙媒体及び電子媒体であってこれらの複製を含む。）を速やかに担当職員に返却し、又は廃棄し、若しくは消去すること。その際、担当職員の確認を必ず受けこと。
- 9) 受注者は、契約期間中及び契約終了後においても、本業務に関して知り得た当省の業務上の内容について、他に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。  
なお、当省の業務上の内容を外部に提供する必要が生じた場合は、提供先で当該情報が適切に取り扱われないおそれがあることに留意し、提供の可否を十分に検討した上で、担当職員の承認を得るとともに、取扱上の注意点を示して提供すること。

### 【情報セキュリティに係る対策、教育、侵害時の対処】

- 10) 受注者は、本業務に使用するソフトウェア、電子計算機等に係る脆弱性対策、不正プログラム対策、サービス不能攻撃対策、標的型攻撃対策、アクセス制御対策、情報漏えい対策を講じるとともに、契約期間中にこれらの対策に関する情報セキュリティ教育を本業務にかかる従事者に対し実施すること。
- 11) 受注者は、本業務の遂行において、情報セキュリティが侵害され、又はそのおそれがある場合の対処方法について担当職員に提示すること。また、情報セキュリティが侵害され、又はそのおそれがあることを認知した場合には、速やかに担当職員に報告を行い、原因究明及びその対処等について担当職員と協議の上、その指示に従うこと。

### 【クラウドサービス】

- 12) 受注者は、本業務を実施するに当たり、民間事業者等が不特定多数の利用者に対して提供する、定型約款や利用規約等への同意のみで利用可能となるクラウドサービスを利用する場合には、これらのサービスで要機密情報を取り扱ってはならず、2)に掲げる規程等で定める不正アクセス対策を実施するなど規程等を遵守すること。

- 13) 受注者は、本業務を実施するに当たり、利用において要機密情報を取り扱うものとしてクラウドサービスを調達する際は、「政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）」の ISMAP クラウドサービスリスト又は ISMAP-LIU クラウドサービスリストから調達することを原則とすること。
- 14) 受注者は、前 2 項におけるクラウドサービスの利用の際は、提供条件等から、利用に当たってのリスクの評価を行い、リスクが許容できることを確認して担当職員の利用承認を得るとともに、取扱上の注意点を示して提供し、その利用状況を管理すること。

【セキュアな情報システム（外部公開ウェブサイトを含む）の構築・運用・閉鎖】

- 15) 受注者は、情報システム（ウェブサイトを含む。以下同じ。）の設計、構築、運用、保守、廃棄等（電子計算機、電子計算機が組み込まれた機器、通信回線装置、電磁的記録媒体等のハードウェア又はソフトウェア（以下「機器等」という。）の調達を含む場合には、その製造工程を含む。）を行う場合には、以下を実施すること。
  - ①各工程において、当省の意図しない変更や機密情報の窃取等が行われないことを保証する管理が、一貫した品質保証体制の下でなされていること。また、具体的な管理手順や品質保証体制を証明する書類等を提出すること。
  - ②情報システムや機器等に意図しない変更が行われる等の不正が見つかったときに、追跡調査や立入検査等、当省と連携して原因を調査し、排除するための手順及び体制を整備していること。これらが妥当であることを証明するため書類を提出すること。
  - ③不正プログラム対策ソフトウェア等の導入に当たり、既知及び未知の不正プログラムの検知及びその実行の防止の機能を有するソフトウェアを導入すること。また、以下を含む対策を行うこと。
    - (a) 不正プログラム対策ソフトウェア等が常に最新の状態となるように構成すること。
    - (b) 不正プログラム対策ソフトウェア等に定義ファイルを用いる場合、その定義ファイルが常に最新の状態となるように構成すること。
    - (c) 不正プログラム対策ソフトウェア等の設定変更権限については、システム管理者が一括管理し、システム利用者に当該権限を付与しないこと。
    - (d) 不正プログラム対策ソフトウェア等を定期的に全てのファイルを対象としたスキャンを実施するよう構成すること。
    - (e) EDR ソフトウェア等を利用し、端末やサーバ装置（エンドポイント）の活動を監視し、感染したおそれのある装置を早期にネットワークから切り離す機能の導入を検討すること。
  - ④情報セキュリティ対策による情報システムの変更内容について、担当職員に速やかに報告すること。また、情報システムが構築段階から運用保守段階へ移行する際等、他の事業者へ引き継がれる項目に、情報セキュリティ対策に必要な内容を含めること。

⑤サポート期限が切れた、又は本業務の期間中にサポート期限が切れる予定がある等、サポートが受けられないソフトウェアの利用を行わないこと、及びその利用を前提としないこと。また、ソフトウェアの名称・バージョン・導入箇所等を管理台帳で管理することに加え、サポート期限に関するものを含むソフトウェアの脆弱性情報を収集し、担当職員に情報提供するとともに、情報を入手した場合には脆弱性対策計画を作成し、担当職員の確認を得た上で対策を講ずること。

⑥受注者自身（再委託先を含む。）が管理責任を有するサーバ等を利用する場合には、O S、ミドルウェア等のソフトウェアの脆弱性情報を収集し、セキュリティ修正プログラムが提供されている場合には業務影響に配慮しつつ、速やかに適用を実施すること。

⑦ウェブサイト又は電子メール送受信機能を含むシステム等の当省外向けシステムを構築又は運用する場合には、政府機関のドメインであることが保証されるドメイン名「.go.jp」を使用すること。

⑧外部に公開するウェブサイトを構築又は運用する場合には、以下の対策を実施すること。

- ・サービス開始前および、運用中においては年1回以上、ポートスキャン、脆弱性検査を含むプラットフォーム診断を実施し、脆弱性を検出した場合には必要な対策を実施すること。
- ・インターネットを介して通信する情報の盗聴及び改ざんの防止並びに正当なウェブサーバであることを利用者が確認できるようにするため、TLS(SSL)暗号化の実施等によりウェブサイトの暗号化の対策等を講じること。

なお、必要となるサーバ証明書には、利用者が事前のルート証明書のインストールを必要とすることなく、その正当性を検証できる認証局（証明書発行機関）により発行された電子証明書を用いること。

⑨電子メール送受信機能を含む場合には、SPF (Sender Policy Framework) 等のなりすましの防止策を講ずるとともにSMTPによるサーバ間通信のTLS(SSL)化やS/MIME等の電子メールにおける暗号化及び電子署名等により保護すること。

⑩ ウェブサイト又は電子メール送受信機能を含むシステム等の当省外向けシステムを構築又は運用する場合は、当省が指定する期日にドメインの抹消、DNSやCDN情報の削除、運用環境の削除を行える事業者を選定すること。

また、運用を閉鎖する場合は、終了告知を一定期間行うこと。一定期間の終了告知を終えた後は、ドメインの抹消、DNSやCDN情報の削除、ドメインへのリンクの削除、SNSを利用していた場合はアカウント削除等、なりすましの防止策を漏れなく講ずること。

なお、本事項は、「実施」の場合はその実施内容、「未実施」又は「該当なし」の場合はその理由等を必ず報告すること。

## 【アプリケーション・コンテンツの情報セキュリティ対策】

- 16) 受注者は、アプリケーション・コンテンツ（アプリケーションプログラム、ウェブコンテンツ等の総称をいう。以下同じ。）の開発・作成を行う場合には、利用者の情報セキュリティ水準の低下を招かぬよう、以下の内容も含めて行うこと。
- ①提供するアプリケーション・コンテンツが不正プログラムを含まないこと。また、そのために以下を含む対策を行うこと。
- (a) アプリケーション・コンテンツを提供する前に、不正プログラム対策ソフトウェアを用いてスキャンを行い、不正プログラムが含まれていないことを確認すること。
- (b) アプリケーションプログラムを提供する場合には、当該アプリケーションの仕様に反するプログラムコードが含まれていないことを確認すること。
- (c) 提供するアプリケーション・コンテンツにおいて、当省外のウェブサイト等のサーバへ自動的にアクセスが発生する機能が仕様に反して組み込まれていないことを、HTMLソースを表示させるなどして確認すること。
- ②提供するアプリケーション・コンテンツが脆弱性を含まないこと。
- ③実行プログラムの形式以外にコンテンツを提供する手段がない場合を除き、実行プログラム形式でコンテンツを提供しないこと。
- ④電子証明書を用いた署名等、提供するアプリケーション・コンテンツの改ざん等がなく真正なものであることを確認できる手段がある場合には、それをアプリケーション・コンテンツの提供先に与えること。なお、電子証明書を用いた署名を用いるときに、政府認証基盤（GPKI）の利用が可能である場合は、政府認証基盤により発行された電子証明書を用いて署名を施すこと。
- ⑤提供するアプリケーション・コンテンツの利用時に、脆弱性が存在するバージョンのOS、ソフトウェア等の利用を強制するなどの情報セキュリティ水準を低下させる設定変更をOS、ソフトウェア等の利用者に要求することがないよう、アプリケーション・コンテンツの提供方式を定めて開発すること。
- ⑥当省外へのアクセスを自動的に発生させる機能やサービス利用者その他の者に関する情報が本人の意思に反して第三者に提供されるなどの機能がアプリケーション・コンテンツに組み込まれることがないよう開発すること。ただし、必要があって当該機能をアプリケーション・コンテンツに組み込む場合は、当省外へのアクセスが情報セキュリティ上安全なものであることを確認した上で、他のウェブサイト等のサーバへ自動的にアクセスが発生すること、サービス利用者その他の者に関する情報が第三者に提供されること及びこれらを無効にする方法等が、サービス利用者において容易に確認ができるよう、担当職員が示すプライバシーポリシー等を当該アプリケーション・コンテンツに掲載すること。
- 17) 受注者は、外部に公開するウェブサイト上のウェブアプリケーションの構築又は改修を行う場合には、独立行政法人情報処理推進機構が公開する最新の「安全なウェブサイトの作り方」（以下「作り方」

という。）に基づくこと。また、ウェブアプリケーションの構築又は更改時においてはサービス開始前に、運用中においてはウェブアプリケーションへ修正を加えた場合や新たな脅威が確認された場合に、「作り方」に記載されている脆弱性の検査等（ウェブアプリケーション診断）を実施し、脆弱性を検出した場合には必要な対策を実施すること。併せて、「作り方」のチェックリストに従い対応状況を確認し、その結果を記入したチェックリストを担当職員に提出すること。なお、チェックリストの結果に基づき、担当職員から指示があった場合は、それに従うこと。

令和 年 月 日

経済産業省○○○課長 殿

住 所  
名 称  
代 表 者 氏 名

## 情報セキュリティに関する事項の遵守の方法の実施状況報告書

情報セキュリティに関する事項 1) の規定に基づき、下記のとおり報告します。

## 記

## 1. 契約件名等

契約締結日	
契約件名	

## 2. 報告事項

項目	確認事項	実施状況
情報セキュリティに関する事項 2)	本業務全体における情報セキュリティの確保のため、「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準」（令和5年度版）、「経済産業省情報セキュリティ管理規程」（平成18・03・22シ第1号）及び「経済産業省情報セキュリティ対策基準」（平成18・03・24シ第1号）（以下「規程等」と総称する。）に基づく、情報セキュリティ対策を講じる。	
情報セキュリティに関する事項 3)	経済産業省又は内閣官房内閣サイバーセキュリティセンターが必要に応じて実施する情報セキュリティ監査、マネジメント監査又はペネトレーションテストを受け入れるとともに、指摘事項への対応を行う。	
情報セキュリティに関する事項 4)	本業務に従事する者を限定する。また、受注者の資本関係・役員の情報、本業務の実施場所、本業務の全ての従事者の所属、専門性（情報セキュリティに係る資格・研修実績等）、実績及び国籍に関する情報を担当職員に提示する。なお、本業務の実施期間中に従事者を変更等する場合には、事前にこれらの情報を担当職員に再提示する。	
情報セキュリティに関する事項 5)	本業務の一部を再委託する場合には、再委託することにより生ずる脅威に対して情報セキュリティに関する事項 1) から 17) までの規定に基づく情報セキュリティ対策が十分に確保される措置を講じる。	

情報セキュリティに関する事項 6)	本業務遂行中に得た本業務に関する情報（紙媒体及び電子媒体であってこれらの複製を含む。）の取扱いには十分注意を払い、経済産業省内に複製が可能な電子計算機等の機器を持ち込んで作業を行う必要がある場合には、事前に経済産業省の担当職員（以下「担当職員」という。）の許可を得る。  なお、この場合であっても、担当職員の許可なく複製しない。また、作業終了後には、持ち込んだ機器から情報が消去されていることを担当職員が確認できる方法で証明する。	
情報セキュリティに関する事項 7)	本業務遂行中に得た本業務に関する情報（紙媒体及び電子媒体）について、担当職員の許可なく経済産業省外で複製しない。また、作業終了後には、複製した情報が電子計算機等から消去されていることを担当職員が確認できる方法で証明する。	
情報セキュリティに関する事項 8)	本業務を終了又は契約解除する場合には、受注者において本業務遂行中に得た本業務に関する情報（紙媒体及び電子媒体であってこれらの複製を含む。）を速やかに担当職員に返却し、又は廃棄し、若しくは消去する。その際、担当職員の確認を必ず受ける。	
情報セキュリティに関する事項 9)	契約期間中及び契約終了後においても、本業務に関して知り得た経済産業省の業務上の内容について、他に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。  なお、経済産業省の業務上の内容を外部に提供する必要が生じた場合は、提供先で当該情報が適切に取り扱われないおそれがあることに留意し、提供の可否を十分に検討した上で、担当職員の承認を得るとともに、取扱上の注意点を示して提供する。	
情報セキュリティに関する事項 10)	本業務に使用するソフトウェア、電子計算機等に係る脆弱性対策、不正プログラム対策、サービス不能攻撃対策、標的型攻撃対策、アクセス制御対策、情報漏えい対策を講じるとともに、契約期間中にこれらの対策に関する情報セキュリティ教育を本業務にかかる従事者に対し実施する。	
情報セキュリティに関する事項 11)	本業務の遂行において、情報セキュリティが侵害され又はそのおそれがある場合の対処方法について担当職員に提示する。また、情報セキュリティが侵害され又はそのおそれがあることを認知した場合には、速やかに担当職員に報告を行い、原因究明及びその対処等について担当職員と協議の上、その指示に従う。	
情報セキュリティに関する事項 12)	本業務を実施するに当たり、民間事業者等が不特定多数の利用者に対して提供する、定型約款や利用規約等への同意のみで利用可能となるクラウドサービスを利用する場合には、これらのサービスで要機密情報を取り扱ってはならず、「情報セキュリティに関する事項2）」に定める不正アクセス対策を実施するなど規程等を遵守する。	
情報セキュリティに関する事項 13)	本業務を実施するに当たり、利用において要機密情報を取り扱うものとしてクラウドサービスを調達する際は、「政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）」のISMAPクラウドサービスリスト又はISMAP-LIUクラウドサービスリストから調達することを原則とすること。	
情報セキュリティに関する事項 14)	情報セキュリティに関する事項12）及び13）におけるクラウドサービスの利用の際は、提供条件等から、利用に当たってのリスクの評価を行い、リスクが許容できることを確認して担当職員の利用承認を得るとともに、取扱上の注意点を示して提供し、その利用状況を管理すること。	

情報セキュリティに関する事項 1.5)	<p>情報システム（ウェブサイトを含む。以下同じ。）の設計、構築、運用、保守、廃棄等（電子計算機、電子計算機が組み込まれた機器、通信回線装置、電磁的記録媒体等のハードウェア又はソフトウェア（以下「機器等」という。）の調達を含む場合には、その製造工程を含む。）を行う場合には、以下を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 各工程において、当省の意図しない変更や機密情報の窃取等が行われないことを保証する管理が、一貫した品質保証体制の下でなされていること。また、具体的な管理手順や品質保証体制を証明する書類等を提出すること。</li> <li>(2) 情報システムや機器等に意図しない変更が行われる等の不正が見つかったときに、追跡調査や立入検査等、当省と連携して原因を調査し、排除するための手順及び体制を整備していること。これらが妥当であることを証明するため書類を提出すること。</li> <li>(3) 不正プログラム対策ソフトウェア等の導入に当たり、既知及び未知の不正プログラムの検知及びその実行の防止の機能を有するソフトウェアを導入すること。また、以下を含む対策を行うこと。 <ul style="list-style-type: none"> <li>①不正プログラム対策ソフトウェア等が常に最新の状態となるように構成すること。</li> <li>②不正プログラム対策ソフトウェア等に定義ファイルを用いる場合、その定義ファイルが常に最新の状態となるように構成すること。</li> <li>③不正プログラム対策ソフトウェア等の設定変更権限については、システム管理者が一括管理し、システム利用者に当該権限を付与しないこと。</li> <li>④不正プログラム対策ソフトウェア等を定期的に全てのファイルを対象としたスキャンを実施するように構成すること。</li> <li>⑤EDR ソフトウェア等を利用し、端末やサーバ装置（エンドポイント）の活動を監視し、感染したおそれのある装置を早期にネットワークから切り離す機能の導入を検討すること。</li> </ul> </li> <li>(4) 情報セキュリティ対策による情報システムの変更内容について、担当職員に速やかに報告すること。また、情報システムが構築段階から運用保守段階へ移行する際等、他の事業者へ引き継がれる項目に、情報セキュリティ対策に必要な内容を含めること。</li> <li>(5) サポート期限が切れた又は本業務の期間中にサポート期限が切れる予定がある等、サポートが受けられないソフトウェアの利用を行わないこと、及びその利用を前提としないこと。また、ソフトウェアの名称・バージョン・導入箇所等を管理台帳で管理することに加え、サポート期限に関するものを含むソフトウェアの脆弱性情報を収集し、担当職員に情報提供するとともに、情報を入手した場合には脆弱性対策計画を作成し、担当職員の確認を得た上で対策を講ずること。</li> <li>(6) 受注者自身（再委託先を含む。）が管理責任を有するサーバ等を利用する場合には、O S、ミドルウェア等のソフトウェアの脆弱性情報を収集し、セキュリティ修正</li> </ul>
------------------------	--

	<p>プログラムが提供されている場合には業務影響に配慮しつつ、速やかに適用を実施すること。</p> <p>(7) ウェブサイト又は電子メール送受信機能を含むシステム等の当省外向けシステムを構築又は運用する場合には、政府機関のドメインであることが保証されるドメイン名「.g.o.jp」を使用すること。</p> <p>(8) 外部に公開するウェブサイトを構築又は運用する場合には、以下の対策を実施すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・サービス開始前および、運用中においては年1回以上、ポートスキャン、脆弱性検査を含むプラットフォーム診断を実施し、脆弱性を検出した場合には必要な対策を実施すること。</li> <li>・インターネットを介して通信する情報の盗聴及び改ざんの防止並びに正当なウェブサーバであることを利用者が確認できるようにするために、TLS(SSL)暗号化の実施等によりウェブサイトの暗号化の対策等を講じること。</li> <li>・必要となるサーバ証明書には、利用者が事前のルート証明書のインストールを必要とすることなく、その正当性を検証できる認証局（証明書発行機関）により発行された電子証明書を用いること。</li> </ul> <p>(9) 電子メール送受信機能を含む場合には、SPF (Sender Policy Framework) 等のなりすましの防止策を講ずるとともに SMTP によるサーバ間通信の TLS (SSL) 化や S/MIME 等の電子メールにおける暗号化及び電子署名等により保護すること。</p> <p>10) ウェブサイト又は電子メール送受信機能を含むシステム等の当省外向けシステムを構築又は運用する場合は、当省が指定する期日にドメインの抹消、DNS や CDN 情報の削除、運用環境の削除を行える事業者を選定すること。</p> <p>また、運用を閉鎖する場合は、終了告知を一定期間行うこと。一定期間の終了告知を終えた後は、ドメインの抹消、DNS や CDN 情報の削除、ドメインへのリンクの削除、SNS を利用していた場合はアカウント削除等、なりすましの防止策を漏れなく講ずること。</p> <p>なお、本事項は、「実施」の場合はその実施内容、「未実施」又は「該当なし」の場合はその理由等を必ず報告すること。</p>	
--	--	--

情報セキュリティに関する事項 16)	<p>アプリケーション・コンテンツ（アプリケーションプログラム、ウェブコンテンツ等の総称をいう。以下同じ。）の開発・作成を行う場合には、利用者の情報セキュリティ水準の低下を招かぬよう、以下の内容も含めて行う。</p> <p>(1) 提供するアプリケーション・コンテンツが不正プログラムを含まないこと。また、そのために以下を含む対策を行うこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①アプリケーション・コンテンツを提供する前に、不正プログラム対策ソフトウェアを用いてスキャンを行い、不正プログラムが含まれていないことを確認すること。</li> <li>②アプリケーションプログラムを提供する場合には、当該アプリケーションの仕様に反するプログラムコードが含まれていないことを確認すること。</li> <li>③提供するアプリケーション・コンテンツにおいて、当省外のウェブサイト等のサーバへ自動的にアクセスが発生する機能が仕様に反して組み込まれていないことを、HTMLソースを表示させるなどして確認すること。</li> </ul> <p>(2) 提供するアプリケーション・コンテンツが脆弱性を含まないこと。</p> <p>(3) 実行プログラムの形式以外にコンテンツを提供する手段がない場合を除き、実行プログラム形式でコンテンツを提供しないこと。</p> <p>(4) 電子証明書を用いた署名等、提供するアプリケーション・コンテンツの改ざん等がなく真正なものであることを確認できる手段がある場合には、それをアプリケーション・コンテンツの提供先に与えること。なお、電子証明書を用いた署名を用いるときに、政府認証基盤（GPKI）の利用が可能である場合は、政府認証基盤により発行された電子証明書を用いて署名を施すこと。</p> <p>(5) 提供するアプリケーション・コンテンツの利用時に、脆弱性が存在するバージョンのOS、ソフトウェア等の利用を強制するなどの情報セキュリティ水準を低下させる設定変更をOS、ソフトウェア等の利用者に要求することがないよう、アプリケーション・コンテンツの提供方式を定めて開発すること。</p> <p>6) 当省外へのアクセスを自動的に発生させる機能やサービス利用者その他の者に関する情報が本人の意思に反して第三者に提供されるなどの機能がアプリケーション・コンテンツに組み込まれることがないよう開発すること。ただし、必要があって当該機能をアプリケーション・コンテンツに組み込む場合は、当省外へのアクセスが情報セキュリティ上安全なものであることを確認した上で、他のウェブサイト等のサーバへ自動的にアクセスが発生すること、サービス利用者その他の者に関する情報が第三者に提供されること及びこれらを無効にする方法等が、サービス利用者において容易に確認ができるよう、担当職員が示すプライバシーポリシー等を当該アプリケーション・コンテンツに掲載すること。</p>	
情報セキュリティに関する事項 17)	<p>外部公開ウェブサイト上のウェブアプリケーションの構築又は改修を行う場合には、独立行政法人情報処理推進機構が公開する最新の「安全なウェブサイトの作り方」（以下「作り方」という。）に従う。また、ウェブアプリケーションの構築又は改修時においてはサービス開始前に、運用中においてはウェブアプリケーションへ修正を加えた場合</p>	

<p>や新たな脅威が確認された場合に、「作り方」に記載されている脆弱性の検査等（ウェブアプリケーション診断）を実施し、脆弱性を検出した場合には必要な対策を実施する。併せて、「作り方」のチェックリストに従い対応状況を確認し、その結果を記入したチェックリストを担当職員に提出する。</p> <p>なお、チェックリストの結果に基づき、担当職員から指示があった場合には、その指示に従う。</p>	
---	--

#### 記載要領

- 「実施状況」は、情報セキュリティに関する事項2)から17)までに規定した事項について、情報セキュリティに関する事項1)に基づき提出した確認書類で示された遵守の方法の実施状況をチェックするものであり、「実施」、「未実施」又は「該当なし」のいずれか一つを記載すること。「未実施」又は「該当なし」と記載した項目については、別葉にて理由も報告すること。
- 上記に記載のない項目を追加することは妨げないが、事前に経済産業省と相談すること。  
(この報告書の提出時期：定期的（契約期間における半期を目処（複数年の契約においては年1回以上））。)

**令和 7 年度  
電気設備技術基準関連規格等調査の事業計画について**

令和 7 年 8 月 6 日  
日本電気協会  
電気設備技術基準関連規格等調査委員会  
事務局

## **1. 目的（仕様書を踏まえた記載：本事業に関連する記載のみ）**

令和 7 年度の電気設備技術基準関連規格等調査事業は、以下の 2 つの事業から構成されている。

- ① 「電気設備の技術基準の解釈」（以下「電技解釈」という）に引用されている規格等の調査
- ② IEC 60364 規格群の改正・改定への対応

本委員会は、上記①の「規格等の調査」について検討を行うことを目的としている。

「電気設備に関する技術基準を定める省令」（以下「省令」という）には、技術的要件が規定されており、その具体的な内容は「電気設備の技術基準の解釈」（以下「電技解釈」という）によって示されている。しかし、省令に定める要件を満たす技術的内容は、電技解釈の規定に限定されるものではない。省令の趣旨に照らして、十分な保安水準の確保が可能である技術的根拠が認められる場合には、電技解釈に記載されていない技術であっても、省令に適合すると判断されることがある。なお、電技解釈は事業者に頻繁に参照される文書である。

本事業では、電技解釈に引用されている規格のうち改正が行われたものについて、当該規格を引き続き引用することの妥当性を調査する。また、今後さらなる普及が見込まれる高電圧・高出力の EV 用急速充電器について、一般消費者が取り扱うことを前提とした保安要件に関する提案も行う。

## **2. 事業の具体的な内容（仕様書を踏まえた記載）**

今年度に電気設備技術基準関連規格等調査委員会にて検討いただく事項は以下のとおり。

- （1）規格の妥当性調査（継続）
- （2）整流器に接続する高圧又は特別高圧の電路の絶縁性能に関する保安要件の調査（新規）
- （3）EV 用交流供給設備に関する保安要件の調査（新規）

### **（1）規格の妥当性調査**

規格を引用している電技解釈について、改正後の規格の技術的内容を確認し、引き続き電技解釈に引用することの妥当性について調査する。

調査結果を踏まえて引用することが妥当であると判断される場合、必要に応じて電技解釈条文の見直し案を検討する。具体的には、規格名と規格番号を直接記載していた従来の形態の条文に加え、第 16 回電力安全小委員会（平成 30 年 3 月 12 日）で示された技術基準の更なる性能規定化の仕組みの活用が想定される場合は、民間規格評価機関（「[民間規格評価機関の評価・承認による民間規格等の電気事業法に基づく技術基準（電気設備に関するもの）への適合性確認のプロセスについて（内規）](#)」（20200702 保局第 2 号 令和 2 年 7 月 17 日）に定める要件への適合性が国により確認され、公表された機関をいう。）が承認した規格名のみを記載する場合の条文案も作成し、提案を行う。

また、民間規格評価機関が承認した規格名のみを記載する提案を行う規格については、民間規格評価機関に対し、当該規格の省令への適合性確認要請を行い、評価を受けるものとする。

調査（引用妥当性・引用する場合の見直し文案・規格名のみを記載する提案を行う場合の、民間規格評価機関への適合性確認）の対象とする規格は、以下に示す現行の電技解釈に記載の規格の、改正後の規格とする。

No	規格番号・規格名	電技解釈 条文	引用 妥当性	引用が妥当である 場合の見直し文案	民間規格評価機 関への確認要請
1	JIS H 3300(2018) 銅及び銅合金の継目無管	第 9 条			
2	JIS T 1022(2018) 病院電気設備の安全基準	第 18 条			
3	JIS C 1910-1(2017) 人体ばく露を考慮した直流磁界 並びに 1Hz～100kHz の交流磁 界及び交流電界の測定－第 1 部：測定器に対する要求事項	第 31 条 第 39 条 第 50 条			
4	JIS C 4604(2017) 高圧限流ヒューズ	第 39 条		—	
5	JIS B 8210(2017) 安全弁	第 40 条 第 122 条		(リスト済みのため)	
6	JIS B 8265(2017) 圧力容器の構造－一般事項	第 40 条 第 122 条	○		○
7	JIS K 7350-1(2020) プラスチック－実験室光源による 暴露試験方法 第 1 部：通則	第 46 条			
8	JIS G 3101(2020) 一般構造用圧延鋼材 JIS G 3106(2020) 溶接構造用圧延鋼材	第 56 条 第 57 条			
9	JIS G 3129(2018) 鉄塔用高張力鋼鋼材	第 57 条		○	
10	JIS G 3474(2021) 鉄塔用高張力鋼管			— (リスト済みのため)	

No	規格番号・規格名	電技解釈 条文	引用 妥当性	引用が妥当である 場合の見直し文案	民間規格評価機 関への確認要請
11	JIS C 8308 (1988) カバー付きナイフスイッチ	第 150 条		○	
12	JIS G 3352(2014) デッキプレート	第 160 条			
13	JIS C 3408(2014) エレベータ用ケーブル	第 172 条	○	— (リスト済みのため)	○
14	JIS C 3410(2018) 船用電線				
15	JIS G 3456 (2019) 高温配管用炭素鋼鋼管	第 197 条		○	

○：検討対象    – : 検討対象外

## (2) 整流器に接続する高圧又は特別高圧の電路の絶縁性能に関する保安要件の調査

整流方式が自励式の周波数変換装置等は、他励式と比べて交流側の系統電圧を必要とせずブラックスタートが可能という特徴があり、昨今導入が進んでいる。これを踏まえ、保安要件の実態を調査し、電技解釈への取込みについて検討を行う。

## (3) EV 用交流供給設備に関する保安要件の調査

国内外において大手自動車メーカーによる EV シフトが進展しており、今後更なる高出力の EV 用充電器が普及していくことが想定される。現在、電技解釈第 199 条の 2 第 1 項第五号では、電気自動車等と供給設備を接続する電路の対地電圧は原則 150V 以下と規定され、交流の EV 用供給設備については、現行 100V が主流である。今後の高出力化にむけて交流による供給電圧を 200V とすることに関し、必要な保安要件を整理し、電技解釈への記載内容について提案を行う。

## 3. 事業実施方法

事業内容毎に、学識経験者（電気工学、機械工学等を専攻とする大学教授等）及び産業界等（電気事業者、メーカー等）から選定した委員により構成される委員会を設置して検討を行う。なお、委員の選定に当たっては、電力安全課と事前に協議すること。

（事業内容毎の委員会の構成）

・委員会（3 回程度開催）

委員：学識経験者 10～15 名程度、産業界等から選定した委員 5 名程度

委員会の下に必要な作業会を設ける。

・作業会（WG）（各 2～5 回程度開催）

委員：学識経験者、産業界等から選定した委員 5～10 名程度

(以上、仕様書を踏まえた記載)

#### (1) 調査内容を検討する委員会の設置

具体的な委員会等の構成を次のようにする。

a. 電気設備技術基準関連規格等調査委員会（本委員会）

- ・ 学識経験者及び専門家で構成する。
- ・ 本事業の調査項目について、作業会の調査・検討結果を踏まえて審議・評価等を行う。
- ・ 必要に応じて委員又は専門家を追加する。

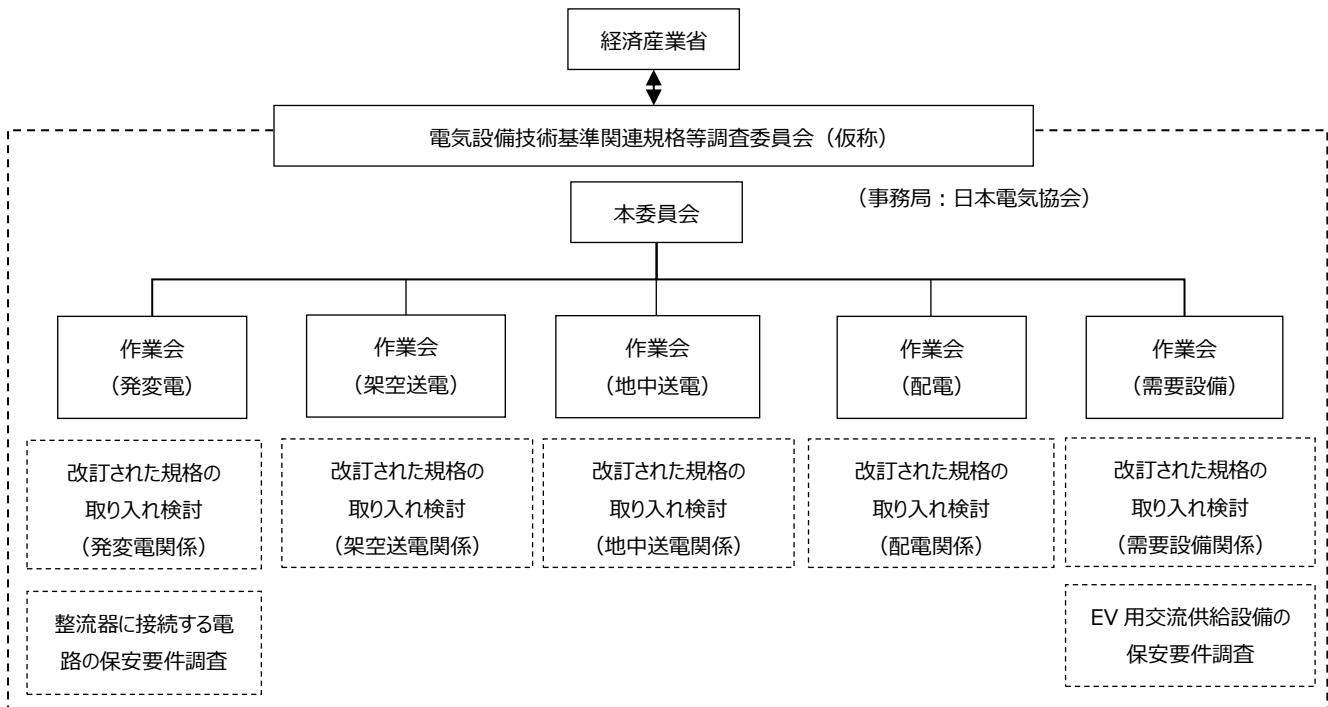
b. 作業会

- ・ 本事業の調査項目について、具体的な調査・検討を行う。
- ・ 作業会は、「電気設備の技術基準」に関する専門家で構成する。
- ・ 必要に応じて専門家を追加する。

c. 事務局

- ・ 一般社団法人 日本電気協会を事務局とする。

#### d. 検討体制



(注 1) 各体制における具体的な委員選出は、関係団体との調整により決定予定。

(注 2) 点線は、作業分担予定であるが、その他必要に応じ対応する。

## （2）調査の進め方

### a. 規格の妥当性調査

調査の対象とする規格及び解釈の条文について、最新・移行先の規格（以下「新規格」という）の内容を確認し、その位置付けを分類（規定内容が改正以前と同等以上、規定内容が簡素化、廃止など）した後、新規格を引用することの妥当性を調査する。そのままでは引用できない場合、引用を継続するための方策についても検討する。

新規格の引用が可能な場合は、電技解釈条文の見直し案を検討する。具体的には、規格名と規格番号を直接記載していた従来の形態の条文に加え、第 16 回電力安全小委員会（平成 30 年 3 月 12 日）で示された技術基準の更なる性能規定化の仕組みの活用が想定される場合は、民間規格評価機関が承認した規格名のみを記載する場合の条文案も作成し、提案を行う。

民間規格評価機関が承認した規格名のみを記載する提案を行う規格については、民間規格評価機関に対し、当該規格の省令への適合性確認要請を行い、評価を受ける。

新規格が大幅に改正されているなど、引用することができないと考えられる場合は、可能な範囲において解決策の検討を行う。

リスト化済みの引用規格は、承認日から 5 年に 1 度確認する必要があるが、当該規格が更新されないものについては、更新が無いことを事務局にて確認し、その結果を民間規格評価機関へ提出する。

### （a）調査対象 JIS 規格及び電技解釈条文

具体的な調査対象規格及び電技解釈条文については表 1 のとおり。作業会の担当規格数は、発変電作業会 2 件、架空送電作業会 4 件、地中送電作業会 2 件、配電作業会 2 件及び需要設備作業会 3 件とす

る。

表1 調査対象規格及び電技解釈条文

条	引用規格	引用規格	最新年	引用が妥当である場合の見直し文案	担当作業会
9	JIS H 3300(2018)	銅及び銅合金の継目無管	2018		事務局
18	JIS T 1022(2018)	病院電気設備の安全基準	2023		需要設備
31 39 50	JIS C 1910-1(2017)	人体ばく露を考慮した直流磁界並びに1Hz～100kHzの交流磁界及び交流電界の測定－第1部：測定器に対する要求事項	2017		事務局
39	JIS C 4604(2017)	高圧限流ヒューズ	2017		事務局
40 122	JIS B 8210(2017)	安全弁	2025		発変電 地中送電
40 122	JIS B 8265(2017)	圧力容器の構造－一般事項	2024		発変電 地中送電
46	JIS K 7350-1(2020)	プラスチック－実験室光源による暴露試験方法 第1部：通則	2020		事務局
56 57	JIS G 3101(2020)	一般構造用圧延鋼材	2024		架空送電 配電
56 57	JIS G 3106(2020)	溶接構造用圧延鋼材	2024		架空送電 配電
57	JIS G 3129(2018)	鉄塔用高張力鋼鋼材	2024	○	架空送電
57	JIS G 3474(2021)	鉄塔用高張力鋼管	2024		架空送電
165	JIS G 3352(2014)	デッキプレート	2014		事務局
172	JIS C 3408(2014)	エレベータ用ケーブル	2014		事務局
172	JIS C 3410(2018)	船用電線	2018		事務局

150	JIS C 8308 (1988)	カバー付きナイフスイッチ	廃止		需要設備
150	JIS C 8201-3 (2024)	低圧開閉装置及び制御装置—第3部：開閉器、断路器、断路用開閉器及びヒューズ組みユニット	2025	○	需要設備
197	JIS G 3456 (2019)	高温配管用炭素鋼鋼管	2024		需要設備

( b ) 実施方法

ア. 改正点の明確化

旧規格と新規格を比較し、改正点を明確化する。

イ. 妥当性の検討

上記を基に、当該条文の規定の趣旨などを踏まえ、引き続き新規格を引用することの妥当性を検討する。

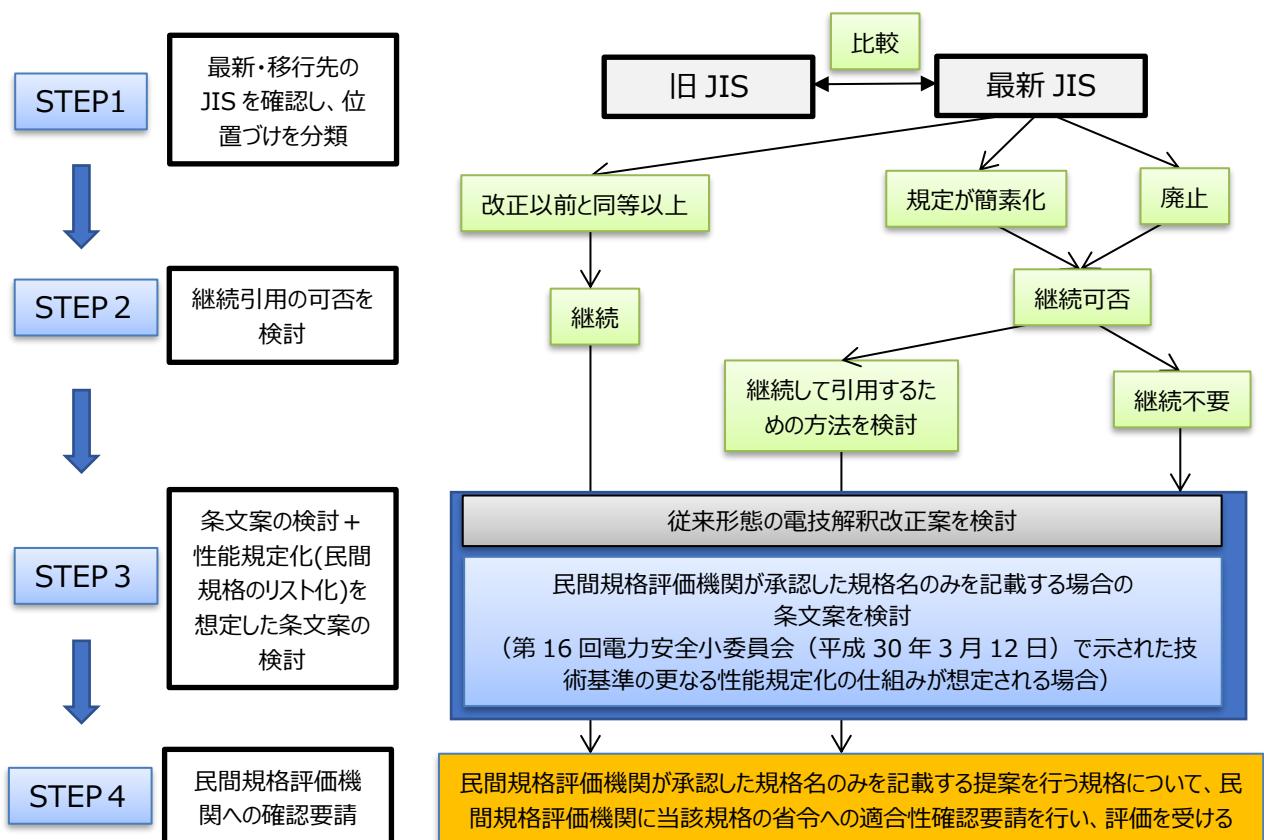
ウ. 改正案の検討

新規格の引用が可能な場合は、規格名と規格番号を直接記載していた従来の形態の電技解釈条文の見直し案を検討する。技術基準の更なる性能規定化の仕組みの活用が想定され場合は、民間規格評価機関が承認した規格名のみを記載する場合の条文案も作成する。

エ. 民間規格評価機関への省令適合性確認要請

民間規格評価機関が承認した規格名のみを記載する提案を行う規格については、民間規格評価機関に対し、当該規格の省令への適合性確認要請を行ったうえ評価を受ける。

## 解釈引用規格の調査フロー（例）



<参考：電技解釈改正案（過年度事業調査報告書より抜粋）>

第46条：太陽電池発電所等の電線等の施設（JIS最新規格有）

第4項ハ

改正前

日本産業規格 JIS C 3667 (2008)「定格電圧 1kV～30kV の押出絶縁電力ケーブル及びその附属品－定格電圧 0.6/1kV のケーブル」の「18.3 老化前後の絶縁体の機械的特性の測定試験」の試験方法により試験をしたとき、次に適合すること。

改正案（最新・移行先の規格を反映）

日本産業規格 JIS C 3667 (2021)「定格電圧 1kV～30kV の押出絶縁電力ケーブル及びその附属品－定格電圧 0.6/1kV のケーブル」の「18.3 老化前後の絶縁体の機械的特性の測定試験」の試験方法により試験をしたとき、次に適合すること。

改正案（日本電気技術規格委員会への提案）

民間規格評価機関として日本電気技術規格委員会が承認した規格である「定格電圧 1kV～30kV の押出絶縁電力ケーブル及びその附属品－定格電圧 0.6/1kV のケーブル」の「適用」の欄に規定する方法により試験を行ったとき、次に適合すること。

日本電気技術規格委員会ホームページの「国の電気設備の技術基準の解釈へ関連付けもしくは直接引用された規格のリスト」より一部抜粋

(2024年10月22日 現在)

リストA.

電技解釈	規格番号	規格名	適用
第9条第4項第四号イ	JIS H 3300(2018)	銅及び銅合金の継目無管	・「銅及び銅合金の継目無管」に規定する銅及び銅合金の継目無管のC 1100、C 1201又はC 1220であること。
第9条第5項第五号	JIS C 3503(2020)	CATV用（給電兼用）アルミニウムパイプ形同軸ケーブル	・「6.3 導体抵抗」、「6.4 耐電圧」、「6.5 絶縁抵抗」及び「6.9 シースの引張り」の試験方法により試験したとき、「4 特性」に適合すること。
第15条第1項第四号	JESC E7001(2024)	電路の絶縁耐力の確認方法	・「3.1 特別高圧の電路の絶縁耐力の確認方法」によること。
第16条第1項第二号	JESC E7001(2024)	電路の絶縁耐力の確認方法	・「3.2 変圧器の電路の絶縁耐力の確認方法」によること。
第16条第6項第三号	JESC E7001(2024)	電路の絶縁耐力の確認方法	・「3.3 器具等の電路の絶縁耐力の確認方法」によること。

## b. 整流器に接続する高圧又は特別高圧の電路の絶縁性能に関する保安要件の調査

電技解釈第15条の15-1表において、最大使用電圧が60,000Vを超える電路であって整流器に接続するもののうち、直流側の中性線又は帰線となる電路の試験電圧は、現在、逆変換器の転流失敗時に当該電路に発生する交流側異常電圧の波高値とされる。しかし、当該異常電圧は、変換器が他励式の場合に発生するものであって、自励式の場合については、転流失敗という現象が発生しないことから、当該電路の試験電圧に係る式として、 $V \times 1.1$  ( $V$ : 直流側の中性線又は帰線の非接地端における最大使用電圧) とすることが妥当かを検討する。

担当作業会：発変電作業会

<参考：電技解釈第15条 15-1表>

第15条 高圧又は特別高圧の電路（第13条各号に掲げる部分、次条に規定するもの及び直流電車線を除く。）は、次の各号のいずれかに適合する絶縁性能を有すること。

— 15-1表に規定する試験電圧を電路と大地との間（多心ケーブルにあっては、心線相互間及び心線と大地との間）に連続して10分間加えたとき、これに耐える性能を有すること。

15-1表

電路の種類		試験電圧		
最大使用電圧が 7,000V以下の電 路	交流の電路 直流の電路	最大使用電圧の1.5倍の交流電圧 最大使用電圧の1.5倍の直流電圧 又は1倍の交流電圧		
最大使用電圧が 7,000Vを超え、 60,000V以下の 電路	最大使用電圧が15,000V以下の中性点接地式電路（中性線を有するものであって、その中性線に多重接地するものに限る。） 上記以外	最大使用電圧の0.92倍の電圧 最大使用電圧の1.25倍の電圧 (10,500V未満となる場合は、10,500V)		
最大使用電圧が 60,000Vを超 える電路	整流器に接 続する以外 のもの	中性点非接地式電路 中性点接 地式 電路 最大使用電 圧が170,000Vを 超えるもの 上記以外の中性点直接 接地式電路 上記以外	最大使用電圧の1.25倍の電圧 最大使用電圧の0.64倍の電圧 最大使用電圧の0.72倍の電圧 最大使用電圧の1.1倍の電圧 (75,000V未満となる場合は、75,000V)	
	整流器に接 続するもの	交流側及び直流高電圧側電路 直流側の中性線又は帰線（第201条第六号に規定するものをいう。）となる電路（周波数変換装置（FC）又は同期連系装置（BTB）の直流部分等の短小な直流電路において、異常電圧の発生のおそれのない場合は、絶縁耐力試験を行わないことができる。）	交流側の最大使用電圧の1.1倍の 交流電圧又は直流側の最大使用 電圧の1.1倍の直流電圧 次の式により求めた値の交流電 圧 $V \times (1/\sqrt{2}) \times 0.51 \times 1.2$ $V$ は、逆変換器転流失敗時に中性 線又は帰線となる電路に現れる 交流性の異常電圧の波高値（單 位：V）	

(備考) 電位変換器を用いて中性点を接地するものは、中性点非接地式とみなす。

### C. EV 用交流供給設備に関する保安要件の調査

電技解釈各条文（第 143 条、第 199 条の 2 等）の規定事項及び EV 用交流供給設備を一般公衆が使用すること等を踏まえ、電気自動車等とその充電設備の間のみを 200V とする場合に必要とされる保安要件を整理し、電技解釈及び電技解釈の解説への記載内容を提案する。

担当作業会：需要設備作業会

<参考：電技解釈第 143 条>

【電路の対地電圧の制限】（省令第 15 条、第 56 条第 1 項、第 59 条、第 63 条第 1 項、第 64 条）

第 143 条 住宅の屋内電路（電気機械器具内の電路を除く。以下この項において同じ。）の対地電圧は、150V 以下であること。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

（略）

<参考：電技解釈第 199 条の 2 第 1 項第五号>

第 199 条の 2 電気自動車等（道路運送車両の保安基準（昭和 26 年運輸省令第 67 号）第 17 条の 2 第 3 項に規定される電力により作動する原動機を有する自動車をいう。以下この条において同じ。）から供給設備（電力変換装置、保護装置又は開閉器等の電気自動車等から電気を供給する際に必要な設備を収めた筐体等をいう。以下この項において同じ。）を介して、一般用電気工作物に電気を供給する場合は、次の各号により施設すること。

（略）

五 電気自動車等と供給設備とを接続する電路（電気機械器具内の電路を除く。）の対地電圧は、150V 以下であること。ただし、次により施設する場合はこの限りでない。

（略）

#### 4. 事業のスケジュール

本事業の履行期限は、令和8年3月6日（金）である。これを踏まえた全体の会議開催予定は、次表のとおり。

事業内容		令和7年						令和8年		
		7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
委員会他	本委員会		▼			▼			▼	
	作業会*		▼		▼	▼	▼	▼		
a.規格の妥当性調査				↔						
民間規格評価機関への確認					↔					
b.整流器に接続する高圧又は特別高圧の電路の絶縁性能に関する保安要件の調査			↔							
c.EV用交流供給設備に関する保安要件の調査			↔							
報告書								↔		

\* 2～5回の作業会を実施（各作業会）

以上

**電気設備技術基準関連規格等調査委員会  
本委員会 委員名簿**

委員区分	氏名	所 属	
		所属団体	所属部署・役職
委員長	若尾 真治	早稲田大学	理工学術院 教授
委員	大木 義路	早稲田大学	名誉教授
委員	熊田 亜紀子	東京大学	大学院 工学系研究科 電気系工学専攻 教授
委員	馬場 旬平	東京大学	大学院 新領域創成科学研究科 教授
委員	渡邊 信公	職業能力開発総合대학교	名誉教授
委員	道下 幸志	静岡大学	学術院 工学領域 電気電子工学系列 教授
委員	大熊 武司	神奈川大学	名誉教授
委員	原 亮一	北海道大学	大学院情報科学研究院 准教授
委員	舟木 剛	大阪大学	大学院 工学研究科 電気電子情報通信工学専攻 教授
委員	森川 和哉	送配電網協議会	工務部副部長 兼 コンプライアンス推進室 室長補佐
委員	栗田 智久	一般社団法人 日本電機工業会	技術戦略推進部長
委員	郡司 勉	一般社団法人 日本電線工業会	技術部長
委員	佐藤 辰哉	電気保安協会全国連絡会	技術部長
委員	福島 周一	一般社団法人 日本電設工業協会	技術・安全委員会オブザーバー

## 電気設備技術基準関連規格等調査委員会による要請内容及び確認結果について

電気設備技術基準関連規格等調査委員会  
事務局

### 1. 要請内容

日本電気協会では、経済産業省の委託事業「令和7年度新エネルギー等の保安規制高度化事業（電気設備技術基準関連規格等調査）」（以下、「委託事業」という。）において、「電気設備技術基準関連規格等調査委員会」を設置し、電気設備の技術基準の解釈（以下、「電技解釈」という。）が引用している規格を調査し、最新規格への更新について妥当性の確認を行いました。

電技解釈への引用の妥当性が確認できた規格について、電気設備の技術基準の省令（以下、「電技省令」という。）との適合性確認について評価を要請いたします。

### 2. 評価を要請する規格

今回、評価を要請する規格は、以下の16件となっています。

#### (1) 調査対象規格のうちリスト化済（計6件）

- ①JIS T 1022(2023) 「病院電気設備の安全基準」
- ②JIS B 8210(2025) 「安全弁」
- ③JIS B 8265(2024) 「圧力容器の構造—一般事項」
- ④JIS G 3101(2024) 「一般構造用圧延鋼材」
- ⑤JIS G 3106(2024) 「溶接構造用圧延鋼材」
- ⑥JIS G 3474(2024) 「鉄塔用高張力鋼管」

#### (2) 調査対象規格のうち今回リスト化（計3件）

- ①JIS G 3129(2024) 「鉄塔用高張力鋼鋼材」
- ②JIS C 8201-3(2025) 「低圧開閉装置及び制御装置—第3部：開閉器、断路器、断路用開閉器及びヒューズ組みユニット」
- ③JIS G 3456(2024) 「高温配管用炭素鋼鋼管」

#### (3) リストAの定期確認の調査対象規格（計7件）

- ①JIS H 3300(2018) 「銅及び銅合金の継目無管」
- ②JIS C 1910-1(2017) 「人体ばく露を考慮した直流磁界並びに1Hz～100kHz の交流磁界及び交流電界の測定—第1部：測定器に対する要求事」

- ③JIS C 4604(2017)「高圧限流ヒューズ」
- ④JIS K 7350-1(2020)「プラスチック－実験室光源による暴露試験方法 第1部：通則」
- ⑤JIS G 3352(2014)「デッキプレート」
- ⑥JIS C 3408(2014)「エレベータ用ケーブル」
- ⑦JIS C 3410(2018)「船用電線」

### 3. 電気設備技術基準関連規格等調査委員会における調査結果

令和7年1月11日に実施した第2回電気設備技術基準関連規格等調査委員会において、調査の結果、当該規格の電技解釈への継続引用に技術的問題がないと判断いたしました。

この結果を踏まえ、日本電気技術規格委員会にて当該規格の電技省令との適合性評価をお願いいたします。

### 4. 関連資料

- 別紙1 電気設備の技術基準の解釈に引用されている規格に関する調査検討票
- 別紙2 電技解釈における規格引用の区分の考え方

以上

## 電気設備の技術基準の解釈に引用されている規格に関する調査検討票

1. 引用規格	JIS T 1022 (2018) 「病院電気設備の安全基準」										
2. 新規格	JIS T 1022 (2023) 「病院電気設備の安全基準」										
3. 規格引用電技解釈 条文	電技解釈第18条【工作物の金属体を利用した接地工事】										
4. 解釈における記述	<p>第18条 鉄骨造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造の建物において、当該建物の鉄骨又は鉄筋その他の金属体（以下この条において「鉄骨等」という。）を、前条第1項から第4項までに規定する接地工事その他の接地工事に係る共用の接地極に使用する場合には、建物の鉄骨又は鉄筋コンクリートの一部を地中に埋設するとともに、等電位ボンディング（導電性部分間において、その部分間に発生する電位差を軽減するために施す電気的接続をいう。）を施すこと。また、鉄骨等をA種接地工事又はB種接地工事の接地極として使用する場合には、更に次の各号により施設すること。なお、これらの場合において、鉄骨等は、接地抵抗値によらず、共用の接地極として使用することができる。</p> <p style="text-align: right;">（略）</p> <p>四 第一号、第二号及び前号の規定における1線地絡電流が流れた場合の接触電圧を推定するために用いる接地抵抗値は、実測値又は民間規格評価機関として日本電気技術規格委員会が承認した規格である「病院電気設備の安全基準」の「適用」の欄に規定する要件によること。</p> <p>（参考：日本電気技術規格委員会（JESC）における、「リストA. 国の電気設備の技術基準の解釈に関する規格のリスト」抜粋）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>電技解釈</th> <th>規格番号</th> <th>規格名</th> <th>適用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第18条 第1項 第四号</td> <td>JIS T 1022 (2018)</td> <td>病院電気設備の安全基準</td> <td>「病院電気設備の安全基準」に規定する「附属書A（参考）建築構造体の接地抵抗の計算」によること。</td> </tr> </tbody> </table>			電技解釈	規格番号	規格名	適用	第18条 第1項 第四号	JIS T 1022 (2018)	病院電気設備の安全基準	「病院電気設備の安全基準」に規定する「附属書A（参考）建築構造体の接地抵抗の計算」によること。
電技解釈	規格番号	規格名	適用								
第18条 第1項 第四号	JIS T 1022 (2018)	病院電気設備の安全基準	「病院電気設備の安全基準」に規定する「附属書A（参考）建築構造体の接地抵抗の計算」によること。								
5. 改正・移行の経緯と概要	2018年改正版から、医療技術の向上、運用実態などを踏まえ、病院電気設備の安全性及び供給信頼性の向上に向けた改正が行われた。										
6. 引用規格と新規格の規格内容の比較	<ul style="list-style-type: none"> <li>過負荷電流による電源の遮断を防止するための電流監視装置と過電流警報装置とを同一に扱っていたが、適用場所に応じた要求事項がある。このことを踏まえ、個々の装置に必要な要件が整備された。</li> <li>病院電気設備における電源の供給信頼性上、重要な非常電源に関し、現状の使用実態などを踏まえた非常電源の種類の見直しが行われた。</li> <li>検査及び保守における完成検査は、完成時だけに適用していた。しかし、近年は、完成後に新たな医用電気機器の導入などによる電気配線の変更があることから、完成検査の適用についての見直しが行われた。</li> </ul>										
7. 新規格の分類	C（引用されている規格自体は改正されているが、引用箇所の規定内容に全く変更がない。）										
8. 検討結果	分類はCであり「電技解釈におけるJIS規格引用の区分の考え方」に基づき新JISを引用することが可能と考えられる。										
9. 電技解釈文の見直し要否	不要：「8. 検討結果」より、規定内容に変更がないことから見直しは不要。なお、電技解釈の解説の見直しも不要。										

## 電気設備の技術基準の解釈に引用されている規格に関する調査検討票

1. 引用規格	JIS B 8210(2017)「安全弁」
2. 新規格	JIS B 8210(2025)「安全弁」
3. 規格引用電技 解釈条文	電技解釈第40条【ガス絶縁機器等の圧力容器の施設】 電技解釈第122条【地中電線路の加圧装置の施設】
4. 解釈における 記述	<p>第40条 ガス絶縁機器等に使用する圧力容器は、次の各号によること。</p> <p style="text-align: right;">(略)</p> <p>二 ガス圧縮機を有するものにあっては、ガス圧縮機の最終段又は圧縮絶縁ガスを通じる管のこれに近接する箇所及びガス絶縁機器又は圧縮絶縁ガスを通じる管のこれに近接する箇所には、最高使用圧力以下の圧力で作動するとともに、<u>民間規格評価機関として日本電気技術規格委員会が承認した規格である「安全弁」に適合する安全弁を設けること。</u></p> <p style="text-align: right;">(略)</p> <p>2 開閉器及び遮断器に使用する圧縮空気装置に使用する圧力容器は、次の各号によること。</p> <p>五 空気圧縮機の最終段又は圧縮空気を通じる管のこれに近接する箇所及び空気タンク又は、圧縮空気を通じる管のこれに近接する箇所には最高使用圧力以下の圧力で作動するとともに、<u>民間規格評価機関として日本電気技術規格委員会が承認した規格である「安全弁」に適合する安全弁を設けること。</u>ただし、圧力1MPa未満の圧縮空気装置にあっては、最高使用圧力以下の圧力で作動する安全装置をもってこれに替えることができる。</p> <p>第122条 圧縮ガスを使用してケーブルに圧力を加える装置(以下の条において「加圧装置」という。)は、次の各号によること。</p> <p style="text-align: right;">(略)</p> <p>五 自動的に圧縮ガスを供給する加圧装置であって、減圧弁が故障した場合に圧力が著しく上昇するおそれがあるものは、次によること。</p> <p style="text-align: right;">(略)</p> <p>ロ 圧力タンク又は圧力管のこれに近接する箇所及び圧縮機の最終段又は圧力管のこれに近接する箇所には、最高使用圧力以下の圧力で作動するとともに、<u>民間規格評価機関として日本電気技術規格委員会が承認した規格である「安全弁」に適合する安全弁を設けること。</u>ただし、圧力1MPa未満の圧縮機にあっては、最高使用圧力以下で作動する安全装置をもってこれに代えることができる。</p>

	(参考：日本電気技術規格委員会（JESC）における、「リスト A. 国の電気設備の技術基準の解釈に関する規格のリスト」抜粋)			
電技解釈	規格番号	規格名	適用	
第 40 条第 1 項 第二号	JIS B 8210 (2017)	安全弁	-	
第 40 条第 2 項 第五号	JIS B 8210 (2017)	安全弁	-	
第 122 条第 1 項第五号ロ	JIS B 8210 (2017)	安全弁	-	
<b>5. 改正・移行の 経緯と概要</b>	過去 ISO の規格改定に合わせて改訂されてきたが、規定のなかつた項目の追加、我が国の製作実態に合った設計・製作方法の規定、及び試験関連に一部緩和規定を追加。			
<b>6. 引用規格と新 規格の規格内 容の比較</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ASME 規格等を参考に既定のなかつた、ドレン抜きを設ける際の規定及び設けなくてよい条件を追加。</li> <li>・ 背圧が存在しても水圧試験を実施しなくてもよい条件を追加。</li> <li>・ 安全弁の吹下りの測定に代わり、調整機構が仕様通り設定されていることを確認してもよい旨の規定を追加。</li> <li>・ ISO では製作が困難であったコイルバネに対し、従来(旧 JIS)規定の設計・製作方法を追加。</li> </ul>			
<b>7. 新規格の分類</b>	D (規格が改正されており、内容が変更されているが、規定内容(品質・性能)が同等以上のもの)			
<b>8. 検討結果</b>	分類は D であり「電技解釈における JIS 規格等引用の区分の考え方」に基づき、新 JIS を引用することが可能と考えられる。			
<b>9. 電技解釈文の 見直し要否</b>	不要：規定項目の追加、試験・測定の緩和等が実施されたが、規定内容(品質・性能)は同等以上であるため、電技解釈への継続引用に技術的問題はないと考えられる。なお、電技解釈の解説の見直しも不要。			

## 電気設備の技術基準の解釈に引用されている規格に関する調査検討票

1. 引用規格	JIS B 8265 (2017) 「圧力容器の構造－一般事項」												
2. 新規格	JIS B 8265 (2024) 「圧力容器の構造－一般事項」												
3. 規格引用電技解釈 条文	電技解釈第 40 条【ガス絶縁機器等の圧力容器の施設】 電技解釈第 122 条【地中電線路の加圧装置の施設】												
4. 解釈における記述	<p>第 40 条 ガス絶縁機器等に使用する圧力容器は、次の各号によること。</p> <p style="text-align: right;">(略)</p> <p>2 開閉器及び遮断器に使用する圧縮空気装置に使用する圧力容器は、次の各号によること。</p> <p style="text-align: right;">(略)</p> <p>二 空気タンクは、前号の規定に準じるほか、次によること。</p> <p>イ 材料、材料の許容応力及び構造は、<u>民間規格評価機関として日本電気技術規格委員会が承認した規格である「圧力容器の構造－一般事項」</u>に準じること。</p> <p>第 122 条 圧縮ガスを使用してケーブルに圧力を加える装置（以下の条において「加圧装置」という。）は、次の各号によること。</p> <p style="text-align: right;">(略)</p> <p>五 自動的に圧縮ガスを供給する加圧装置であって、減圧弁が故障した場合に圧力が著しく上昇するおそれがあるものは、次によること。</p> <p>イ 圧力管であって最高使用圧力が 0.3MPa 以上のもの及び圧力タンクの材料、材料の許容応力及び構造は、<u>民間規格評価機関として日本電気技術規格委員会が承認した規格である「圧力容器の構造－一般事項」</u>に適合すること。</p> <p>(参考：日本電気技術規格委員会 (JESC) における、「リスト A. 国の電気設備の技術基準の解釈に関する規格のリスト」抜粋)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; background-color: #cccccc;">電技解釈</th> <th style="text-align: center; background-color: #cccccc;">規格番号</th> <th style="text-align: center; background-color: #cccccc;">規格名</th> <th style="text-align: center; background-color: #cccccc;">適用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">第 40 条第 2 項 第二号イ</td> <td style="text-align: center;">JIS B 8265 (2017)</td> <td style="text-align: center;">圧力容器の構造－一般事項</td> <td style="text-align: center;">-</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第 122 条第 1 項 第五号イ</td> <td style="text-align: center;">JIS B 8265 (2017)</td> <td style="text-align: center;">圧力容器の構造－一般事項</td> <td style="text-align: center;">-</td> </tr> </tbody> </table>	電技解釈	規格番号	規格名	適用	第 40 条第 2 項 第二号イ	JIS B 8265 (2017)	圧力容器の構造－一般事項	-	第 122 条第 1 項 第五号イ	JIS B 8265 (2017)	圧力容器の構造－一般事項	-
電技解釈	規格番号	規格名	適用										
第 40 条第 2 項 第二号イ	JIS B 8265 (2017)	圧力容器の構造－一般事項	-										
第 122 条第 1 項 第五号イ	JIS B 8265 (2017)	圧力容器の構造－一般事項	-										
5. 改正・移行の経緯と概要	本規格における各強制法規の技術基準は ASME Sec. VIII Div. 1 を参考にして安全係数 4 が採用されているが、いずれ安全係数 3.5 の JIS B 8267 へ移行することを前提に併存しており、各法規の JIS への対応と最新規格の整合を図る目的で改正された。												
6. 引用規格と新規格の規格内容の比較	<ul style="list-style-type: none"> <li>・衝撃試験の判定基準を満たす低温使用限界を最低使用温度として許容引張応力表に新設。最低使用温度までは追加の衝撃試験なしで使用可となり設計利便性が向上。</li> <li>・水素ステーション等の新規分野への適用要請を反映、材料リストを拡充。設計圧力 30MPa 未満の規定を削除。</li> <li>・突合せ溶接継手の衝撃試験方法・判定基準を削除し、JIS B 8267:2022 の附属書 R を引用する形に再編。試験・判定フローの整合が図られた。</li> <li>・代替規格 JIS B 8267 や、ASME Div. 1 の改訂と規格の構成・章立、名称や試験等を整合化。</li> </ul>												

7. 新規格の分類	D（規格が改正されており、内容が変更されているが、規定内容（品質・性能）が同等以上のもの）
8. 検討結果	分類は D であり「電技解釈における JIS 規格等引用の区分の考え方」に基づき、新 JIS を引用することが可能と考えられる。
9. 電技解釈文の見直し要否	不要：改正点は整合が図られており、規定内容（品質・性能）は旧規格と同等以上であるため、電技解釈への継続引用に技術的問題はないと考えられる。なお、電技解釈の解説の見直しも不要。

## 電気設備の技術基準の解釈に引用されている規格に関する調査検討票

1. 引用規格	JIS G 3101 (2020+追補 1:2022) 「一般構造用圧延鋼材」
2. 新規格	JIS G 3101 (2024) 「一般構造用圧延鋼材」
3. 規格引用電技 解釈条文	電技解釈第 56 条【鉄筋コンクリート柱の構成等】 電技解釈第 57 条【鉄柱及び鉄塔の構成等】
4. 解釈における 記述	<p>第56条 電線路の支持物として使用する鉄筋コンクリート柱は、次の各号のいずれかに適合するものであること。</p> <p>一 次に適合する材料で構成されたものであること。</p> <p style="text-align: right;">(略)</p> <p>ロ 形鋼、平鋼及び棒鋼は、次のいずれかであること。</p> <p>(イ) <u>民間規格評価機関として日本電気技術規格委員会が承認した規格である「一般構造用圧延鋼材」の「適用」の欄に規定するもの</u></p> <p style="text-align: right;">(略)</p> <p>三 複合鉄筋コンクリート柱であって、完成品の底部から全長の 1/6 (2.5m を超える場合は、2.5m) までを管に変形を生じないように固定し、頂部から30cm の点において柱の軸に直角に設計荷重の2倍の荷重を加えたとき、これに耐えるものであること。</p> <p>四 第三号に規定する性能を満足する複合鉄筋コンクリート柱の規格は、次のとおりとする。</p> <p>イ 鋼管は、次のいずれかであること。</p> <p>(イ) <u>民間規格評価機関として日本電気技術規格委員会が承認した規格である「一般構造用圧延鋼材」の「適用」の欄に規定するものを管状に溶接したもの</u></p> <p>第57条 架空電線路の支持物として使用する鉄柱又は鉄塔は、次の各号に適合するもの又は次項の規定に適合する钢管柱であること</p> <p style="text-align: right;">(略)</p> <p>二 鉄柱（鋼板組立柱を除く。以下この条において同じ。）又は鉄塔を構成する鋼板、形鋼、平鋼及び棒鋼は、次によること。</p> <p>イ 鋼材は、次のいずれかであること。</p> <p>(イ) <u>民間規格評価機関として日本電気技術規格委員会が承認した規格である「一般構造用圧延鋼材」の「適用」の欄に規定するもの</u></p> <p style="text-align: right;">(略)</p> <p>2 前項各号の規定によらない钢管柱は、次の各号に適合するものであること。</p> <p>一 鋼管は、次のいずれかであること。</p> <p>イ <u>民間規格評価機関として日本電気技術規格委員会が承認した規格である「一般構造用圧延鋼材」の「適用」の欄に規定するものを管状に溶接したもの</u></p>

	(参考：日本電気技術規格委員会（JESC）における、「リスト A. 国の電気設備の技術基準の解釈に関する規格のリスト」抜粋)			
電技解釈	規格番号	規格名	適用	
第 56 条 第 1 項第 一号ロ (イ)	JIS G 3101 (2022)	一般構造用圧 延鋼材	「一般構造用圧延鋼 材」に規定する一般 構造用圧延鋼材のう ち SS400 又は SS490 であること。	
第 56 条 第 1 項第 四号イ (イ)	JIS G 3101 (2022)	一般構造用圧 延鋼材	「一般構造用圧延鋼 材」に規定する一般 構造用圧延鋼材のう ち SS400、SS490 又は SS540 であること。	
第 57 条 第 1 項第 二号イ (イ)	JIS G 3101 (2022)	一般構造用圧 延鋼材	「一般構造用圧延鋼 材」に規定する一般 構造用圧延鋼材のう ち SS400、SS490 又は SS540 であること。	
第 57 条 第 2 項第 一号イ	JIS G 3101 (2022)	一般構造用圧 延鋼材	「一般構造用圧延鋼 材」に規定する一般 構造用圧延鋼材のう ち SS400、SS490 又は SS540 であること。	
<b>5. 改正・移行の 経緯と概要</b>	ISO 630-1 及び ISO 630-2 を基とし、技術的内容を変更して作成した日本産業規格であり、橋梁、船舶、車両その他の構造物に用いる一般構造用の熱間圧延鋼材及び熱間押出形鋼について規定する。 構造物の多様化や施工の効率化ニーズの高まりにより、異形平鋼や特殊な形状の鋼材の利用が拡大してきたことから、これらを対象とする明確な品質規定が求められていた。			
<b>6. 引用規格と新 規格の規格内 容の比較</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・異形平鋼の品質規定（附属書 JC）を新設。</li> <li>・個別に定義していた用語を削除し、他 JIS と整合を図るために変更。</li> <li>・平鋼、異形平鋼、形鋼の要求事項の明確化。</li> <li>・引張試験片の種類及び取り扱いの明確化。</li> <li>・注文者が提示しなければならない情報の明確化。</li> </ul>			
<b>7. 新規格の分類</b>	D（規格が改正されており、内容が変更されているが、規定内容（品質・性能）が同等以上のもの）			
<b>8. 検討結果</b>	分類は D であり「電技解釈における JIS 規格等引用の区分の考え方」に基づき、新 JIS を引用することが可能と考えられる。			
<b>9. 電技解釈文の 見直し要否</b>	不要：今回の改正は、異形平鋼に関する規定の追加や試験片の取り扱いの明確化が行われた。規定内容（品質・性能）は旧規格と同等以上であるため、電技解釈への継続引用に技術的問題はないと考えられる。なお、電技解釈の解説の見直しも不要。			

電気設備の技術基準の解釈に引用されている規格に関する調査検討票

1. 引用規格	JIS G 3106 (2020+追補 1:2022) 「溶接構造用圧延鋼材」
2. 新規格	JIS G 3106 (2024) 「溶接構造用圧延鋼材」
3. 規格引用電技解釈 条文	電技解釈第 56 条 【鉄筋コンクリート柱の構成等】 電技解釈第 57 条 【鉄柱及び鉄塔の構成等】
4. 解釈における記述	<p>第 56 条 電線路の支持物として使用する鉄筋コンクリート柱は、次の各号のいずれかに適合するものであること。</p> <p>(略)</p> <p>四 第三号に規定する性能を満足する複合鉄筋コンクリート柱の規格は、次のとおりとする。</p> <p>イ 鋼管は、次のいずれかであること。</p> <p>(ロ) <u>民間規格評価機関として日本電気技術規格委員会が承認した規格である「溶接構造用圧延鋼材」に規定する溶接構造用圧延鋼材を管状に溶接したもの</u></p> <p>第 57 条 架空電線路の支持物として使用する鉄柱又は鉄塔は、次の各号に適合するもの又は次項の規定に適合する鋼管柱であること</p> <p>(略)</p> <p>二 鉄柱（鋼板組立柱を除く。以下この条において同じ。）又は鉄塔を構成する鋼板、形鋼、平鋼及び棒鋼は、次によること。</p> <p>イ 鋼材は、次のいずれかであること。</p> <p>(ロ) <u>民間規格評価機関として日本電気技術規格委員会が承認した規格である「溶接構造用圧延鋼材」に規定する溶接構造用圧延鋼材</u></p> <p>(略)</p> <p>四 鉄柱又は鉄塔を構成する钢管（コンクリート又はモルタルを充てんしたものを含む。）は、次によること。</p> <p>イ 鋼材は、次のいずれかであること。</p> <p>(イ) <u>民間規格評価機関として日本電気技術規格委員会が承認した規格である「溶接構造用圧延鋼材」に規定する溶接構造用圧延鋼材を管状に溶接したもの</u></p> <p>2 前項各号の規定によらない钢管柱は、次の各号に適合すること。</p> <p>一 鋼管は、次のいずれかであること。</p> <p>(略)</p> <p>ロ <u>民間規格評価機関として日本電気技術規格委員会が承認した規格である「溶接構造用圧延鋼材」に規定する溶接構造用圧延鋼材を管状に溶接したもの</u></p>

	(参考：日本電気技術規格委員会（JESC）における、「リスト A. 国の電気設備の技術基準の解釈に関連付く規格のリスト」抜粋)																				
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>電技解釈</th><th>規格番号</th><th>規格名</th><th>適用</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第 56 条第 1 項 第四号イ(ロ)</td><td>JIS G 3106 (2022)</td><td>溶接構造用 圧延鋼材</td><td>-</td></tr> <tr> <td>第 57 条第 1 項 第二号イ(ロ)</td><td>JIS G 3106 (2022)</td><td>溶接構造用 圧延鋼材</td><td>-</td></tr> <tr> <td>第 57 条第 1 項 第四号イ(イ)</td><td>JIS G 3106 (2022)</td><td>溶接構造用 圧延鋼材</td><td>-</td></tr> <tr> <td>第 57 条第 2 項 第一号ロ</td><td>JIS G 3106 (2022)</td><td>溶接構造用 圧延鋼材</td><td>-</td></tr> </tbody> </table>	電技解釈	規格番号	規格名	適用	第 56 条第 1 項 第四号イ(ロ)	JIS G 3106 (2022)	溶接構造用 圧延鋼材	-	第 57 条第 1 項 第二号イ(ロ)	JIS G 3106 (2022)	溶接構造用 圧延鋼材	-	第 57 条第 1 項 第四号イ(イ)	JIS G 3106 (2022)	溶接構造用 圧延鋼材	-	第 57 条第 2 項 第一号ロ	JIS G 3106 (2022)	溶接構造用 圧延鋼材	-
電技解釈	規格番号	規格名	適用																		
第 56 条第 1 項 第四号イ(ロ)	JIS G 3106 (2022)	溶接構造用 圧延鋼材	-																		
第 57 条第 1 項 第二号イ(ロ)	JIS G 3106 (2022)	溶接構造用 圧延鋼材	-																		
第 57 条第 1 項 第四号イ(イ)	JIS G 3106 (2022)	溶接構造用 圧延鋼材	-																		
第 57 条第 2 項 第一号ロ	JIS G 3106 (2022)	溶接構造用 圧延鋼材	-																		
5. 改正・移行の経緯と概要	ISO 630-1、ISO 630-2 および ISO 630-3 を基とし、技術的内容を変更して作成した日本産業規格であり、橋梁、船舶、車両、石油貯槽、容器その他の溶接構造物に用いる熱間圧延鋼材及び熱間押出形鋼であって、溶接性の優れたものについて規定する。 異形平鋼の要求事項の明確化、及びその他構造用鋼材 JIS の共通改正項目を反映する。																				
6. 引用規格と新規格の規格内容の比較	<ul style="list-style-type: none"> <li>・異形平鋼の品質規定を明確化（附属書 JD 新設）。</li> <li>・個別に定義していた用語を削除し、他 JIS と整合を図るように変更。</li> <li>・平鋼、異形平鋼、形鋼の要求事項の明確化。</li> <li>・引張試験片の種類及び取り扱いの明確化。</li> <li>・注文者が提示しなければならない情報の明確化。</li> </ul>																				
7. 新規格の分類	D (規格が改正されており、内容が変更されているが、規定内容(品質・性能)が同等以上のもの)																				
8. 検討結果	分類は D であり「電技解釈における JIS 規格等引用の区分の考え方」に基づき、新 JIS を引用することが可能と考えられる。																				
9. 電技解釈文の見直し要否	不要：今回の改正は、異形平鋼に関する規定の追加や試験片の取り扱いの明確化が行われた。規定内容（品質・性能）は旧規格と同等以上であるため、電技解釈への継続引用に技術的問題はないと考えられる。なお、電技解釈の解説の見直しも不要。																				

## 電気設備の技術基準の解釈に引用されている規格に関する調査検討票

1. 引用規格	JIS G 3474 (2021) 「鉄塔用高張力鋼管」								
2. 新規格	JIS G 3474 (2024) 「鉄塔用高張力鋼管」								
3. 規格引用電技 解釈条文	電技解釈第 57 条【鉄柱及び鉄塔の構成等】								
4. 解釈における 記述	<p>第57条 架空電線路の支持物として使用する鉄柱又は鉄塔は、次の各号に適合するもの又は次項の規定に適合する 鋼管柱であること。</p> <p style="text-align: right;">(略)</p> <p>四 鉄柱又は鉄塔を構成する鋼管(コンクリート又はモルタルを充てんしたものを含む。)は、次によること。</p> <p>イ 鋼材は、次のいずれかであること。</p> <p style="text-align: right;">(略)</p> <p>(ハ) 民間規格評価機関として日本電気技術規格委員会が承認した規格である「<u>鉄塔用高張力鋼管</u>」に規定する鉄塔用高張力鋼管</p> <p>(参考：日本電気技術規格委員会（JESC）における、「リスト A. 国の電気設備の技術基準の解釈に関する規格のリスト」抜粋)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>電技解釈</th> <th>規格番号</th> <th>規格名</th> <th>適用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第 57 条 第 1 項 第四号イ(ハ)</td> <td>JIS G 3474 (2021)</td> <td>鉄塔用高張力鋼管</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table>	電技解釈	規格番号	規格名	適用	第 57 条 第 1 項 第四号イ(ハ)	JIS G 3474 (2021)	鉄塔用高張力鋼管	-
電技解釈	規格番号	規格名	適用						
第 57 条 第 1 項 第四号イ(ハ)	JIS G 3474 (2021)	鉄塔用高張力鋼管	-						
5. 改正・移行の 経緯と概要	定期見直しであり、要求事項について、曖昧な規定および鋼管関連 JIS で共通的に採用している定型文の見直し等の改正を行った。								
6. 引用規格と新規格の規格内容の比較	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 製造方法、化学成分について曖昧な表現を明確にした。</li> <li>・ “炭素当量又は溶接割れ感受性組成”から“溶接性”に変更し、要求事項を明確にした。</li> <li>・ 機械的性質は、鉄鋼 JIS の機械的性質として規定している“降伏点又は耐力”に関して、要求事項の明確にした。</li> <li>・ 寸法及び単位質量について、規定内容の式及び位（数値の丸め方）を明確にした。</li> <li>・ 管の長さの許容差について、マイナス側の許容差が認められることが分かりにくかったため、受渡当事者間の協定によって、マイナス側の許容差を規定してもよいことを明確にした。</li> <li>・ 機械試験のうち供試材の採り方について、熱処理条件について明確にした。</li> <li>・ “炭素当量”を“溶接性”に変更した。</li> <li>・ 注文者によって提示される情報について、製品の要求事項を明確にするため、個別の鋼材 JIS 全体に展開する方針を決定されていることから、注文者の提示条件を規定した。</li> <li>・ 檢査文書の提出について、鋼管関連 JIS 共通文言に合わせて表現を見直し、鋼材 JIS 共通に従い“含有率”を“分析値”に変更した。</li> </ul>								

<b>7. 新規格の分類</b>	D（規格が改正されており、内容が変更されているが、規定内容（品質・性能）が同等以上のもの）
<b>8. 検討結果</b>	分類は D であり「電技解釈における JIS 規格等引用の区分の考え方」に基づき、新 JIS を引用することが可能と考えられる。
<b>9. 電技解釈文の見直し要否</b>	不要：今回の改正は、要求事項の明確化であり、規定性能は同等である。規定内容（品質・性能）は旧規格と同等以上であるため、電技解釈への継続引用に技術的問題はないと考えられる。 なお、電技解釈の解説の見直しも不要。

## 電気設備の技術基準の解釈に引用されている規格に関する調査検討票

1. 引用規格	JIS G 3129 (2018) 「鉄塔用高張力鋼鋼材」
2. 新規格	JIS G 3129 (2024) 「鉄塔用高張力鋼鋼材」
3. 規格引用電技 解釈条文	電技解釈第 57 条【鉄柱及び鉄塔の構成等】
4. 解釈における 記述	<p>第57条 架空電線路の支持物として使用する鉄柱又は鉄塔は、次の各号に適合するもの又は次項の規定に適合する 鋼管柱であること。</p> <p style="text-align: right;">(略)</p> <p>二 鉄柱（鋼板組立柱を除く。以下この条において同じ。）又は鉄塔を構成する鋼板、形鋼、平鋼及び棒鋼は、次によること。</p> <p>イ 鋼材は、次のいずれかであること。</p> <p style="text-align: right;">(略)</p> <p>(ニ) <u>日本産業規格 JIS G 3129 (2018) 「鉄塔用高張力鋼鋼材」</u> <u>に規定する鉄塔用高張力鋼鋼材</u></p>
5. 改正・移行の 経緯と概要	今回の改正で、新たな箇条として“用語及び定義”及び“注文者によって提示される情報”を追加するとともに、その他構造用鋼材 JIS の共通改正項目の追加を行った。
6. 引用規格と新 規格の規格内 容の比較	<ul style="list-style-type: none"> <li>・用語及び定義を追加し、JIS G 0201 [鉄鋼用語（熱処理）]、JIS G 0202 [鉄鋼用語（試験）] 及び JIS G 0203 [鉄鋼用語（製品及び品質）] を引用した。</li> <li>・山形鋼の適用厚さについて、要求事項を明確にした。</li> <li>・化学成分の規定外元素について、その他構造用鋼材 JIS と同様の記載に変更し要求事項を明確にした。</li> <li>・旧規格では、“炭素当量”としていたが、この規格では、その他構造用鋼材 JIS と同様に JIS G 0203 に記載されている用語“溶接性”に変更し、要求事項を明確にした。</li> <li>また、規定についても、その他構造用鋼材 JIS と同様の記載に変更し分かりやすい規定とした。</li> <li>・降伏点又は耐力、引張強さ及び伸びについて、要求事項の明確化を図った。</li> <li>・試験方法について、製品規格では、衝撃刃の形式を規定した。</li> <li>・注文者によって提示される情報について、製品の要求事項を明確にするため、個別の鋼材 JIS 全体に展開する方針を決定していることから、注文者の提示条件を規定した。</li> </ul>
7. 新規格の分類	D (規格が改正されており、内容が変更されているが、規定内容(品質・性能)が同等以上のもの)
8. 検討結果	分類は D であり「電技解釈における JIS 規格等引用の区分の考え方」に基づき、新 JIS を引用することが可能と考えられる。
9. 電技解釈文の 見直し要否	要：今回の改正は、用語及び定義の追加や要求事項の明確化であり、規定性能は同等である。規定内容（品質・性能）は旧規格と同等以上であるため、電技解釈への継続引用に技術的問題はないと考えられる。引用 JIS を新 JIS に置換えるのみ。なお、電技解釈の解説の見直しは不要。

## 電気設備の技術基準の解釈に引用されている規格に関する調査検討票

<b>1. 引用規格</b>	JIS C 8308 (1988) 「カバー付きナイフスイッチ」
<b>2. 新規格</b>	JIS C 8201-3 (2025) 「低圧開閉装置及び制御装置—第3部：開閉器、断路器、断路用開閉器及びヒューズ組みユニット」
<b>3. 規格引用電技 解釈条文</b>	電技解釈第150条【配線器具の施設】
<b>4. 解釈における 記述</b>	<p>第150条 低圧用の配線器具は、次の各号により施設すること。 (略)</p> <p>2 低圧用の非包装ヒューズは、不燃性のもので製作した箱又は内面全てに不燃性のものを張った箱の内部に施設すること。ただし、使用電圧が300V以下の低圧配線において、次の各号に適合する器具又は電気用品安全法の適用を受ける器具に収めて施設する場合は、この限りでない。</p> <p>一 極相互の間に、開閉したとき又はヒューズが溶断したときに生じるアークが他の極に及ばないような絶縁性の隔壁を設けること。</p> <p>二 カバーは、耐アーク性の合成樹脂で製作したものであり、かつ、振動により外れないものであること。</p> <p>三 完成品は、<u>日本産業規格 JIS C 8308 (1988) 「カバー付きナイフスイッチ」</u>の「3.1 温度上昇」、「3.6 短絡遮断」、「3.7 耐熱」及び「3.9 カバーの強度」に適合するものであること。</p>
<b>5. 改正・移行の 経緯と概要</b>	カバー付きナイフスイッチなど、我が国独自の低圧用非包装ヒューズを使用した製品は、対応国際規格との整合を図ることが難しく、需要が減少しているなどの理由から2005年にJIS C 8301「カットアウトスイッチ」、JIS C 8308「カバー付きナイフスイッチ」及びJIS C 8326「低圧箱開閉器」は廃止された。しかし、これらの製品は現在もなお製造され、かつ、使用されているなどの実状を勘案して、電技解釈に於ける要求事項をJIS C 8201-3(2025)の附属書JAとして追加規定された。
<b>6. 引用規格と新 規格の規格内 容の比較</b>	・第150条において完成品に要求されているJIS C 8303(1988)の「3.1 温度上昇」、「3.6 短絡遮断」、「3.7 耐熱」及び「3.9 カバーの強度」は、新規格のJIS C 8201-3(2025)の附属書JAへ規定内容が完全に移行されている。
<b>7. 新規格の分類</b>	E(引用されている規格が改正・廃止されており、規格体系が大幅に変更されているが、規定内容(品質・性能)が同等以上のもの)
<b>8. 検討結果</b>	分類はEであり、「電技解釈におけるJIS規格等引用の区分の考え方」に基づき、JIS規格を引用することが可能と考えられる。
<b>9. 電技解釈文の 見直し要否</b>	要:引用先を新JISに修正する。なお、電技解釈の解説も見直し。

## 電気設備の技術基準の解釈に引用されている JIS 規格に関する調査検討票

1. 引用規格	JIS G 3456 (2019) 「高温配管用炭素鋼鋼管」
2. 新規格	JIS G 3456 (2024) 「高温配管用炭素鋼鋼管」
3. 規格引用電技解釈 条文	電技解釈第 197 条【パイプライン等の電熱装置の施設】
4. 解釈における記述	<p>第 197 条 パイプライン等(導管及びその他の工作物により液体の輸送を行う施設の総体をいう。以下この条において同じ。)に発熱線を施設する場合(第 4 項の規定により施設する場合を除く。)は、次の各号によること。</p> <p style="text-align: right;">(略)</p> <p>2 パイプライン等に電流を直接通じ、パイプライン等自体を発熱体とする装置(以下この項において「直接加熱装置」という。)を施設する場合は、次の各号によること。</p> <p style="text-align: right;">(略)</p> <p>三 発熱体となるパイプライン等は、次に適合するものであること。</p> <p>イ 導体部分の材料は、次のいずれかであること。</p> <p>(イ) 日本産業規格 JIS G 3452 (2019) 「配管用炭素鋼鋼管」に規定する配管用炭素鋼鋼管</p> <p>(ロ) 日本産業規格 JIS G 3454 (2017) 「圧力配管用炭素鋼鋼管」(JIS G 3454 (2019) にて追補)に規定する圧力配管用炭素鋼鋼管</p> <p>(ハ) <u>日本産業規格 JIS G 3456 (2019) 「高温配管用炭素鋼鋼管」</u>に規定する高温配管用炭素鋼鋼管</p>
5. 改正・移行の経緯 と概要	要求事項についての曖昧な規定の見直し、分かりやすく誤解の生じない表現とする観点から、主に鋼管関連 JIS で共通的に採用している定型文を水平展開した改正がされた。
6. 引用 JIS と新 JIS の規格内容の比較	<ol style="list-style-type: none"> <li>1) 適用範囲(箇条 1) <ul style="list-style-type: none"> <li>・寸法に関する記載を注記へ移行。</li> <li>・高圧配管用規格である JIS G 3455 と記載表現を整合(呼び径を追加 等)。</li> </ul> </li> <li>2) 用語及び定義(箇条 3) <ul style="list-style-type: none"> <li>・新たな箇条を追加。用語の定義は JIS G 0201、JIS G 0202 及び JIS G 0203 による。</li> </ul> </li> <li>3) 種類の記号(箇条 4) <ul style="list-style-type: none"> <li>・表 1 の見直し。STPT480 の製管方法は“継目無し”のみであることを明確化。</li> </ul> </li> <li>4) 引張強さ、降伏点又は耐力、及び伸び(7.1) <ul style="list-style-type: none"> <li>・鉄鋼 JIS の機械的性質として規定している“降伏点又は耐力”に関し、要求事項の明確化及び対応国際規格との整合性向上の観点から、特に指定がない場合の要件について、表 4 の注書きを追加。</li> </ul> </li> <li>5) 水圧試験特性又は非破壊試験特性の選択(箇条 8) <ul style="list-style-type: none"> <li>・箇条の題名を「水圧試験特性又は非破壊試験特性」から変更。</li> </ul> </li> <li>6) 曲げ試験(12.2.5) <ul style="list-style-type: none"> <li>・钢管関連 JIS 共通の定型文に見直し。</li> <li>・試験片形状の明確化として、「管状試験片」を追加。</li> </ul> </li> <li>7) 水圧試験(12.3) 及び非破壊試験(12.4) <ul style="list-style-type: none"> <li>・旧規格の 11.3(水圧試験又は非破壊試験)を 12.3 と 12.4 とに</li> </ul> </li> </ol>

	<p>分割して規定。</p> <p>8) 非破壊試験 (12. 4)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・超音波探傷試験方法及び渦電流探傷試験方法における人工きずの規定を鋼管関連 JIS の非破壊試験の定型文と整合。</li> </ul> <p>9) 非破壊試験 (12. 4)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・溶接鋼管における超音波探傷試験の適用範囲が JIS G 0582 に基づくことを明確化。</li> <li>・注記として、JIS G 0582 の適用範囲を記載し、この規格における適用範囲を明確化。</li> </ul> <p>10) 注文者によって提示される情報 (箇条 15)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新たな箇条を追加。注文者は、注文時に種類の記号、製管方法及び仕上げ方法並びに寸法を製造業者、加工業者又は中間業者に提示しなければならないことを規定。</li> </ul> <p>11) 超音波探傷試験 (JA. 2)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・12. 4 と同じ表現に改め、超音波探傷試験の適用範囲が JIS G 0582 によることを明確化。</li> </ul> <p>12) 超音波探傷試験 (JA. 2) 及び渦電流探傷試験 (JA. 3)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・きずの判定基準の記載表現を変更。</li> </ul>
7. 新 JIS の分類	D (規格が改正されており、内容が変更されているが、規定内容(品質・性能)が同等以上のもの)
8. 検討結果	分類は D であり「電技解釈における JIS 規格等引用の区分の考え方」に基づき、新 JIS を引用することが可能と考えられる。
9. 電技解釈文の見直し要否	要 : 今回の改正は、「要求事項についての曖昧な規定の見直し」及び「分かりやすく誤解の生じない表現とした見直し」であり、緩和されたものはない。規定内容(品質・性能)は旧規格と同等以上であるため、電技解釈への継続引用に技術的問題はないと考えられる。引用 JIS を新 JIS に置換えるのみ。なお、電技解釈の解説の見直しは不要。

## 電技解釈における規格引用の区分の考え方

新 JIS 等の分類および電技解釈が新 JIS 等を引用することの妥当性について、新旧 JIS 等の内容比較を行い下表のとおり分類することとする。

分類記号	分類内容 《新 JIS 等の引用可否》
A	最新の JIS 規格等が引用されており、記載に不備がないもの。 《新 JIS 等を引用済み》
B	記載が不備なもの。 ・「名称」、「年号」など記載が不足している。 《不足等を補うことにより引用が可能》
C	引用されている規格自体は改正されているが、新 JIS 等の規定内容に変更がないもの。 ・規格の一部が引用されている場合で、引用箇所の規定内容に全く変更がない。 《引用が可能》
D	引用されている規格が改正されており、新 JIS 等の規定内容（品質・性能）が同等以上のもの。 ・規定項目、規定値等に変更がない。 ・規定項目が追加されている、規定値が厳しくなっている など。 《引用が可能》
E	引用されている規格が改正・廃止されており、規格体系・規格内容が大幅に変更されているが、規定内容（品質・性能）が同等以上のもの。 ・IEC 等で規定内容は同等だが、国際規格自体の体系が大幅に変更になっている など。 《引用が可能》
F	引用されている規格が改正されており、新 JIS 等の規定内容（品質・性能）が簡素化されているもの。 ・規定項目が削除されている、規定値が緩和されている など。 ※一部規定内容が簡素化されても、合理的な見直しと判断されるものはCまたはDに含める。 《引用が不可能》
G	引用されている規格が改正・廃止されており、規格体系・規格内容が大幅に変更され、引用されている規格の規定内容を追えないもの。 《引用が不可能》
H	引用されている規格が廃止され、移行先のないもの。 《引用が不可能》
—	調査対象外。

※ 旧 JIS 等 ; 現在引用されている JIS 等の民間規格 (JEC 等)  
 ※ 新 JIS 等 ; 旧 JIS 等が改正されたもの

# 電気設備の技術基準の解釈が引用する規格に関する 電気設備技術基準関連規格等調査委員会での確認結果

電気設備技術基準関連規格等調査委員会

## JIS T 1022に関する確認結果

項目	説明
規格名称	(旧) JIS T 1022 (2018) 「病院設備の安全基準」 (新) JIS T 1022 (2023) 「病院設備の安全基準」
規格概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>医用電気機器などの使用上の安全確保を目的とし、病院、診療所などの医用室に設ける電気設備のうちの、接地、非常電源及び電源回路に対する施設方法、検査方法及び保守方法について規定している。</li> </ul>
	
規格の主な改正点	<ul style="list-style-type: none"> <li>過負荷電流による電源の遮断を防止するための電流監視装置と過電流警報装置とを同一に扱っていたが、適用場所に応じた要求事項がある。このことを踏まえ、個々の装置に必要な要件が整備された。</li> <li>病院電気設備における電源の供給信頼性上、重要な非常電源に関し、現状の使用実態などを踏まえた非常電源の種類の見直しが行われた。</li> <li>検査及び保守における完成検査は、完成時だけに適用していた。しかし、近年は、完成後に新たな医用電気機器の導入などによる電気配線の変更があることから、完成検査の適用についての見直しが行われた。</li> </ul>
確認結果	<p>電技解釈が引用している当該JISの旧JISと新JISの改正点に関する比較検討を実施。 引用箇所の規定内容に変更がないことから、電技解釈への継続引用に技術的問題はないと判断した。</p>

## JIS B 8210に関する確認結果

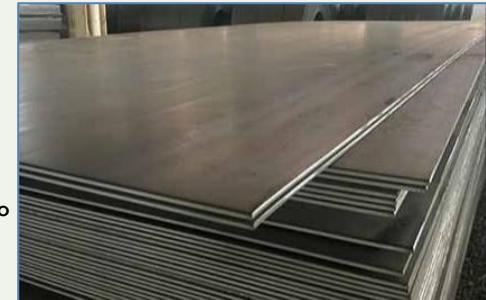
項目	説明	
規格名称	(旧) JIS B 8210 (2017) 「安全弁」 (新) JIS B 8210 (2025) 「安全弁」	
規格概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>設定圧力が0.1MPa(ゲージ圧)以上でのど部の径が7mm以上の全量式又は弁座口の径15mm以上の揚程式安全弁について規定するもの。</li> <li>使用する流体の圧力以外のいかなる動力の補助もなしで、あらかじめ設定した安全な圧力を超えることを防止するため、自動的に所定量の流体を放出し、正常な仕様圧力状態に回復した後、再び閉止して、それ以上の流体を放出しないように設計した安全弁の構造、材料、製品検査、形式試験等について規定されている。</li> </ul>	
規格の主な改正点	<ul style="list-style-type: none"> <li>製造実態及び参照規格の規定を参考に、安全弁の吹下り測定の見直し及び旧規格(JIS B8210:2009)の内容について使用材料などを見なおし、復活させた。</li> <li>ASME規格等を参考に既定のなかった、ドレン抜きを設ける際の詳細を規定、また背圧が存在しても水圧試験を実施しなくてもよい条件を追加。</li> <li>参照規格(API: American Petroleum Institute)からの図、式等引用・転載を規格(API)の参照に変更。</li> </ul>	
確認結果	電技解釈が引用している当該JISの旧JISと新JISの改正点に関する比較検討を実施。今回、規定項目の追加、試験・測定の緩和等が実施されたが、規定内容（品質・性能）は同等以上であるため、電技解釈への継続引用に技術的問題がないと判断した。	

# JIS B 8265 に関する確認結果

項目	説明
規格名称	(旧) JIS B 8265 (2017) 「圧力容器の構造—一般事項」 (新) JIS B 8265 (2024) 「圧力容器の構造—一般事項」
規格概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>圧力容器関連4法（高圧ガス保安法、電気事業法、ガス事業法、労働安全衛生法）の技術基準解釈に共通する技術基準（省令、告示など）の整合化を図る目的で、各技術基準における共通事項を一般事項として規定。</li> <li>本規格の本体は、1 適用範囲、2 引用規格、3 用語及び定義、4 材料、5 設計、6 溶接、7 製作、8 試験及び検査、9 安全装置、10 表示及び適合性評価によって構成され、さらに20の附属書にて材料の許容引張応力、圧力容器の胴及び鏡板、圧力容器の耐圧試験などの詳細が規定されている。</li> </ul>
規格の主な改正点	<ul style="list-style-type: none"> <li>衝撃試験の判定基準を満たす低温使用限界を最低使用温度として、許容引張応力表に新設。最低使用温度までは追加の衝撃試験なしで使用可となり、設計利便性が向上。</li> <li>水素ステーション等の新規分野への適用要請を反映、材料リストを拡充。設計圧力30MPa未満の規定を削除。</li> <li>突合せ溶接継手の衝撃試験方法・判定基準を削除し、JIS B 8267:2022の附属書Rを引用する形に再編。試験・判定フローの整合が図られた。</li> <li>代替規格JIS B 8267やASME Div.1の改訂と、規格の構成・章立、名称や試験等を整合化</li> </ul>
確認結果	電技解釈が引用している当該JISの旧JISと、新JISの改正点に関する比較検討を実施。改正点は整合が図られており、規定内容（品質・性能）は旧規格と同等以上であるため、電技解釈への継続引用に技術的問題はないと考えられる。

## JIS G 3101に関する確認結果

項目	説明
規格名称	(旧) JIS G 3101 : 2020+追補1:2022 「一般構造用圧延鋼材」 (新) JIS G 3101 : 2024 「一般構造用圧延鋼材」
規格概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>本規格は、ISO 630-1 及びISO 630-2 を基とし、技術的内容を変更して作成した日本産業規格である。</li> <li>橋梁、船舶、車両その他の構造物に用いる一般構造用の熱間圧延鋼材及び熱間押出形鋼について規定する。</li> <li>電技解釈第56条【鉄筋コンクリート柱の構成等】で規定する、電線路の支持物として使用する鉄筋コンクリート柱の構成材料、並びに第57条【鉄柱及び鉄塔の構成等】で規定する、架空電線路の支持物として使用する鉄柱又は鉄塔の構成材料にJISを引用している。</li> </ul>
規格の主な改正点	<ul style="list-style-type: none"> <li>異形平鋼の品質規定（附属書JC）を新設。</li> <li>個別に定義していた用語を削除し、他JISと整合を図るように変更。</li> <li>平鋼、異形平鋼、形鋼の要求事項の明確化。</li> <li>引張試験片の種類及び取り扱いの明確化。</li> <li>注文者が提示しなければならない情報の明確化。</li> </ul>
確認結果	電技解釈が引用している当該JISの旧JISと新JISの改正点に関する比較検討を実施。今回の改正は、異形平鋼に関する規定の追加や試験片の取り扱いの明確化が行われた。規定内容（品質・性能）は旧規格と同等以上であるため、電技解釈への継続引用に技術的問題はないとの判断した。



## JIS G 3106に関する確認結果

項目	説明
規格名称	(旧) JIS G 3106 (2020+追補1:2022) 「溶接構造用圧延鋼材」 (新) JIS G 3106 (2024) 「溶接構造用圧延鋼材」
規格概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>本規格は、ISO 630-1, ISO 630-2及びISO 630-3を基とし、技術的内容を変更して作成した日本産業規格である。</li> <li>橋梁、船舶、車両、石油貯槽、容器その他の溶接構造物に用いる熱間圧延鋼材及び熱間押出形鋼であって、溶接性の優れたものについて規定する。</li> <li>電技解釈第56条【鉄筋コンクリート柱の構成等】で規定する、電線路の支持物として使用する鉄筋コンクリート柱の構成材料、並びに第57条【鉄柱及び鉄塔の構成等】で規定する、架空電線路の支持物として使用する鉄柱又は鉄塔の構成材料にJISを引用している。</li> </ul>
規格の主な改正点	<ul style="list-style-type: none"> <li>異形平鋼の品質規定を明確化（附属書JD新設）。</li> <li>個別に定義していた用語を削除し、他JISと整合を図るように変更。</li> <li>平鋼、異形平鋼、形鋼の要求事項の明確化。</li> <li>引張試験片の種類及び取り扱いの明確化。</li> <li>注文者が提示しなければならない情報の明確化。</li> </ul>
確認結果	電技解釈が引用している当該JISの旧JISと新JISの改正点に関する比較検討を実施。今回の改正は、異形平鋼に関する規定の追加や試験片の取り扱いの明確化が行われた。規定内容（品質・性能）は旧規格と同等以上であるため、電技解釈への継続引用に技術的問題はないと判断した。

## JIS G 3474に関する確認結果

項目	説明
規格名称	(旧) JIS G 3474 (2021) 「鉄塔用高張力鋼管」 (新) JIS G 3474 (2024) 「鉄塔用高張力鋼管」
規格概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>この規格は主に送電鉄塔に用いる高張力鋼管について規定したものである。</li> <li>電技解釈第57条【鉄柱及び鉄塔の構成等】で規定する、架空電線路の支持物として使用する鉄柱又は鉄塔の構成材料に引用している。</li> </ul>
規格の 主な改正点	<ul style="list-style-type: none"> <li>その他JIS に合わせた記載変更、要求事項明確化。</li> <li>注文者によって提示される情報について、製品の要求事項を明確化及び個別の钢管注文者の提示条件の規定追加。</li> <li>検査文書の提出について、钢管関連JIS 共通文言に合わせた表現の見直し及び鋼材JIS 共通に従った用語の統一化。</li> </ul>
確認結果	電技解釈が引用している当該JISの旧JISと新JISの改正点に関する比較検討を実施。今回の改正は、要求事項の明確化であり、規定内容（品質・性能）は旧規格と同等以上であるため、電技解釈への継続引用に技術的問題ないと判断した。



# JIS G 3129に関する確認結果

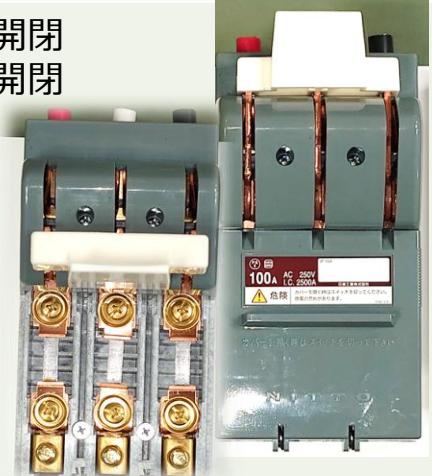
7

項目	説明
規格名称	(旧) JIS G 3129 (2018) 「鉄塔用高張力鋼鋼材」 (新) JIS G 3129 (2024) 「鉄塔用高張力鋼鋼材」
規格概要	<ul style="list-style-type: none"><li>この規格は主に送電鉄塔に用いる高張力鋼材について規定したものである。</li><li>電技解釈第57条【鉄柱及び鉄塔の構成等】で規定する、架空電線路の支持物として使用する鉄柱又は鉄塔の構成材料に引用している。</li></ul>
規格の主な改正点	<ul style="list-style-type: none"><li>JIS G 0201 [鉄鋼用語（熱処理）] , JIS G 0202 [鉄鋼用語（試験）] 及びJIS G 0203 [鉄鋼用語（製品及び品質）] を引用した用語及び定義の追加。</li><li>その他JISに合わせた記載変更、要求事項明確化。</li><li>注文者によって提示される情報について、製品の要求事項を明確化及び個別の鋼材注文者の提示条件の規定追加。</li></ul>
確認結果	電技解釈が引用している当該JISの旧JISと新JISの改正点に関する比較検討を実施。今回の改正は、用語及び定義の追加や要求事項の明確化であり、規定内容（品質・性能）は旧規格と同等以上であるため、電技解釈への継続引用に技術的問題はないとの判断した。

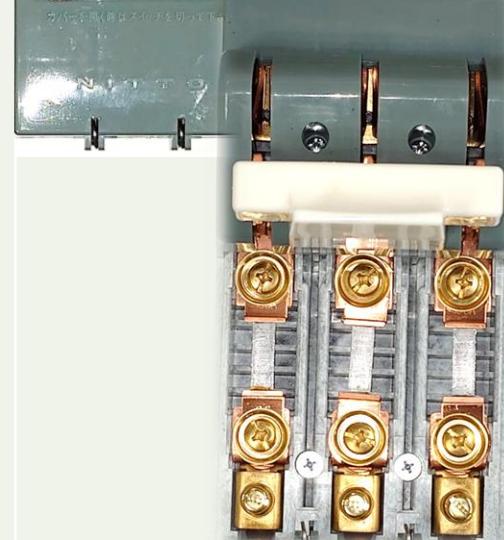


# JIS C 8308及びJIS C 8201-3に関する確認結果

項目	説明
規格名称	(旧) JIS C 8308 (1988) 「カバー付きナイフスイッチ」 (新) JIS C 8201-3 (2025) 「低圧開閉装置及び制御装置-第3部：開閉器、断路器、断路用開閉器及びヒューズ組みユニット」
規格概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>JIS C 8308は、交流250V以下の電路において、従来一般電路の主幹開閉器、分岐開閉器として多用され、今日でも電熱回路・電動機回路の操作開閉器として利用される、表面接続形スイッチの製品規格である。この製品は、台付きナイフスイッチの前面にブレードが出入りする溝のあるカバーで充電部(ヒューズを含む)を覆うように取付け、各々の極の間に隔壁を設け、カバーを開けることなく、手動で開閉操作できる開閉器であり、過電流保護素子には非包装のつめ付きヒューズを使用する。古くは器台に磁器を用いたが、器台・カバーとも合成樹脂製のものが国内では広く普及している。</li> <li>移行先のJIS C 8201-3は、定格電圧が交流1,000V以下又は直流1,500V以下の分岐回路及びモータ回路で使用する開閉器、断路器、断路用開閉器及びヒューズ組みユニット並びにこれらの附属品（相互接続ユニット、拡張端子、内部コイル、補助接点、モータオペレータ等）について規定されている。</li> </ul>
規格の主な改正点	カバー付きナイフスイッチなど、我が国独自の低圧用非包装ヒューズを使用した製品は、対応国際規格との整合を図ることが難しく、需要が減少しているなどの理由から2005年にJIS C 8301、JIS C 8308及びJIS C 8326は廃止された。しかし、これらの製品は現在も製造され、かつ、使用されているなどの実状を勘案して、電技解釈の要求事項をJIS C 8201-3 (2025) の附属書JAとして追加規定された。
確認結果	電技解釈第150条において、低圧用非包装ヒューズを施設する際、当該非包装ヒューズ使用器具の完成品に要求される性能であるJIS C 8308 (1988) の「3.1 温度上昇」、「3.6 短絡遮断」、「3.7 耐熱」及び「3.9 カバーの強度」の項目は、新JISへと完全に移行されており、規定内容（品質・性能）は同等以上であるため、移行先の新JISを電技解釈へ引用することに技術的問題はないと判断した。



## (参考) 電技解釈第150条第2項(低圧用非包裝ヒューズ)の使用器具

項目	説明		
規格名称	JIS C 8301 (1988) [廃止] 「カットアウトスイッチ」	JIS C 8308 (1988) [廃止] 「カバー付きナイフスイッチ」	JIS C 8326 (1988) [廃止] 「低圧箱開閉器」
該当製品	 	 	 

## JIS G 3456に関する確認結果

項目	説明
規格名称	(旧) JIS G 3456 (2019) 「高温配管用炭素鋼鋼管」 (新) JIS G 3456 (2024) 「高温配管用炭素鋼鋼管」
規格概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>主に350°Cを超える温度で使用する配管に用いる炭素鋼鋼管について規定している。この規格は、通常、外径10.5 mm～660.4 mm の管に適用される。</li> </ul>
規格の 主な改正点	<ul style="list-style-type: none"> <li>高圧配管用規格であるJIS G 3455と記載表現を整合。</li> <li>用語の定義はJIS G 0201、JIS G 0202及びJIS G 0203による。</li> <li>STPT480の製管方法は“継目無し”のみであることを明確化。</li> <li>鉄鋼JISの機械的性質として規定している“降伏点又は耐力”に関し、要求事項の明確化及び対応国際規格との整合性向上の観点から、特に指定がない場合の要件について明記。</li> <li>曲げ試験を鋼管関連JIS共通の定型文に見直し、試験片形状の「管状試験片」を追加し明確化。</li> <li>超音波探傷試験方法及び渦電流探傷試験方法における人工きずの規定を鋼管関連JISの非破壊試験の定型文と整合。</li> <li>溶接鋼管における超音波探傷試験の適用範囲がJIS G 0582に基づくことを明確化。</li> <li>注文者は、注文時に種類の記号、製管方法及び仕上げ方法並びに寸法を製造業者、加工業者又は中間業者に提示しなければならないことを規定。</li> </ul>
確認結果	<p>電技解釈が引用している当該JISの旧JISと新JISの改正点に関する比較検討を実施。</p> <p>今回の改正は、「要求事項についての曖昧な規定の見直し」及び「分かりやすく誤解の生じない表現とした見直し」であり、緩和されたものはないことから、規定内容（品質・性能）は旧規格と同等以上であるため、電技解釈への継続引用に技術的問題はないと判断した。</p>